

8B-1 no. 41

年少労働資料38号

昭和 58 年 版

勤 勞 青 少 年 の 現 状



労働省 婦人少年局

昭和 58 年 版

勤 労 青 少 年 の 現 状

労 働 省 婦 人 少 年 局

は し が き

この小冊子は、政府関係機関の発表した最新の統計資料から、勤労青少年に関するものを取りまとめたもので、主として勤労青少年の現状を統計的側面から紹介することを目的として作成したものである。

また、本文 3 の「勤労青少年の福祉施策の現状」については、できる限り、昭和58年度の施策を中心に説明を行った。

勤労青少年問題に関心を持たれる方々に広く御利用いただければ幸いである。

昭和 58 年 12 月

労働省婦人少年局長

目 次

は し が き

勤労青少年の現状

1 概 況	1
2 職業生活の動向	7
(1) 就業状況	7
イ 労働力人口	7
ロ 就 業 者	8
ハ 雇 用 者	16
(2) 新規学校卒業者の就職状況	22
イ 概 況	22
ロ 中学校・高等学校卒業者の状況	30
ハ 短期大学・大学卒業者の状況	42
(3) 職場における勤労青少年指導の状況等	54
(4) 勤労青少年の生活時間と行動内容等	60
(5) 離職状況	72
(6) 労働条件	78
イ 賃 金	78
(イ) 概 況	78
(ロ) 新規学校卒業者の初任給	80
ロ 労働時間・休日及び年次有給休暇等	90
(7) 労働災害	98
(8) 年少者に係る労働基準法違反状況	99
3 勤労青少年の福祉施策の現状	102
(1) 勤労青少年の福祉増進に関する施策	102
イ 「勤労青少年の日」を中心とした啓発活動	102
ロ 職業訓練又は教育を受ける勤労青少年に対する配慮	

についての事業主に対する指導，啓発等	102
ハ 勤労青少年ホームの充実	102
ニ 勤労青少年スポーツ活動の振興	104
ホ 魅力ある職場づくりの促進	105
ヘ 勤労青少年の国際交流の促進等	105
ト 実態調査の実施	105
チ 勤労青少年余暇活動研究会による研究	106
(2) 勤労青少年指導者の養成，確保に関する施策	106
イ 勤労青少年指導者大学講座の実施	106
ロ 勤労青少年ホーム指導員資格講習会の開催	107
ハ 勤労青少年福祉推進者講習会の開催	107
ニ 勤労青少年福祉員の活動への援助	107
ホ 婦人少年室協助員及び婦人少年室特別協助員制度の活用	108
ヘ 勤労青少年福祉シンポジウムの開催	108
ト 勤労青少年指導者会議の開催	109
(3) 年少労働者の保護に関する施策	109
(参考資料)	
1 勤労青少年福祉法	120
2 勤労青少年福祉対策基本方針に関する公示	126
3 勤労青少年ホーム一覧	130
4 勤労青少年ホーム災害補償保険制度	149

図 表 目 次

(就業状況等)

表 1	15歳以上青少年人口、労働力人口の推移	7
表 2	従業上の地位別青少年就業者数の推移	8
図 1	従業上の地位別青少年就業者の構成比の推移	9
表 3	産業別青少年就業者数の推移	10
図 2	産業別青少年就業者数の構成比の推移	11
表 4	職業別青少年就業者数の推移	12
図 3	職業別青少年就業者数の構成比の推移	13
図 4	産業別総就業者中に占める青少年の割合の推移	14
図 5	職業別総就業者中に占める青少年の割合の推移	15
図 6	青少年雇用率の推移	16
図 7	総雇用者中に占める青少年雇用者の割合の推移	17
表 5	規模別青少年雇用者数の推移	18
図 8	規模別青少年雇用者数の構成比の推移	19
表 6	親元を離れて寮・寄宿舎・下宿・間借りなどをして生活 している青少年雇用者数の推移	20
表 7	15～17歳の人口、労働力人口、就業者数、雇用者数の推移…	21
表 8	規模別15～17歳雇用者数の推移	21

(新規学卒者等)

表 9	新規学卒者の学歴別就職者数の推移	22
図 9	新規学卒者の学歴別卒業者に占める就職者数の割合の 推移	23
図 10	新規学卒就職者の学歴別構成比の推移	24
図 11	新規学卒就職者の第1次・第2次・第3次産業別構成比	25
表 10	中学校卒業者の都道府県別就職者数及び就職率	26
表 11	高等学校卒業者の都道府県別就職者数及び就職率	28

表 12	新規学卒者の職業紹介状況	30
表 13	新規学卒者を除く（一般）青少年の有効求人倍率の推移	31
表 14	新規学卒者の産業別求人，就職者数の構成比の推移 （中学校卒業者）	32
表 15	新規学卒者の産業別求人，就職者数の構成比の推移 （高等学校卒業者）	34
表 16	新規学卒者の規模別求人，就職者数の推移	36
表 17	新規学卒者の県外就職者数の推移	37
表 18	中学校卒業者の主要地域間移動状況	38
表 19	高等学校卒業者の主要地域間移動状況	40
表 20	短期大学卒業者の産業別就職者数及び構成比の推移	42
表 21	短期大学卒業者の職業別就職者数及び構成比の推移	43
表 22	大学卒業者の産業別就職者数及び構成比の推移	44
表 23	大学卒業者の職業別就職者数及び構成比の推移	45
表 24	短期大学の関係学科別，職業別就職者数	46
表 25	大学の関係学科別，職業別就職者数	48
表 26	短期大学の都道府県別就職状況	50
表 27	大学の都道府県別就職状況 （職場における勤労青少年指導の状況等）	52
図 12	各団体における地位（役職）別福祉員の状況	54
図 13	福祉員活動の現在と今後の活動の方向	55
図 14	勤労青少年からの相談受理の内容	56
図 15	最近の離転職の主な理由	57
図 16	現代の勤労青少年の特徴 （勤労青少年の生活時間と行動内容等）	58
表 28	青少年の生活行動時間（有業者）	60
表 29	3次活動（余暇活動）の内容別行動時間	62
表 30	3次活動（余暇活動）の内容別行動時間の構成比	64

図 17	能動的 3 次活動の行動者率	66
図 18	学習活動（学業以外）の種類別行動者率	67
表 31	主な学習活動の方法別構成比	68
図 19	スポーツ活動の種類別行動者率	69
表 32	主なスポーツ活動別利用施設の構成比	70
図 20	旅行の種類別行動者率	71

（就 職 状 況）

表 33	中学校卒業者の産業別離職率の推移	72
表 34	中学校卒業者の規模別離職率の推移	73
表 35	高等学校卒業者の産業別離職率の推移	74
表 36	高等学校卒業者の規模別離職率の推移	75
表 37	就職後 1 年間ににおける在職月数別離職状況の推移	76

（ 労 働 条 件 ）

表 38	青少年 1 人平均月間所定内給与額	78
表 39	学歴別初任給の状況	80
表 40	主な産業別にみた学歴別初任給	82
表 41	主な産業別にみた初任給の学歴間格差	83
表 42	規模、学歴別初任給額	84
表 43	学歴及び初任給階級別新規学卒者数の割合	86
表 44	地域別初任給	88
表 45	週所定労働時間階級別適用労働者数の割合の推移	90
表 46	1 日の所定労働時間階級別適用労働者数の割合の推移	91
表 47	主な週休制の形態別企業数の割合及び労働者数の 割合の推移	92
表 48	週休以外の休日日数階級別企業数の割合の推移	94
表 49	週休以外の休日の種類別にみた企業の採用率 及び平均休日日数の推移	95
表 50	労働者 1 人平均の年次有給休暇の付与日数	

取得日数及び取得率の推移	96
表 51 年間休日総数階級別適用労働者数の割合 (労働災害)	97
表 52 産業別労働災害発生件数 (労働基準法違反)	98
表 53 労働基準法に基づく定期監督実施状況の推移 (勤労青少年ホーム)	100
表 54 年度別、都道府県別、勤労青少年ホーム設置状況	110
表 55 勤労青少年ホーム利用状況	112
(その1) 登録人員	112
(その2) 内容別利用延人員の推移	112
(その3) 内容別利用延人員の構成比の推移	113
(その4) 昭和57年度年間利用者階級別勤労青少年ホーム数	113
(その5) クラブ活動内容別利用状況(昭和57年度)	114
(勤労青少年福祉員、勤労青少年福祉推進者)	
表 56 勤労青少年福祉員・福祉推進者の設置及び推進状況	117

勤労青少年の現状

1 概 況

(就 業 者)

労働力調査によると、昭和57年の青少年労働力人口（15～24歳）は702万人で、労働力率は43.3%である。

総労働力人口中に占める青少年労働力人口の割合は12.2%で、これを年齢階級別にみると15～19歳は2.5%、20～24歳は9.6%の割合である。

青少年労働力人口のうち、就業者は671万人で、これを従業上の地位別にみると、雇用者が93.0%（624万人）、家族従業者が5.1%（34万人）、自営業主が1.8%（12万人）である。

青少年就業者（15歳～24歳）を産業別にみると、卸売・小売・金融・保険・不動産業が最も多く全体の34.4%（231万人）、次いでサービス業（全体の23.1%、155万人）、製造業（同23.0%、154万人）と続いており、以上の3産業に青少年就業者の8割以上が集中している。

職業別にみると、事務従事者（全体の30.3%、203万人）、技能工・生産工程作業員及び労務作業員（同29.7%、199万人）、販売従事者（同13.0%、87万人）、専門的・技術的職業従事者（同11.0%、74万人）、保安職業・サービス職業従事者（同10.4%、70万人）が多く、以上の5職業に青少年就業者の9割以上が集中している。

青少年就業者数を昭和45年と比べると、実数で416万人、率で38.3%減少している。これを従業上の地位別にみると、雇用者で315万人（減少率33.5%）、家族従業者で91万人（同72.8%）、自営業主で8万人（同40.0%）それぞれ減少している。この結果、従業上の地位別構成比は昭和45年と比べて、雇用者で6.6ポイント上昇しているのに対して家族従業者は6.4ポイント低下しており、自営業主は同水準で推移している。

青少年就業者の産業別分布を昭和45年と比べると、各産業いずれも昭和45年より減少しているが、なかでも製造業の214万人の減少が最も大きい。この結果、昭和45年には、全産業中、最も大きな割合を占めていた製造業

(33.9%)は昭和57年には卸売・小売・金融・保険・不動産業(34.4%)サービス業(23.1%)に次いで3位(23.0%)となっている。

職業別にみると、専門的・技術的職業従事者だけが増加(23万人、増加率45.1%)、その他の職業ではいずれも減少しているが、技能工・生産工程作業員及び労務作業員の減少が最も大きい。

就業者の高齢化が進行している中で、全就業者中に占める青少年の割合は各産業とも小さくなってきている。昭和45年当時、最も青少年の割合の高かった製造業(26.7%)は、昭和57年には11.2%に低下しており、卸売・小売・金融・保険・不動産業の15.4%(昭和45年26.0%)、サービス業の14.6%(同22.5%)、公務の13.3%(同22.4%)に次いで4位となっている。

職業別に青少年就業者の占める割合をみると、事務従事者の20.9%(昭和45年35.2%)、専門的・技術的職業従事者の15.7%(同17.3%)保安職業・サービス職業従事者の14.6%(同25.1%)、技能工・生産工程作業員及び労務作業員の10.7%(同24.6%)、販売従事者の10.4%(同19.0%)等が高いが、昭和45年と比べると、いずれもその割合は大きく低下している。

親元を離れて単身で生活している青少年雇用者(非農林業)は138万人(昭和50年200万人)で非農林業雇用者(623万人)の22.2%(昭和50年27.9%)を占めている。これを年齢階級別に構成比でみると15～19歳が20.3%(同25.5%)、20～24歳が79.7%(同74.5%)となっており、昭和50年に比べると15～19歳の割合が低下している。

また、青少年雇用者(624万人)のうち、18歳未満の年少者は23万人、(昭和45年72万人)で青少年雇用者の3.7%(同7.7%)を占めている。このうち、非農林業に雇用されている年少者(22万人)について、企業規模別分布をみると、1～29人の小規模に50%(11万人)が集中しており、次いで30～99人規模に13.6%、100～499人規模及び1,000人以上規模にそれぞれ9.1%、官公には13.6%が集まっている。

（新規学校卒業者の就職状況）

学校基本調査によると、昭和58年3月新規学校卒業者は、中学校卒業者が72,409人（昭和45年271,266人）、高等学校卒業者が630,521人（同816,669人）、短期大学卒業者が131,609人（同80,740人）、大学卒業者が281,998人（同188,227人）となっている。

学歴別に卒業者中に占める就職者（就職進学者を含む。）の割合をみると、中学校卒業者は3.9%（昭和45年16.3%）、高等学校卒業者は41.5%（同58.2%）、短期大学卒業者は78.1%（同70.3%）大学卒業者は76.4%（同78.1%）である。昭和45年に比べると、中学校・高等学校卒業者では進学率の上昇により、就職率が大きく低下している。一方、大学卒業者でも大学院等への入学者が伸びており、就職率は若干低下している。こうした中で短期大学卒業者だけが7.8ポイントの伸びをみせている。

職業安定業務統計により、昭和58年3月中学校・高等学校卒業就職者の県外就職者数をみると、中学校卒業者は9千人（昭和45年6万9千人）、高等学校卒業者は14万3千人（同11万3千人）で、全就職者中に占める県外就職者の割合はそれぞれ19.4%（同34.9%）、27.5%（同29.6%）となっている。なお県外就職率は昭和48年3月卒業就職者（中学卒37.2%、高校卒36.3%）をピークに、地元就職志向が高まっており、58年3月中学校卒業就職者の県外就職率ははじめて20%台を割った。

一方、昭和58年3月短期大学及び大学卒業者の都道府県別就職状況を学校基本調査でみると、卒業した大学と同一都道府県内に就職した者は、短期大学卒業者で67.7%（男子63.8%、女子67.9%）、大学卒業者で、46.9%（男子43.5%、女子58.7%）となっている。

（職場における勤労青少年指導の状況等）

職場における勤労青少年指導に関する実態調査一勤労青少年福祉員活動一によると（107頁、「二勤労青少年福祉員の活動への援助」参照）昭和57年11月現在、過去1年間に行った主な活動として、①各種スポーツ活動の奨励と援助60.3%、②講演会等の開催51.8%、③職業能力の開発

（訓練・研修・講習等）47.4％，④優良勤労青少年の表彰39.4％，⑤各種資格免許の取得に対する配慮34.4％等を挙げている。

また、相談活動については、勤労青少年から相談を受けたことが「ある」と答えた者は調査対象者の52.1％で、相談内容の主なものとしては①各種資格取得に関すること48.6％，②賃金に関すること47.2％，③職場の人間関係に関すること44.0％，④スポーツ、文化活動に関すること38.4％，⑤労働時間に関すること33.3％等を挙げている。

勤労青少年福祉員は、青少年の離転職をどのように受け止めているか、勤労青少年の離転職の主な理由と思われるものとして①仕事に興味を持っていない50.1％，②賃金が低い45.3％，③ただ何となく23.7％，④上司、同僚との人間関係のトラブル22.8％，⑤人生の目標がない20.0％等を挙げている。

10年ぐらい前と比べて、現代の勤労青少年の特徴と思われるものについては、①礼儀が無作法になった40.0％，②協調性が弱くなった38.1％，③金銭感覚が強くなった34.2％，④積極性が弱くなった33.1％，⑤合理性が高まった31.9％等を挙げている。

（生活時間と行動内容等）

社会生活基本調査（昭和56年）によると有業青少年（就業者）の1次活動（生理的に必要な活動で、睡眠、食事、身のまわりの用事など。）は平日の場合、15～19歳が10時間26分（日曜日11時間26分）、20～24歳が10時間19分（同11時間31分）となっている。2次活動（義務的、拘束的な活動で仕事、家事・育児、在学者の勉強・研究など。）は平日の場合、15～19歳が9時間29分（日曜日4時間52分）、20～24歳が9時間37分（同4時間28分）となっている。3次活動（余暇的活動で、スポーツ、趣味・娯楽、休養など。）は平日の場合、15～19歳が4時間5分（日曜日7時間41分）、20～24歳も4時間5分（同8時間1分）となっている。

平日の場合には1日（24時間）の約6分の1、日曜日の場合には3分の1を占める3次活動（余暇活動）時間の内容をみると、男子の場合、平日

では15～19歳が3次活動時間の25.8%（女子23.2%）、20～24歳では、29.3%（同27.3%）を「趣味・娯楽」，「学習活動（学業以外）」，「スポーツ」等の能動的活動に当てているが，7割余の時間は「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」，「休養・くつろぎ」等の受動的活動となっている。

一方，日曜日の場合は15～19歳が3次活動時間の50.1%（女子47.3%）20～24歳では52.9%（同48.7%）を「交際」，「趣味・娯楽」，「スポーツ」，「学習活動（学業以外）」等の能動的活動に当てている。

（離職状況）

新規学校卒業就職者の就職離職状況調査によると，昭和56年3月中学校・高等学校卒業就職者の1年後（昭和57年3月末現在）の離職率は，中学校卒業者は33.7%（前年30.3%），高等学校卒業者は15.8%（同17.2%）で引き続き中学校卒業者の離職率は上昇している。また，3年後（昭和54年3月卒業就職者で，昭和57年3末日現在）の離職率をみると，中学校卒業者は52.0%（前年50.5%），高等学校卒業者は41.1%（同41.1%）となっており，中学校卒業者の場合，就職1年後で3分の1の者が，3年後では半数以上の者が離職している。

（労働条件）

賃金構造基本統計調査によると，昭和57年の17歳以下の1人平均月間所定内給与額は男子97,100円（前年91,900円），女子88,000円（同84,400円），18～19歳では男子113,400円（同107,900円），女子104,200円（同99,900円），20～24歳では男子136,800円（同130,800円），女子119,800円（同114,800円）となっている。

一方，昭和57年3月新規学校卒業者の初任給は，中学校卒業者の場合，男子91,000円（前年85,000円），女子81,300円（同77,500円），高等学校卒業男子103,400円（前年98,400円），女子97,500円（同93,100円），短期大学卒業男子111,200円（前年106,500円），女子106,900円（同102,600円），大学卒業男子127,200円（前年120,800円），女子119,100円（同115,000円）となっている。

労働時間制度調査（速報）によると、昭和57年の週所定労働時間は1企業平均で44時間27分（前年44時間31分）、労働者1人平均で41時間47分、（同41時間50分）となっている。

何らかの形態で週休2日制を採用している企業は49.0%（前年47.8%）で、何らかの形態による週休2日制の適用を受けている労働者は75.5%（同74.7%）で、その内容としては「完全週休2日制」が企業で6.1%、適用を受けている労働者で25.0%、「月3回週休2日制」は企業で3.3%、適用を受けている労働者で7.3%、「隔週週休2日制」は企業で8.5%、適用を受けている労働者で11.0%、「月2回週休2日制」は企業で14.4%、適用を受けている労働者で17.6%、「月1回週休2日制」は企業で16.7%、適用を受けている労働者で14.7%となっている。

週休以外の平均休日日数は16.9日（前年16.9日）で、労働者1人平均の年次有給休暇付与日数は15.1日（同15.0日）、年次有給休暇の平均取得日数は8.7日（同8.3日）、年次有給休暇の平均取得率は58%（同55%）となっている。

なお、年間休日総数は1企業平均で79.8日（昭和55年調査79.0日）、労働者1人平均で91.6日（同90.5日）となっている。

2 職業生活の動向

(1) 就業状況

イ 労働力人口

昭和57年（年平均）の青少年労働力人口（15～24歳）は702万人（前年700万人）、労働力率（青少年人口中に占める青少年労働力人口の割合）は43.3％（同43.6％）で前年とあまり変わっていない（表1）。

表1 15歳以上青少年人口、労働力人口の推移

区 分		15歳以上人口	労働力人口	労働力率	労働力人口の年齢別割合	総労働力人口中に占める青少年労働力人口の割合
	昭和	万人	万人	％	％	％
計	45年	1,995	1,108	55.5	100.0	21.5
	50	1,712	819	47.8	100.0	15.4
	55	1,612	699	43.4	100.0	12.4
	56	1,605	700	43.6	100.0	12.3
	57	1,620	702	43.3	100.0	12.2
15～19歳	45	927	301	32.5	27.2	5.8
	50	797	168	21.1	20.5	3.2
	55	821	147	17.9	21.0	2.6
	56	819	146	17.8	20.9	2.6
	57	833	147	17.6	20.9	2.5
20～24歳	45	1,068	807	75.6	72.8	15.7
	50	915	651	71.1	79.5	12.2
	55	791	552	69.8	79.0	9.8
	56	786	554	70.5	79.1	9.7
	57	787	555	70.5	79.1	9.6

注 1) 昭和45年の数字には沖縄県は含まれていない。

2) 数字は各年とも年平均である。

以上の（注）は以下の各表について同じ。

総理府一労働力調査

ロ 就業者

青少年労働力人口（702 万人）のうち、就業者数は 671 万人で、これを年齢階級別にみると、15～19歳は 138 万人（構成比 20.6 %）、20～24歳は 533 万人（同 79.4 %）となっている。前年と比べると 1 万人の減少（減少率 0.1 %）である。

表 2 により、青少年就業者数を従業上の地位別にみると、自営業主が 12 万人（前年 13 万人）、家族従業者が 34 万人（同 37 万人）、雇用者が 624 万人

表 2 従業上の地位別青少年就業者数の推移

(万人)

区 分		総 数	自 営 業 主	家 族 従 業 者	雇 用 者
計	昭和				
	45 年	1,087	20	125	939
	50	795	15	61	718
	55	675	12	40	620
	56	672	13	37	620
	57	671	12	34	624
15 ～ 19 歳	45	295	1	35	258
	50	163	1	13	149
	55	141	1	10	129
	56	138	1	9	128
	57	138	1	8	129
20 ～ 24 歳	45	792	19	90	681
	50	632	14	48	569
	55	534	11	30	491
	56	534	12	28	492
	57	533	11	26	495

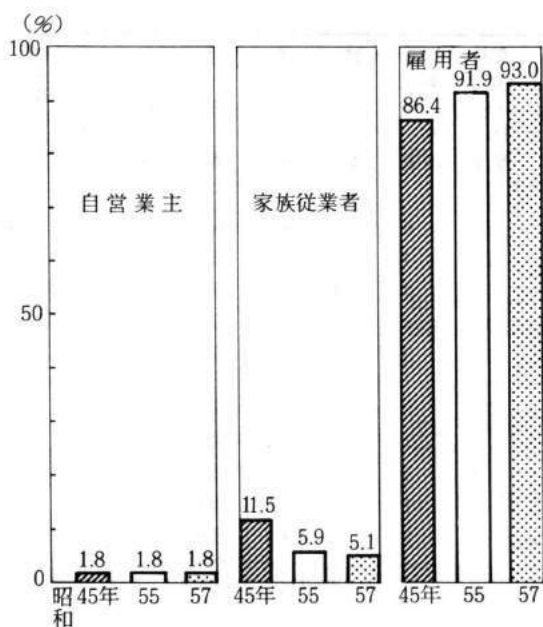
注) 数字は推定値の千位で四捨五入したものであり、総数は分類不能の数を含むため、計と内訳の合計とは必ずしも一致しない。以下同じ。

総理府一労働力調査

(同620万人)となっている。これを前年と比べると、自営業主が7.7%、家族従業者が8.1%と、ともに減少しており、雇用者が0.6%増加している。

図1により従業上の地位別構成比でみると、自営業主は全体の1.8% (昭和56年1.9%)、家族従業者は5.1% (同5.5%)、雇用者は93.0% (同92.3%)となっており、青少年就業者中に占める家族従業者の割合は低下、自営業主はほとんど同水準、雇用者は上昇している。

図1 従業上の地位別青少年就業者の構成比の推移



総理府一労働力調査

青少年が比較的多く就業している産業は、卸売・小売・金融・保険・不動産業（231万人、34.4％）、サービス業（155万人、23.1％）、製造業（154万人、23.0％）で、以上の3産業に青少年就業者の約8割（80.5％）が集中している。

産業別就業者数を56年に比べると、サービス業で7万人（増加率4.7％）、運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給業で2万人（同5.3％）、卸売・小売・金融・保険・不動産業で1万人（同0.4％）増加しているのに対して、その他の産業ではいずれも減少している（表3、図2）。

表3 産業別青少年就業者数の推移

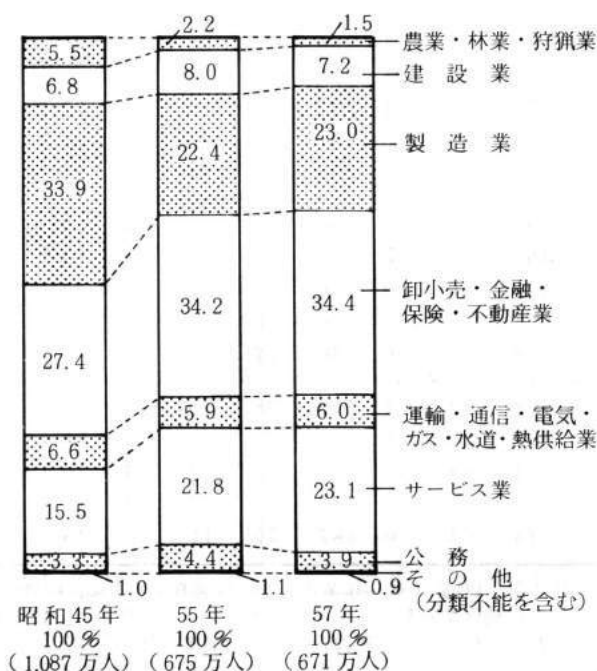
(万人)

区 分		全 産 業 計	農 林 業 ・ 狩 猟 業	漁 業 ・ 殖 水 産 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業	卸 売 ・ 小 売 ・ 金 ・ 保 険 ・ 業	運 輸 ・ 通 信 業	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 業	サ ー ビ ス 業	公 務
計	昭和45年	1,087	60	6	2	74	368	298	72	169	36	
	50	795	26	4	1	64	229	242	45	139	43	
	55	675	15	4	1	54	151	231	40	147	30	
	56	672	13	4	1	52	158	230	38	148	27	
	57	671	10	3	0	48	154	231	40	155	26	
15～ 19歳	45	295	20	2	0	20	122	71	13	41	7	
	50	163	6	1	0	12	60	47	7	22	7	
	55	141	4	1	0	12	38	51	7	22	5	
	56	138	3	1	0	11	40	51	6	21	5	
	57	138	2	1	0	10	38	52	7	23	4	
20～ 24歳	45	792	40	4	2	54	246	227	59	128	29	
	50	632	20	3	1	52	169	195	38	117	36	
	55	534	11	3	1	42	113	180	33	125	25	
	56	534	10	3	1	41	118	179	32	127	22	
	57	533	8	2	0	38	116	179	33	132	22	

総理府一労働力調査

青少年就業者を産業別に年齢階級別分布（全産業計では15～19歳が20.6％，20～24歳79.6％）をみると，農業・林業・狩猟業，漁業・水産養殖業の第1次産業では15～19歳が23.1％，20～24歳が76.9％，建設業，製造業の第2次産業（鉱業には4捨5入計算による1万人以上の就業者なし）では15～19歳が23.8％，20～24歳が76.2％，第3次産業（上記以外の産業）では15～19歳が19.0％，20～24歳が81.0％となっており，第3次産業では15～19歳の占める割合が青少年就業者の2割を割っており，なかでもサービス業での15～19歳の割合（14.8％）が最も低い（表3）。

図2 産業別青少年就業者数の構成比の推移



総理府一労働力調査

青少年が比較的多く就業している職業は、事務従事者（203 万人、構成比 30.3 %）、技能工・生産工程作業業者及び労務作業業者（199 万人、同 29.7 %）、販売従事者（87 万人、同 13.0 %）で、以上の 3 職業に青少年就業者の 7 割強が集中している。

表 4 職業別青少年就業者数の推移

(万人)

区 分		全 職 業 計	専 門 的 ・ 技 術	管 理 的 事 業 者	事 務 従 事 者	販 売 従 事 者	農 作 林 ・ 業 漁 業 者	採 掘 作 業 者	運 送 ・ 事 通 信 者	技 能 工 ・ 生 産	工 程 作 業 者 及 生 産 者	保 安 職 業 ・ サ ー ビ ス 職 業 者	従 事 事 業
計	昭和 45年	1,087	51	1	266	126	65	1	53	426			97
	50	795	62	1	218	99	30	0	29	276			79
	55	675	71	1	202	87	18	0	23	203			69
	56	672	70	0	201	86	17	0	19	207			69
	57	671	74	0	203	87	14	0	21	199			70
15～ 19歳	45	295	8	0	56	28	22	0	9	144			28
	50	163	7	0	38	17	7	0	4	73			17
	55	141	6	0	36	17	4	0	4	55			19
	56	138	5	0	36	16	4	0	2	56			18
	57	138	6	0	36	17	3	0	3	53			19
20～ 24歳	45	792	43	1	210	98	43	1	44	282			69
	50	632	55	1	180	82	23	0	25	203			62
	55	534	65	1	166	70	14	0	19	148			50
	56	534	65	0	165	70	13	0	17	151			51
	57	533	68	0	167	70	11	0	18	146			51

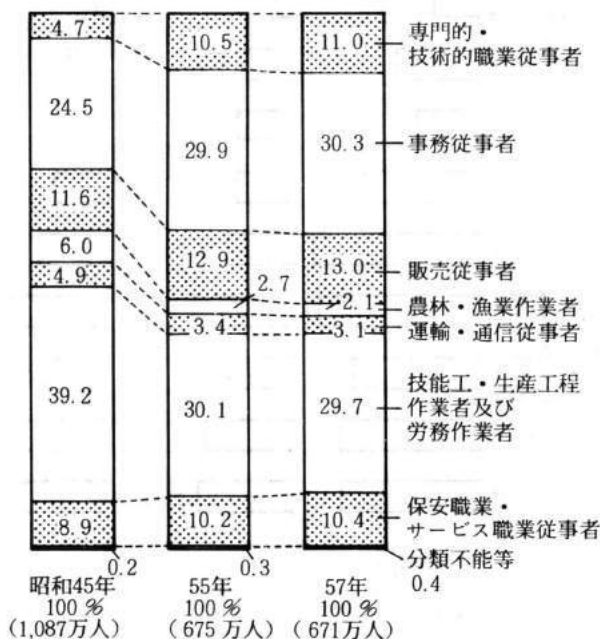
注) 昭和56年より、『採鉱・採石作業業者』を『採掘作業業者』に、『技能工・生産工程作業業者及び単純作業業者』の「単純作業業者」を「労務作業業者」にそれぞれ改称された。これは昭和55年の国勢調査に用いた職業分類が昭和50年の国勢調査に比べ改訂されたことによるためである。また、それまで『保安職業・サービス職業従事者』の内訳の「その他」に属していた清掃員は「労務作業業者」に含まれている。

総理府一労働力調査

職業別就業者数を56年に比べると、専門的・技術的職業従事者で4万人（増加率5.7%）、事務従事者で2万人（同1.0%）、販売従事者で1万人（同1.2%）、運輸・通信従事者で2万人（同10.5%）、保安職業・サービス職業従事者で1万人（同1.4%）増加しているのに対して、農林・漁業作業で3万人（減少率17.6%）、技能工・生産工程作業及び労務作業で8万人（同3.9%）の減少となっている（表4、図3）。

青少年就業者を職業別に年齢階級別分布（全職業計では15～19歳が20.6%、20～24歳79.6%）をみると、青少年就業者中、15～19歳が2割以上を占めているのは、保安職業・サービス職業従事者（27.1%）、技能工・

図3 職業別青少年就業者数の構成比の推移



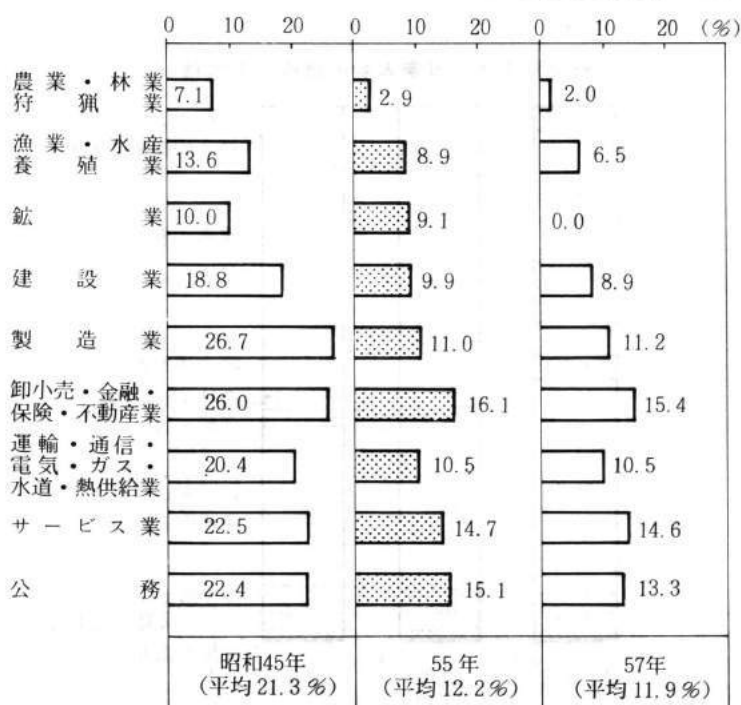
総理府一労働力調査

生産工程作業者及び労務作業者（26.6％）、農林・漁業作業者（21.4％）で、その他の職業では20歳未満の占める割合は更に低くなっている。

図4により就業者総数中に占める青少年の割合を産業別にみると、全産業、総就業者中に占める青少年の割合は11.9％で、この平均を上回っている産業は、卸売・小売・金融・保険・不動産業（15.4％）、サービス業（14.6％）、公務（13.3％）の3産業である。

図4 産業別総就業者中に占める青少年の割合の推移

（産業別総就業者数＝100％）

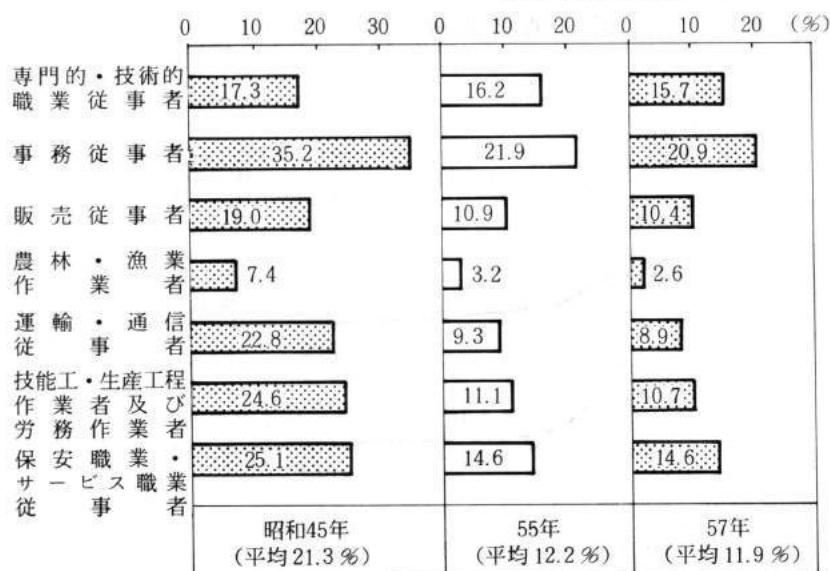


総理府—労働力調査

図5により、就業者総数中に占める青少年の割合を職業別にみると、全職業、総就業者中に占める青少年の割合は11.9%で、この平均を上回っている職業は、事務従事者（20.9%）、専門的・技術的職業従事者（15.7%）、保安職業・サービス職業従事者（14.6%）の3職業である。56年に比べると、専門的・技術的職業従事者で0.2ポイント、運輸・通信従事者で0.9ポイントとわずかであるが上昇している以外は、いずれの職業においても低下又は同水準で推移している。

図5 職業別総就業者中に占める青少年の割合の推移

（職業別総就業者数 = 100 %）



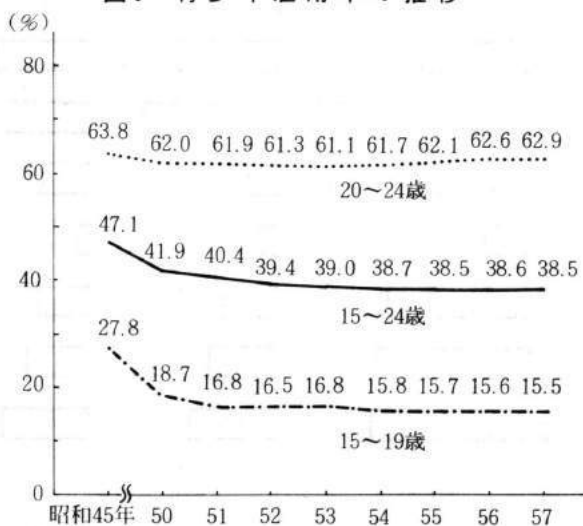
総理府－労働力調査

ハ 雇用者

昭和57年の青少年雇用者数は624万人（前年620万人）で、年齢階級別にみると、15～19歳が129万人（前年128万人）、20～24歳が495万人、（同492万人）となっている。これを構成比でみると、15～19歳が20.7%（前年20.6%）、20～24歳が79.3%（同79.4%）と約8割が20～24歳層である（表2参照）。

青少年雇用率（青少年人口中に占める青少年雇用者の割合）は38.5%（前年38.6%）で、年齢階級別にみると15～19歳が15.5%（前年15.6%）、20～24歳が62.9%（同62.6%）となっている（図6）。

図6 青少年雇用率の推移



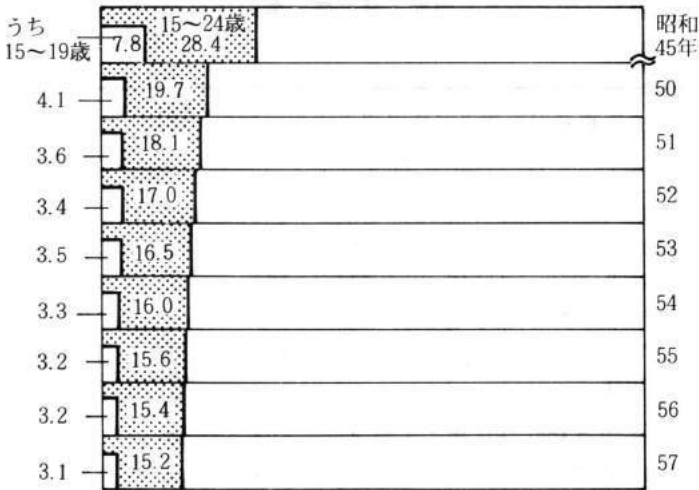
注）雇用率…年齢階級別青少年人口中に占める
同年齢階級青少年雇用者の割合

総理府一労働力調査

総雇用者中に占める青少年雇用者の割合は 15.2 %（前年 15.4 %）で、年齢階級別にみると 15～19 歳は総雇用者中 3.1 %（前年 3.2 %）、20～24 歳は 12.1 %（同 12.2 %）で、図 7 でみるとおり、総雇用者中に占める青少年の割合は引き続き低下している。

図 7 総雇用者中に占める青少年雇用者の割合の推移

総雇用者数 = 100 %



総理府一労働力調査

青少年の雇用状況を企業規模別にみると、最も多いのは1～29人規模の188万人（前年190万人）で、次いで1,000人以上規模の142万人（同142万人）、100～499人規模の105万人（同103万人）、30～99人規模の93万人（同92万人）、500～999人規模の37万人（同35万人）の順となっており、官公は56万人（同57万人）となっている。

表5 規模別青少年雇用者数の推移
(非 農 林 業)

(万人)

区 分		規 模 計	1,000人 以 上	500～ 999	100～ 499	30～ 99	1～ 29	官 公
計	昭和							
	45年	936	234	56	148	128	299	69
	50	718	201	36	111	91	200	76
	55	618	142	34	100	92	189	60
	56	619	142	35	103	92	190	57
	57	623	142	37	105	93	188	56
15～ 19歳	45	257	68	19	42	33	84	12
	50	149	48	8	24	17	41	10
	55	129	31	7	21	19	43	7
	56	128	30	8	23	19	41	7
	57	129	30	7	23	19	44	6
20～ 24歳	45	679	166	37	106	95	215	57
	50	569	153	28	87	74	159	66
	55	489	111	27	79	73	146	53
	56	491	112	27	80	73	149	50
	57	494	112	30	82	74	144	50

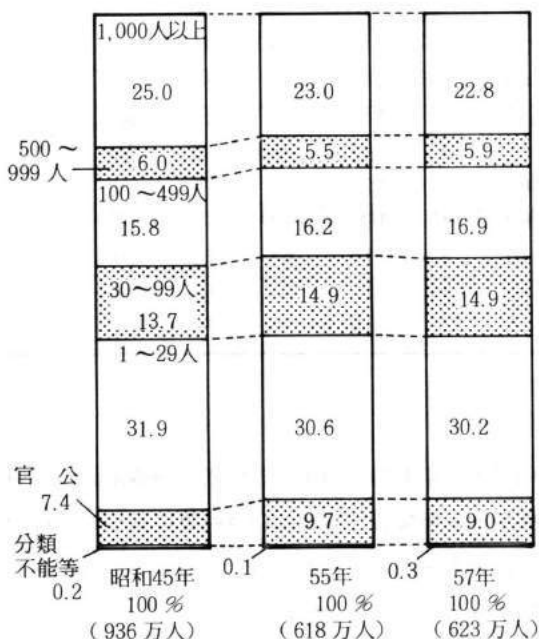
総理府一労働力調査

これを構成比でみると、1～29人規模は30.2％（56年30.7％）、30～99人規模14.9％（同14.9％）、100～499人規模16.9％（同16.6％）、500～999人規模5.9％（同5.7％）、1,000人以上規模22.8％（同22.9％）で、官公は9.0％（同9.2％）となっている。

56年に比べると1～29人規模では2万人減少（減少率1.1％）しているのに対して、30～99人規模では1万人（増加率1.1％）、100～499人規模では、2万人（同1.9％）、500～999人規模では、2万人（同5.7％）それぞれ増加しており、1,000人以上規模では前年と同水準で推移している。

なお、官公では1万人（減少率1.8％）の減少となっている（表5、図8）。

図8 規模別青少年雇用者数の構成比の推移
（非農林業）



総理府一労働力調査

親元を離れて単身で寮・寄宿舎・下宿・間借り等をしている青少年雇用者（非農林業）数は138万人で、非農林業青少年雇用者数（623万人）の22.2%（前年23.1%）を占めている。

前年に比べると5万人（減少率3.5%）減少しており、これを年齢階級別にみると、15～19歳で3万人（同9.7%）、20～24歳で2万人（同1.8%）の減少となっている（表6）。

表6 親元を離れて寮・寄宿舎・下宿・間借りなどをして生活している青少年雇用者数の推移（非農林業）

（万人）

区 分	計			男 子			女 子		
	計	15～19歳	20～24歳	計	15～19歳	20～24歳	計	15～19歳	20～24歳
昭和47年	224	65	159	138	32	106	86	33	53
50	200	51	149	122	23	99	78	28	50
51	182	42	140	113	21	92	69	21	48
52	168	41	127	98	18	80	71	23	48
53	165	43	122	93	17	76	73	26	47
54	160	35	125	92	15	77	67	19	48
55	148	33	115	83	14	69	64	19	45
56	143	31	112	83	15	68	60	16	44
57	138	28	110	86	16	70	52	12	40

総理府一労働力調査

また、昭和57年（年平均）の年少労働者（18歳未満の雇用者で、労働基準法では心身が未成熟な者であるという特質に基づき、特別な制限規定を設け、年少労働者を保護している。）数は23万人で、前年（21万人）より2万人（増加率9.5%）増加している。

15～17歳人口中に占める年少労働者の割合は4.5%（前年4.1%）、青少年雇用者（15～24歳）中に占める割合は3.7%（同3.4%）で、いずれ

も前年より若干上昇している（表7）。

年少労働者（非農林業）の分布を企業規模別にみると表8のとおりで、1～29人の小規模にその半数（11万人）が集中している。

表7 15～17歳の人口、労働力人口、就業者数、雇用者数の推移

（万人）

区 分	15～17歳人口	労働力人口	就業者数	雇用者数
昭和45年	544	87(16.0)	86	72
50	486	42(8.6)	40	35
51	486	35(7.2)	34	29
52	484	31(6.4)	30	25
53	488	33(6.8)	31	27
54	493	30(6.1)	28	24
55	507	28(5.5)	26	23
56	509	27(5.3)	25	21
57	516	28(5.4)	26	23

注) () 内は労働力率(%)

総理府—労働力調査

表8 規模別15～17歳雇用者数の推移（非農林業）

（万人）

区 分	規模計	1,000人以上	500～999	100～499	30～99	1～29	官 公
昭和45年	72	17	6	11	8	27	3
50	35	10	1	5	3	12	4
51	29	6	2	3	3	11	3
52	25	4	1	3	4	11	3
53	27	7	2	2	3	10	3
54	24	2	1	3	3	11	3
55	22	2	0	3	3	11	3
56	21	1	0	3	3	10	3
57	22	2	0	2	3	11	3

総理府—労働力調査

(2) 新規学校卒業者の就職状況

イ 概 況

学校基本調査によると、昭和58年3月卒業の新規就職者数は中学校卒業者が72,409人、高等学校卒業者が630,521人、短期大学卒業者が131,609人、大学卒業者が281,998人となっている。

前年に比べると、大学卒業で11,346人（減少率3.9%）減少している以外は、中学校卒業で10,697人（増加率17.3%）、高等学校卒業で9,483人（同1.5%）、短期大学卒業で1,509人（同1.2%）とそれぞれ増加している（表9）。

この新規学校卒業就職者数を学歴別に、卒業者数に対する割合でみると、中学校卒業者は3.9%（前年4.0%）、高等学校卒業者は41.5%（同42.9

表9 新規学卒者の学歴別就職者数の推移

(人)

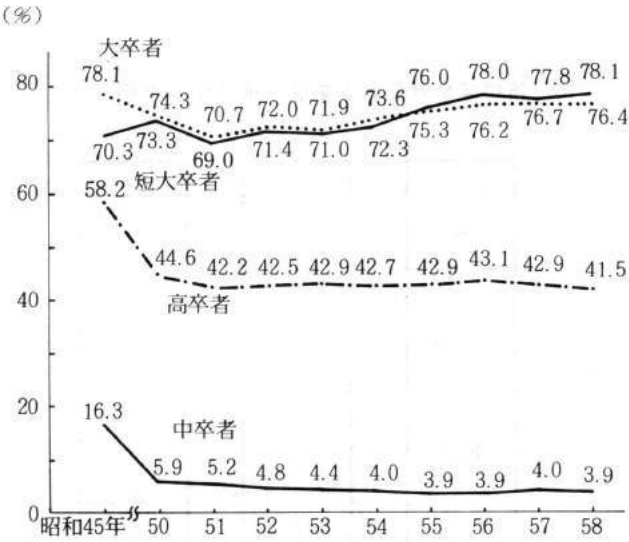
区 分	中 卒 者		高 卒 者		短大卒者	大 卒 者
	就職者数	うち就職 進学者数	就職者数	うち就職 進学者数		
昭和						
45年	271,266	57,092	816,669	13,895	80,740	188,227
50	93,987	30,772	590,893	14,659	103,314	232,683
51	80,984	26,177	559,232	11,675	104,168	230,463
52	76,263	27,257	596,942	10,571	114,340	244,617
53	70,637	23,908	596,482	19,986	115,423	256,817
54	65,172	21,398	591,183	18,313	123,442	275,850
55	67,415	23,017	599,693	18,263	129,156	285,129
56	66,188	21,510	613,267	18,356	130,087	294,078
57	61,712	18,598	621,038	18,501	130,100	293,344
58	72,409	20,592	630,521	19,064	131,609	281,998

文部省一学校基本調査

％），短期大学卒業者は 78.1 ％（同 77.8 ％），大学卒業者は 76.4 ％（同 76.7 ％）となっている。

前年に比べると，短期大学卒業者が若干上昇しているのに対して，他の学歴ではいずれも若干の低下をみせている（図 9）。

図 9 新規学卒者の学歴別卒業者中に占める就職者数の割合の推移

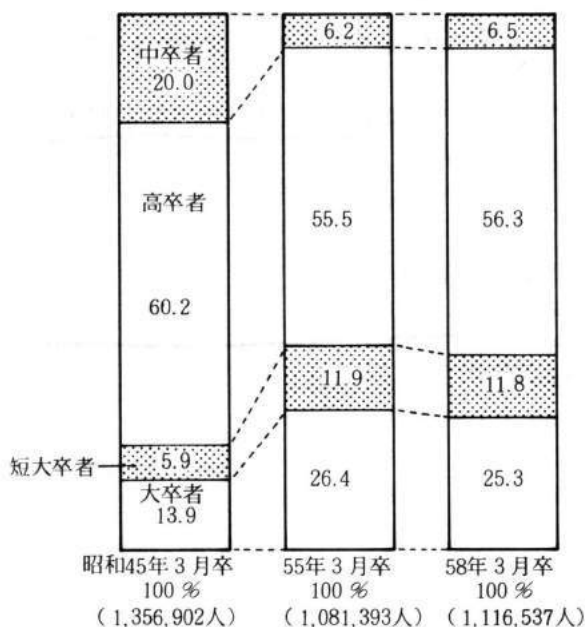


文部省一学校基本調査

昭和58年3月新規学卒就職者数を学歴別構成比でみると、中学校卒業者は6.5%（57年5.6%）、高等学校卒業者は56.3%（同56.1%）、短期大学卒業者は11.8%（同11.8%）、大学卒業者は25.3%（同26.5%）となっており、新規学卒就職者の4割弱（37.1%）が高等教育機関（短期大学・大学）卒業者である（図10）。

57年に比べると、中学校卒業者及び高等学校卒業者の占める割合は、それぞれ0.9ポイント、0.4ポイント上昇しているのに対して、大学卒業者は1.2ポイント低下、短期大学卒業者は同水準で推移している。

図10 新規学卒就職者の学歴別構成比の推移

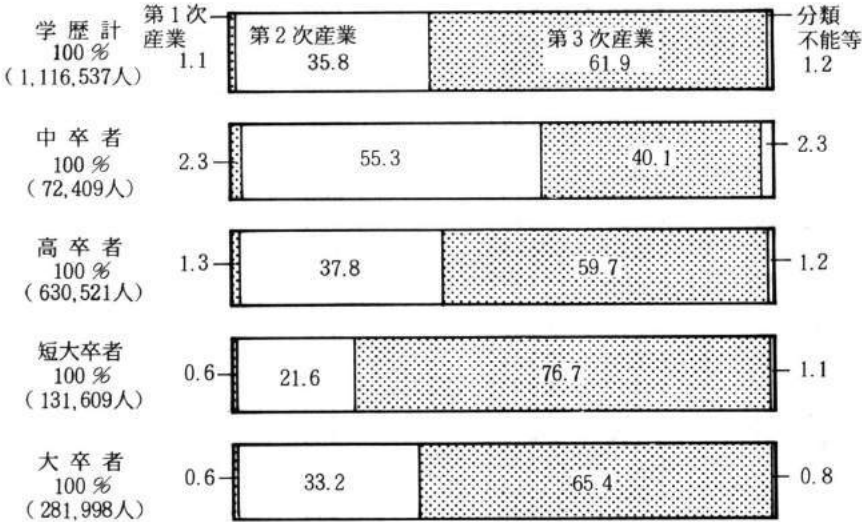


注) 就職進学者を含む。

文部省一学校基本調査

また、新規学卒就職者数を第1次・第2次・第3次産業別に学歴計でみると、第1次産業は1.1%（57年1.1%）、第2次産業は35.8%（同36.8%）、第3次産業は61.9%（同61.0%）となっている。これを学歴別に割合の最も大きい産業をみると、中学校卒業者では第2次産業の55.3%（57年59.5%）、高等学校、短期大学、大学卒業者ではいずれも第3次産業となっており、それぞれ59.7%（57年58.7%）、76.7%（同75.8%）、65.4%（同64.6%）を占めている（図11）。

図11 新規学卒就職者の第1次・第2次・第3次産業別構成比
（昭和58年3月卒）



注) 就職進学者を含む。

文部省一学校基本調査

表10により昭和58年3月中学校卒業者の就職状況を都道府県別にみると、就職者数の最も多いのは、東京都（6,557人）次いで大阪府（6,243人）、愛知県（5,779人）等であるが、これを卒業者数に対する割合（就職率）でみると、最も比率の高いのは高知県（6.8%）で、次いで長崎県（6.3%）、愛知県（5.7%）、福井県（5.5%）、青森県及び三重県（それぞれ5.4%）等となっている。

表10 中学校卒業者の都道府県別就職者数及び就職率

区 分	就 職 者 (人) () 内は男子	うち県外就職者(人) () 内は男子	就職率(%)
計	72,409 (45,279)	12,180 (5,778)	3.9
北海道	3,346 (1,822)	738 (195)	3.8
青森	1,437 (740)	879 (379)	5.4
岩手	939 (458)	490 (179)	4.0
宮城	865 (496)	205 (69)	2.7
秋田	319 (134)	232 (84)	1.7
山形	314 (209)	121 (65)	1.8
福島	1,353 (670)	600 (309)	4.3
茨城	1,643 (1,019)	303 (148)	3.9
栃木	1,000 (618)	130 (90)	3.5
群馬	1,164 (778)	96 (74)	3.9
埼玉	3,270 (2,242)	315 (219)	3.5
千葉	2,624 (1,729)	358 (237)	3.3
東京	6,557 (4,893)	254 (184)	3.9
神奈川	4,203 (3,215)	225 (148)	3.8
新潟	1,175 (611)	494 (177)	3.1
富山	231 (113)	29 (20)	1.4
石川	431 (240)	47 (34)	2.5
福井	679 (385)	94 (56)	5.5
山梨	327 (200)	53 (33)	2.5
長野	641 (390)	154 (84)	2.0
岐阜	1,660 (916)	232 (152)	5.1
静岡	2,924 (1,884)	246 (185)	5.2
愛知	5,779 (3,797)	126 (85)	5.7

注1) 就職者は就職進学者を含む。 2) 就職率 = $\frac{\text{就職者}}{\text{卒業者}} \times 100$

県外就職者数の最も多いのは長崎県（1,049人）、次いで青森県（879人）等であるが、これを就職者に対する県外就職者数の割合（県外就職率）でみると最も高いのは秋田県（72.7％）で、次いで宮崎県（63.4％）、鹿児島県（62.1％）、青森県（61.2％）、長崎県（60.8％）等となっている。

（昭和58年3月卒）

区 分	就 職 者 (人) () 内は男子	うち県外就職者(人) () 内は男子	就職率(%)
三 重	1,443 (906)	243 (176)	5.4
滋 賀	750 (478)	80 (57)	4.4
京 都	1,961 (1,395)	135 (66)	5.3
大 阪	6,243 (4,113)	125 (83)	4.5
兵 庫	4,389 (3,145)	265 (161)	5.5
奈 良	498 (333)	77 (52)	2.5
和 歌 山	809 (470)	159 (86)	4.7
鳥 取	131 (72)	51 (23)	1.5
島 根	496 (190)	119 (48)	4.3
岡 山	804 (441)	60 (38)	2.9
広 島	914 (595)	95 (57)	2.2
山 口	592 (331)	198 (72)	2.5
徳 島	584 (256)	197 (111)	4.8
香 川	371 (205)	33 (25)	2.6
愛 媛	919 (495)	256 (107)	3.9
高 知	806 (465)	258 (109)	6.8
福 岡	1,894 (1,116)	290 (168)	2.8
佐 賀	472 (237)	206 (116)	3.5
長 崎	1,724 (819)	1,049 (332)	6.3
熊 本	1,014 (480)	393 (158)	3.6
大 分	528 (313)	203 (116)	2.8
宮 崎	726 (244)	460 (132)	3.9
鹿 児 島	1,060 (381)	658 (217)	3.7
沖 縄	400 (233)	149 (62)	1.9

表11により昭和58年3月高等学校卒業者の就職状況を都道府県別にみると、就職者数の最も多いのは東京都（43,017人）で、次いで大阪府（37,008人）、北海道（33,283人）等であるが、これを卒業者数に対する割合（就職率）でみると、最も比率の高いのは青森県（60.9％）で、次いで山形県（57.3％）、秋田県及び福島県（それぞれ56.6％）、岩手県（5

表11 高等学校卒業者の都道府県別就職者数及び就職率

区 分	就 職 者 (人) () 内は男子	うち県外就職者(人) () 内は男子	就職率(%)
計	630,521(291,122)	155,256 (82,605)	41.5
北海道	33,283 (15,312)	3,467 (2,566)	46.9
青 森	13,569 (6,729)	5,729 (3,000)	60.9
岩 手	11,205 (5,660)	5,181 (2,658)	55.3
宮 城	13,099 (6,365)	2,293 (1,403)	49.7
秋 田	9,743 (4,844)	4,262 (2,182)	56.6
山 形	9,417 (4,801)	3,189 (1,672)	57.3
福 島	16,090 (7,865)	5,733 (2,965)	56.6
茨 城	16,571 (8,151)	4,124 (2,231)	49.7
栃 木	12,587 (6,515)	3,393 (2,243)	50.5
群 馬	11,553 (5,394)	1,959 (1,229)	48.6
埼 玉	24,294 (10,329)	10,370 (3,878)	40.0
千 葉	20,230 (9,118)	7,579 (2,982)	35.5
東 京	43,017 (17,431)	3,053 (2,017)	27.7
神 奈 川	22,528 (9,636)	4,313 (1,604)	27.7
新 潟	17,831 (8,354)	5,807 (2,546)	53.7
富 山	6,342 (2,899)	809 (430)	44.1
石 川	6,542 (3,036)	953 (571)	44.3
福 井	5,206 (2,361)	1,090 (572)	48.7
山 梨	5,589 (2,838)	1,540 (979)	45.5
長 野	12,659 (5,873)	2,473 (1,364)	45.6
岐 阜	13,298 (6,211)	4,459 (2,466)	47.5
静 岡	21,310 (9,586)	2,900 (1,734)	47.0
愛 知	31,767 (13,701)	1,286 (900)	39.4

注1) 就職者は就職進学者を含む。 2) 就職率 = $\frac{\text{就職者}}{\text{卒業者}} \times 100$

5.3%), 鹿児島県 (54.9%) 等となっている。

県外就職者数の最も多いのは埼玉県 (10,370 人) で次いで鹿児島県 (8,435 人), 千葉県 (7,579 人) 等であるが, これを就職者数に対する割合 (県外就職率) でみると, 沖縄県 (58.0%) が最も高く, 次いで鹿児島県 (57.4%), 島根県 (52.0%), 長崎県 (48.1%), 宮崎県 (47.

(昭和58年3月卒)

区 分	就 職 者 (人) () 内は男子	うち県外就職者(人) () 内は男子	就職率(%)
三 重	11,289 (5,367)	3,367 (1,970)	49.6
滋 賀	5,880 (2,642)	1,460 (639)	45.6
京 都	10,421 (4,449)	1,824 (977)	33.8
大 阪	37,008 (17,177)	1,804 (1,385)	33.7
兵 庫	22,239 (9,211)	4,908 (2,137)	34.6
奈 良	5,010 (2,305)	2,322 (1,072)	34.1
和 歌 山	6,476 (2,926)	2,331 (1,334)	46.0
鳥 取	4,083 (2,085)	1,227 (717)	50.5
島 根	5,296 (2,541)	2,754 (1,360)	51.0
山 口	11,008 (5,664)	2,607 (1,565)	43.1
広 島	11,911 (5,616)	1,089 (744)	34.3
山 口	8,719 (4,252)	2,789 (1,795)	42.9
徳 島	5,141 (2,575)	1,901 (1,112)	47.8
香 川	5,424 (2,635)	981 (610)	42.4
愛 媛	8,918 (4,292)	2,371 (1,528)	42.9
高 知	4,000 (2,103)	1,456 (862)	42.9
福 岡	21,874 (9,984)	2,771 (2,152)	39.7
佐 賀	6,578 (3,187)	2,831 (1,609)	54.5
長 崎	11,929 (5,467)	5,740 (2,762)	51.2
熊 本	12,265 (5,902)	4,024 (2,319)	50.5
大 分	8,441 (4,136)	2,953 (1,732)	49.5
宮 崎	8,564 (4,131)	4,088 (2,437)	53.7
鹿 児 島	14,695 (7,047)	8,435 (4,494)	54.9
沖 縄	5,622 (2,419)	3,261 (1,101)	32.4

文部省一学校基本調査

7%)等の順となっている。

ロ 中学校・高等学校卒業者の状況

表12により、昭和58年3月の新規学卒者の需給状況をみると、求職者は中学校卒業者で4万7千人（対前年9.9%増）と大幅増加に転じ、また、高等学校卒業者も52万4千人（同0.5%増）と前年に引き続き増加している。この結果、中学校卒業者では昭和53年以来、高等学校卒業者では昭和49年（52万4千人）以来の高水準となっている。

表12 新規学卒者の職業紹介状況

区 分		① 求職 申込件数 (千人)	② 求 人 数 (千人)	③ 就 職 者 数 (千人)	求人倍率 ②/① (倍)	就 職 率 ③/① (%)	充 足 率 ③/② (%)
中 卒 者	昭和 45年3月卒	199	1,144	197	5.8	99.1	17.2
	50	70	418	70	5.9	99.8	16.8
	51	59	245	59	4.1	99.9	24.2
	52	56	216	56	3.9	99.4	25.7
	53	50	161	49	3.3	99.9	30.7
	54	46	131	45	2.9	99.7	34.6
	55	46	129	46	2.8	99.8	35.4
	56	45	125	45	2.8	99.7	35.9
	57	43	109	43	2.6	99.7	39.2
	58	47	97	47	2.1	99.4	48.3
高 卒 者	45	666	4,701	657	7.1	98.7	14.0
	50	481	1,628	480	3.4	99.8	29.5
	51	452	1,005	451	2.2	99.8	44.9
	52	483	976	481	2.0	99.6	49.3
	53	478	862	477	1.8	99.8	55.4
	54	479	805	476	1.7	99.2	59.1
	55	495	925	492	1.9	99.4	53.2
	56	512	1,010	509	2.0	99.5	50.4
	57	522	957	519	1.8	99.5	54.2
	58	524	849	519	1.6	99.1	61.1

注) 昭和46年3月卒以降、高校卒の求人数、求人倍率及び充足率は、求人確認制度の実施に伴い、求人数の把握方法を変更したため、昭和45年の数と接続しない。

労働省一職業安定業務統計

一方、求人数は中学校卒業者で9万7千人（対前年11.1％減）、また、高等学校卒業者では84万9千人（同11.2％減）といずれも大幅な減少となっている。

求人倍率は、中学校卒業者が2.06倍（前年2.55倍）、高等学校卒業者が1.62倍（同1.83倍）と前年に比べ低下している。

就職者数は、中学校卒業者が4万7千人（前年4万3千人）、高等学校卒業者が51万9千人（同51万9千人）で、就職率（求職者に対する就職者の割合）はそれぞれ99.4％（前年99.7％）、99.1％（同99.5％）と99％を超え、ほぼ全員が就職している。

充足率は、中学校卒業者が48.3％（前年39.2％）、高等学校卒業者が61.1％（同54.2％）と前年に比べ大幅に上昇している。

なお、参考までに、新規学卒者を除く一般青少年の求人倍率の状況を表13に掲げてみた。

表13 新規学卒者を除く（一般）青少年の有効求人倍率の推移

（倍）

区 分	昭和45年	50	55	56	57
全 年 齢 計	1.63	0.65	0.77	0.72	0.59
19 歳 以 下	5.06	2.78	2.60	2.37	1.83
20 ～ 24 歳	1.31	0.70	1.12	1.06	0.72

注1) 昭和45年の年齢区分は20～25歳である。

2) 各年10月

3) 昭和57年の求人倍率は調査対象を1部変更したため、昭和56年の数と接続しない。

労働省－職業安定業務統計

表14により、昭和58年3月中学校卒業者の求人、就職の状況を構成比の高い産業を中心に前年と比べてみると、求人の場合、製造業（対前年減少率15.4%）、及び建設業（同12.2%）では大幅に減少し全体に占める割合も61.4%（前年64.5%）及び8.6%（同8.7%）と低下している。一方、卸売業・小売業（対前年減少率0.5%）及びサービス業（対前年増加率1.6%）では、ほぼ前年なみの水準であったため全体に占める割合はそれぞれ11.4%（前年10.2%）、17.1%（同15.0%）と前年より高まっている。なお、これらの4産業で全求人の98.5%を占めている。

求人の最も多い製造業について、業種別にみると、ほとんどの業種で前年水準を下回っており、繊維関連業種では相対的に減少幅が小さかったのに対し、機械関連業種では大幅に減少している。ちなみに主だった業種を

表14 新規学卒者の産業別求人、就職者数の構成比の推移

区 分	昭和45年3月卒		50年3月卒	
	求 人	就 職 者	求 人	就 職 者
計	(1,143,505)	(196,934)	(417,730)	(70,134)
	100.0	100.0	100.0	100.0
農 ・ 林 ・ 水 産 業	0.2	0.2	0.2	0.3
鉱 業	0.0	0.1	0.0	0.0
建 設 業	5.5	6.3	7.3	7.2
製 造 業	76.9	73.6	69.3	64.4
卸 売 業 ・ 小 売 業	7.2	6.2	8.9	8.0
金 融 ・ 保 険 ・ 不 動 産 業	0.1	0.2	0.2	0.1
運 輸 ・ 通 信 業	2.5	2.5	2.0	1.4
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 ・ 熱 供 給 業	0.2	0.6	0.3	1.0
サ ー ビ ス 業	7.2	10.2	11.8	17.4
公 務	0.1	0.1	0.1	0.2

注) () 内の数字は実数で単位は(人)

5位までみると、①繊維（製造業の40.2％、対前年減少率8.7％）、②衣服・その他の繊維（同13.2％、同18.6％）、③電気機械（同6.8％、同37.9％）、④輸送用機械（同6.6％、同23.0％）、⑤金属製品（同6.2％、同15.8％）となっている。

一方、就職者の状況を主な産業別に前年と比べると、建設業では19.4％増、卸売業・小売業33.7％増、サービス業24.6％増と大幅に増加し、製造業では1.1％の微増となっている。この結果、全体に占める割合は建設業8.8％（前年8.0％）、製造業58.5％（同63.4％）、卸売業・小売業12.0％（同9.8％）、サービス業18.5％（同16.2％）となっている。

なお、就職者の最も多い製造業について、業種別に上5位までみると、製造業中、最も割合の高い繊維（製造業の31.4％）では、対前年3.8％

（中学校卒業者）

（％）

55年3月卒		57年3月卒		58年3月卒	
求 人	就 職 者	求 人	就 職 者	求 人	就 職 者
(125,434)	(45,049)	(109,424)	(42,849)	(97,258)	(46,944)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.4
0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
11.5	9.6	8.7	8.0	8.6	8.8
62.1	62.5	64.5	63.4	61.4	58.5
10.2	8.7	10.2	9.8	11.4	12.0
0.0	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1
0.7	0.6	0.7	0.5	0.5	0.5
0.5	1.4	0.6	1.5	0.6	1.2
14.5	16.7	15.0	16.2	17.1	18.5
0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1

労働省一職業安定業務統計

増、次いで輸送用機械（同 8.9 %）では対前年 19.8 %減、金属機械（同 8.4 %）では 1.8 %減、電気機械（同 8.3 %）では 13.7 %減、衣服・その他の繊維（同 8.1 %）では対前年 4.2 %増となっている。

表15により、昭和58年3月高等学校卒業者の求人、就職の状況を構成比の高い産業を中心に前年と比べてみると、求人の場合、製造業（対前年減少率 16.3 %）及び建設業（同 10.0 %）では大幅に減少し、全体に占める割合も 39.9 %（前年 42.3 %）及び 6.2 %（同 6.1 %）と低下しているが、卸売業・小売業（対前年減少率 6.5 %）及びサービス業（同 0.1 %）では減少幅が相対的に小さかったため、全体に占める割合はそれぞれ 29.5 %（前年 28.0 %）、15.5 %（同 13.7 %）へと、さらに高まった。

求人の最も多い製造業について業種別にみると、中学校卒業者の場合と

表15 新規学卒者の産業別求人、就職者数の構成比の推移

区 分	昭和45年3月卒		50年3月卒	
	求 人	就 職 者	求 人	就 職 者
計	(1,956,337)	(380,654)	(1,627,882)	(480,182)
	100.0	100.0	100.0	100.0
農・林・水産業	0.1	0.3	0.2	0.3
鉱 業	0.1	0.1	0.1	0.1
建 設 業	2.9	2.7	5.6	3.9
製 造 業	60.0	42.2	44.8	33.4
卸売業・小売業	21.4	27.1	27.5	26.7
金融・保険・不動産業	4.7	10.8	6.5	14.2
運 輸 ・ 通 信 業	3.6	4.4	4.5	4.9
電気・ガス・水道・熱供給業	0.8	1.2	0.6	1.5
サ ー ビ ス 業	5.7	8.2	9.6	10.7
公 務	0.7	3.0	0.6	2.3

注) () 内の数字は実数で単位は(人)

同様、機械関連業種で大幅減少、繊維関連業種の割合の高まりがみられた。

一方、就職者について、主な産業別に前年と比べると、建設業（対前年増加率 8.6 %）、卸売業・小売業（同 5.7 %）及びサービス業（14.4 %）で増加、製造業（対前年減少率 3.7 %）、金融・保険・不動産業（同 16.2 %）、及び運輸・通信業（同 17.7 %）ではそれぞれ減少した。この結果、建設業、卸売業・小売業及びサービス業の全体に占める割合は、前年より高まり、一方、製造業では低下した。

なお、就職者の最も多い製造業について、主な業種を上 5 位まで挙げると電気機械（製造業の 22.4 %）、輸送用機械（同 12.3 %）、食料品・たばこ（同 11.4 %）、一般機械（同 8.3 %）、金属製品（同 6.1 %）となっている。

（高等学校卒業者）

(%)

55 年 3 月 卒		57 年 3 月 卒		58 年 3 月 卒	
求 人	就 職 者	求 人	就 職 者	求 人	就 職 者
(925,239)	(492,000)	(956,626)	(518,745)	(849,342)	(519,342)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.3	0.3	0.2	0.2	0.3	0.2
0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
6.8	4.4	6.1	4.1	6.2	4.4
39.0	33.6	42.3	38.7	39.9	37.2
31.0	31.1	28.0	27.6	29.5	29.1
5.6	10.1	5.2	8.9	4.9	7.4
3.6	4.5	3.6	4.8	3.1	4.0
0.6	1.3	0.7	1.1	0.5	1.0
12.9	13.6	13.7	13.8	15.5	15.8
0.1	0.9	0.0	0.7	0.0	0.7

労働省一職業安定業務統計

表16により、昭和58年3月中学校・高等学校卒業者の求人・就職状況を事業所規模別にみると、求人の場合、中学校卒業者では29人以下の規模で前年より3.7%増加し、全体に占める割合も39.0%（前年33.4%）と高まったが、その他の規模では求人数は前年水準を下回った。高等学校卒業者の場合も、29人以下の小規模事業所からの求人は前年水準を上回ったものの、30人以上の各規模ではいずれも前年水準を下回り、また規模が大きくなるほど減少幅が大きい傾向がみられた。

就職者についてみると、中学校卒業者、高等学校卒業者ともに29人以下

表16 新規学卒者の規模別求人、就職者数の推移

(人)

区 分	中 卒 者				高 卒 者			
	求 人		就 職 者		求 人		就 職 者	
	昭和57年 3月卒	58	57	58	昭和57年 3月卒	58	57	58
計	109,424 (100.0)	97,258 (100.0)	42,849 (100.0)	46,944 (100.0)	956,626 (100.0)	849,342 (100.0)	518,745 (100.0)	519,342 (100.0)
1,000 人以上	4,538 (4.1)	2,906 (3.0)	3,291 (7.7)	2,717 (5.8)	172,770 (18.1)	131,240 (15.5)	168,407 (32.5)	134,317 (25.9)
500～ 999人	11,810 (10.8)	9,546 (9.8)	4,369 (10.2)	3,451 (7.4)	81,065 (8.5)	66,286 (7.8)	55,871 (10.8)	51,118 (9.8)
300～ 499人	9,714 (8.9)	8,899 (9.1)	3,205 (7.5)	3,113 (6.6)	74,276 (7.8)	62,940 (7.4)	47,260 (9.1)	45,989 (8.9)
100～ 299人	20,772 (19.0)	16,201 (16.7)	7,630 (17.8)	7,166 (15.3)	209,801 (21.9)	181,281 (21.3)	99,135 (19.1)	108,029 (20.8)
30～ 99人	26,001 (23.8)	21,784 (22.4)	9,693 (22.6)	10,500 (22.4)	234,817 (24.5)	219,730 (25.9)	84,582 (16.3)	101,734 (19.6)
29人 以下	36,579 (33.4)	37,922 (39.0)	14,661 (34.2)	19,997 (42.6)	183,897 (19.2)	187,865 (22.1)	63,490 (12.2)	78,155 (15.0)

注) () 内は構成比 (%)

労働省一職業安定業務統計

の規模でそれぞれ対前年 36.4%，23.1％と大きく増加しているが中学校卒業者では 100 人以上の各規模，高等学校卒業者では 300 人以上の各規模で就職者が減少している。

— 県外就職状況 —

中学校卒業者の県外就職者数は 9 千人（前年 9 千人）で，性別構成比は男子 35.4%，女子 64.6％である。

高等学校卒業者では 14 万 3 千人（前年 14 万 7 千人）で，性別構成比は男子 49.1%，女子 50.9％となっている。

表 17 新規学卒者の県外就職者数の推移

区 分		県外就職者数 (千人)	性別構成 (%)		県外就職率 (%)
			男 子	女 子	
中 卒 者	昭和45年3月卒	69	41.7	58.3	34.9
	50	23	35.9	64.1	33.4
	51	18	30.7	69.3	29.7
	52	15	31.3	68.7	27.5
	53	12	29.7	70.3	25.2
	54	11	28.4	71.6	23.2
	55	10	30.0	70.0	22.0
	56	9	32.8	67.2	20.2
	57	9	35.6	64.4	20.8
	58	9	35.4	64.6	19.4
高 卒 者	45	113	49.2	50.8	29.6
	50	167	50.8	49.2	34.7
	51	148	47.4	52.6	32.7
	52	150	47.7	52.3	31.1
	53	143	47.0	53.0	29.9
	54	135	46.9	53.1	28.4
	55	135	48.4	51.6	27.4
	56	139	49.7	50.3	27.4
	57	147	50.6	49.4	28.3
	58	143	49.1	50.9	27.5

注) 県外就職率 = $\frac{\text{県外就職者数}}{\text{就職者全数}} \times 100$

労働省一職業安定業務統計

県外就職率は、中学校卒業者が 19.4 %（前年 20.8 %）、高等学校卒業者が 27.5 %（同 28.3 %）で、いずれも前年に比べると低下している（表17）。

—主要地域間移動状況—

表18により、中学校卒業者の主要地域間移動状況をみると、全就職者（46,944人）のうち、他地域へ就職した者は7,880人（前年7,727人）で、全就職者中に占める割合は 16.8 %（同 18.0 %）であった。

他地域への送出数の多い地域は東北の 2,028 人（他地域へ就職した者全数の 25.7 %）、南九州・沖縄の 1,561 人（同 19.8 %）、北九州の 1,123 人（同 14.3 %）で、以上の3地域で他地域へ就職した者全体の約 6

表18 中学校卒業者の主要地域間移動状況

地 域		③他地域 からの受 入数	送 出				
			北海道	東 北	北関東	南関東	北 陸
①他地域への送出数		7,880	664	2,028	295	310	395
受 入 地	京 浜	1,382	62	594	170	237	90
	東 海	3,592	357	997	40	40	210
	京 阪 神	1,196	19	5	—	2	22
	そ の 他	1,710	226	432	85	31	73
②出身地域別就職者数			1,774	3,955	2,337	3,205	1,647
送 出 率 ①/②			37.4	51.3	12.6	9.7	24.0
()内は57年3月卒			(38.0)	(51.3)	(12.9)	(8.9)	(25.1)

注）地域区分は、次のとおりである。

東北（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）、北関東（茨城、栃木、群馬）、南信（山梨、長野）、東海（岐阜、静岡、愛知、三重）、近畿（滋賀、奈良、和歌山）、国（徳島、香川、愛媛、高知）、北九州（福岡、佐賀、長崎）、南九州（熊本、大

割を占めている。

一方、受入数の多い地域は東海の3,592人（他地域から受け入れた者全数の45.6%）、京浜の1,382人（同17.5%）及び京阪神の1,196人（同15.2%）となっており、この3地域で他地域から受け入れた者全体の8割弱を占めている。

また、供給地における送出率（他地域への送出数／出身地域別就職者数×100）及び需要地における受入率（他地域からの受人数／就職地域別就職者数×100）をみると、送出率では南九州・沖縄の60.5%（前年60.7%）及び東北の51.3%（同51.3%）が5割を超えて高く、受入率では東海の28.4%（前年32.7%）、次いで京浜の17.9%（同18.3%）が高い。

（昭和58年3月卒）

（人）（%）

地				④ 就職地域別就職者数	受入率(③/④) ()内は57年3月卒
四国	北九州	南九州・ 沖縄	その他		
491	1,123	1,561	1,007		
18	28	41	142	7,733	17.9 (18.3)
114	623	882	329	12,630	28.4 (32.7)
248	235	381	284	8,268	14.5 (14.5)
111	237	263	252	18,313	9.3 (9.6)
1,976	2,325	2,588	28,111	46,944	— —
24.8 (23.5)	48.3 (50.9)	60.5 (60.7)	3.6 (4.2)		

関東（埼玉、千葉）、京浜（東京、神奈川）、北陸（新潟、富山、石川、福井）、甲
京阪神（京都、大阪、兵庫）、山陰（鳥取、島根）、山陽（岡山、広島、山口）、四
分、宮崎、鹿児島）

労働省一職業安定業務統計

表19により、高等学校卒業者の場合をみると、全就職者（519,342人）のうち、他地域へ就職した者は114,573人（前年116,401人）で、全就職者中に占める割合は22.1％（同22.4％）となっている。

送出数の多い地域は東北の22,836人（他地域へ就職した者全数の19.9％）、南九州・沖縄の20,068人（同17.5％）、南関東の16,010人（14.0％）、北九州の8,473人（同7.4％）となっており、この4地域で他地域へ就職した者全体の6割弱を占めている。

一方、他地域からの受入数の多い地域は京浜の64,579人（他地域から受入れた者全数の56.4％）がトップで全体の半数以上をこの地域が受入

表19 高等学校卒業者の主要地域間移動状況

地 域		③他地域 からの受 入数	送 出				
			北海道	東 北	北関東	南関東	北 陸
①他地域への送出数		114,573	3,516	22,836	6,631	16,010	6,887
受 入 地	京 浜	64,579	2,603	18,316	4,909	14,976	4,200
	東 海	11,815	442	1,048	69	90	923
	京 阪 神	23,240	126	223	49	99	919
	そ の 他	14,939	345	3,249	1,604	845	845
②出身地域別就職者数			25,288	58,666	33,279	36,064	28,453
送 出 率 ①/②			13.9	38.9	19.9	44.4	24.2
()内は57年3月卒			(13.6)	(36.7)	(20.3)	(43.6)	(23.6)

注）地域区分は、表18の（注）と同じ。

れている。次いで京阪神の 23,240 人（同 20.3 %）、東海の 11,815 人（同 10.3 %）となっており、この 3 地域で全体の 9 割弱を受け入れている。

また、供給地における送出率をみると、南九州・沖縄が 48.6 %（前年 50.2 %）で最も高く、次いで南関東の 44.4 %（同 43.6 %）、東北の 38.9 %（同 36.7 %）等となっている。需要地における受入率では京浜の 54.8 %（前年 55.9 %）が圧倒的に高く、次いで京阪神の 29.3 %（同 30.4 %）、東海 16.0 %（同 17.6 %）等となっている。

（昭和58年 3 月卒）

（人）（%）

地				④ 就職地域 別就職者 数	受 入 率 (③ / ④) () 内は57年 3 月卒
四 国	北九州	南九州・ 沖 縄	その他		
5,286	8,473	20,068	24,866		
841	2,885	7,521	8,328	117,831	54.8 (55.9)
568	1,953	4,115	2,607	73,705	16.0 (17.6)
5,356	2,530	5,605	10,333	79,379	29.3 (30.4)
521	1,105	2,827	3,598	248,429	6.0 (5.9)
19,051	31,718	41,289	245,534	519,342	— —
27.7 (27.4)	26.7 (27.4)	48.6 (50.2)	10.1 (11.0)		

労働省一職業安定業務統計

ハ 短期大学・大学卒業者の状況

昭和58年3月短期大学卒業就職者の産業別分布をみると、サービス業が最も多く49,020人（就職者総数の37.2%）、次いで製造業の24,864人（同18.9%）、金融・保険業の19,513人（同14.8%）、卸売業・小売業の18,660人（同14.2%）と目立っており、この4産業で全体の85.1%（昭和57年85.7%）を占めている（表20）。

これを昭和57年に比べると、サービス業及び金融・保険業ではそれぞれ

表20 短期大学卒業者の産業別就職者数及び構成比の推移

区 分	実 数 (人)				構 成 比 (%)			
	昭和45年	50	55	58	昭和45年	50	55	58
計	80,740	103,314	129,156	131,609	100.0	100.0	100.0	100.0
農 業	685	691	756	621	0.8	0.7	0.6	0.5
林 業・狩猟業	101	88	19	42	0.1	0.1	0.0	0.0
漁業・水産養殖業	138	76	156	94	0.2	0.1	0.1	0.1
鉱 業	123	183	147	77	0.2	0.2	0.1	0.1
建 設 業	1,678	2,667	3,313	3,501	2.1	2.6	2.6	2.7
製 造 業	18,701	19,870	23,309	24,864	23.2	19.2	18.0	18.9
卸売業・小売業	10,652	14,253	19,758	18,660	13.2	13.8	15.3	14.2
金 融・保 険 業	10,812	15,314	16,612	19,513	13.4	14.8	12.9	14.8
不 動 産 業	227	612	639	751	0.3	0.6	0.5	0.6
運 輸・通 信 業	2,841	2,388	3,223	3,669	3.5	2.3	2.5	2.8
電気・ガス・水道業	560	905	1,170	1,303	0.7	0.9	0.9	1.0
サ ー ビ ス 業	30,075	40,136	49,952	49,020	37.2	38.8	38.7	37.2
公 務	3,295	4,633	8,131	8,080	4.1	4.5	6.3	6.1
そ の 他	852	1,498	1,971	1,414	1.1	1.4	1.5	1.1

注 1) 就職者には、就職進学者を含む。

2) この表は、学科系統別に抽出された学生の産業別就職者数を、全就職者数に引き伸ばしたものである。

文部省一学校基本調査

2.0%，1.5%の増加，製造業及び卸売業・小売業では逆にそれぞれ1.9%，1.2%の減少となっている。

表21により，職業別分布をみると，事務従事者が圧倒的に多く74,867人（就職者総数の56.9%），次いで専門的・技術的職業従事者の42,964人（同32.6%）となっており，この2職業で全体の89.5%（昭和57年90.1%）を占めている。また，昭和57年と比べると，事務従事者は0.7%の増加，専門的・技術的職業従事者は同水準で推移している。

表21 短期大学卒業者の職業別就職者数及び構成比の推移

区 分	実 数 (人)				構 成 比 (%)			
	昭和45年	50	55	58	昭和45年	50	55	58
計	80,740	103,314	129,156	131,609	100.0	100.0	100.0	100.0
専門的・技術的職業従事者	31,796	39,621	45,198	42,964	39.4	38.4	35.0	32.6
管理的職業従事者	587	333	192	154	0.7	0.3	0.1	0.1
事務従事者	37,234	53,178	71,436	74,867	46.1	51.5	55.3	56.9
販売従事者	5,769	3,802	5,963	7,178	7.1	3.7	4.6	5.5
農林・漁業作業者	366	571	644	509	0.5	0.6	0.5	0.4
採掘作業者	4	22	10	—	0.0	0.0	0.0	—
運輸・通信従事者	326	171	294	269	0.4	0.2	0.2	0.2
技能工・生産工程作業 者・労務作業者	1,392	1,710	2,077	2,210	1.7	1.7	1.6	1.7
保安職業従事者	193	308	290	324	0.2	0.3	0.2	0.2
サービス職業 従事者	2,279	2,248	1,908	1,756	2.8	2.2	1.5	1.3
その他	794	1,350	1,144	1,378	1.0	1.3	0.9	1.0

注 1) 就職者数には，就職進学者を含む。

2) この表は，学科系統別に抽出された学生の職業別就職者数を，全就職者数に引き伸ばしたものである。

文部省—学校基本調査

表22により、昭和58年3月大学卒業就職者の産業別分布をみると、製造業（76,738人、就職者総数の27.2%）、サービス業（76,139人、同27.0%）、卸売業・小売業（45,740人、同16.2%）及び公務（27,749人、同9.8%）に集中しており、この4産業で全体の80.2%（昭和57年79.8%）を占めている。これを昭和57年と比べると、製造業、卸売業・小売業及び公務ではそれぞれ4.8%、4.2%、4.4%の減少、サービス業では0.2%の増加となっている。

表22 大学卒業者の産業別就職者数及び構成比の推移

区 分	実 数 (人)				構 成 比 (%)			
	昭和45年	50	55	58	昭和45年	50	55	58
計	188,227	232,683	285,129	281,998	100.0	100.0	100.0	100.0
農 業	413	667	1,223	1,152	0.2	0.3	0.4	0.4
林 業・狩猟業	130	245	145	118	0.1	0.1	0.1	0.0
漁業・水産養殖業	314	252	338	324	0.2	0.1	0.1	0.1
鉱 業	500	520	435	367	0.3	0.2	0.2	0.1
建 設 業	10,327	15,838	17,984	16,425	5.5	6.8	6.3	5.8
製 造 業	72,789	62,400	69,308	76,738	38.7	26.8	24.3	27.2
卸売業・小売業	32,228	40,732	52,325	45,740	17.1	17.5	18.4	16.2
金融・保険業	15,139	27,864	24,562	25,738	8.0	12.0	8.6	9.1
不動産業	1,015	1,395	1,345	1,577	0.5	0.6	0.5	0.6
運輸・通信業	7,529	7,622	6,960	5,675	4.0	3.3	2.4	2.0
電気・ガス・水道業	1,183	1,304	1,886	1,778	0.6	0.6	0.7	0.6
サービス業	34,554	49,071	75,440	76,139	18.4	21.1	26.5	27.0
公 務	10,866	22,045	30,702	27,749	5.8	9.5	10.8	9.8
そ の 他	1,240	2,728	2,476	2,478	0.7	1.2	0.9	0.9

注 1) 就職者数には、就職進学者を含む。

2) この表は、学科系統別に抽出された学生の産業別就職者数を、全就職者数に引き伸ばしたものである。

文部省一学校基本調査

表23により、職業別分布をみると、専門的・技術的職業従事者(115,665人、就職者総数の41.0%)、事務従事者(95,622人、同33.9%)及び販売従事者(58,679人、同20.8%)に集中しており、この3職業で全体の95.7%(昭和57年95.8%)を占めている。これを昭和57年と比べると、専門的・技術的職業従事者で3.2%(減少数3,786人)、事務従事者で4.6%(同4,590人)、販売従事者で4.3%(同2,655人)といずれも減少している。

表23 大学卒業者の職業別就職者数及び構成比の推移

区 分	実 数 (人)				構 成 比 (%)			
	昭和45年	50	55	58	昭和45年	50	55	58
計	188,228	232,683	285,129	281,998	100.0	100.0	100.0	100.0
専門的・技術的職業従事者	75,780	90,964	114,347	115,665	40.3	39.1	40.1	41.0
管理的職業従事者	2,730	1,875	1,566	745	1.5	0.8	0.5	0.3
事務従事者	59,046	82,777	96,303	95,622	31.4	35.6	33.8	33.9
販売従事者	43,729	44,532	60,917	58,679	23.2	19.1	21.4	20.8
農林・漁業作業	111	459	767	643	0.1	0.2	0.3	0.2
採掘作業	14	19	19	7	0.0	0.0	0.0	0.0
運輸・通信従事者	1,270	611	942	693	0.7	0.3	0.3	0.2
技能工・生産工程作業 者・労務作業	611	1,996	1,276	1,331	0.3	0.9	0.4	0.5
保安職業従事者	1,020	4,043	3,406	3,206	0.5	1.7	1.2	1.1
サービス職業 従 事 者	2,961	3,076	3,297	2,969	1.6	1.3	1.2	1.1
そ の 他	955	2,331	2,289	2,438	0.5	1.0	0.8	0.9

注 1) 就職者数には、就職進学者を含む。

2) この表は、学科系統別に抽出された学生の職業別就職者数を、全就職者数に引き伸ばしたものである。

文部省一学校基本調査

表24は、昭和58年3月短期大学卒業者の職業別就職者数を、専攻分野との関係でみたものである。

就職者の最も多い事務従事者（就職者総数の56.9%，74,867人）についてみると、その35.2%が人文関係、35.0%が家政関係専攻者で、この両方で事務従事者の7割を占めている。

次に多い専門的・技術的職業従事者（同32.6%，42,964人）では、52.6

表24 短期大学の関係学科別、職業別就職者数

職 業	計	人 文	社 会	教 養
計	131,609	29,994	10,923	2,651
専門的・技術的職業従事者	42,964	872	852	66
{ 技 術 者	4,256	87	333	13
{ 教 員	15,002	572	115	9
{ 医 療 保 健 従 事 者	9,410	36	27	6
{ 美術家・写真家・デザイナー	1,591	16	14	3
{ 音楽家・舞台芸術家				
{ その他の専門的職業従事者	12,705	161	363	35
管 理 的 職 業 従 事 者	154	14	28	—
事 務 従 事 者	74,867	26,357	8,301	2,310
販 売 従 事 者	7,178	1,738	1,195	207
農 林 ・ 漁 業 作 業 者	509	7	14	—
採 掘 作 業 者	—	—	—	—
運 輸 ・ 通 信 従 事 者	269	131	46	5
技能工・生産工程作業				
者・労働者	2,210	7	172	16
保 安 職 業 従 事 者	324	78	56	8
サ ー ビ ス 職 業 従 事 者	1,756	689	143	38
上 記 以 外 の も の	1,378	101	116	1

注 1) 就職者数には、就職進学者を含む。

2) この表の「就職者数」は、学科系統別に抽出された職業別就職者数を、

%が教育関係，18.4 %が家政関係，10.6 %が保健関係，7.7 %が芸術関係，5.8 %が工業関係専攻者等となっている。

専門的・技術的職業従事者を更にみると，技術者では56.4 %が工業関係，11.2 %が家政関係，10.9 %が教育関係専攻者で，教員の場合は79.7 %が教育関係，7.5 %が芸術関係専攻者となっている。また，医療保健従事者では51.0 %が家政関係，44.7 %が保健関係専攻者となっている。

(昭和58年3月卒)

(人)

工 業	農 業	保 健	家 政	教 育	芸 術	そ の 他
5,180	1,303	5,191	37,272	33,605	5,387	103
2,489	324	4,559	7,895	22,587	3,302	18
2,402	303	7	478	462	153	18
26	11	301	886	11,960	1,122	—
22	2	4,203	4,797	317	—	—
18	1	2	210	15	1,312	—
21	7	46	1,524	9,833	715	—
25	18	—	27	38	4	—
527	262	562	26,190	8,903	1,408	47
336	171	17	2,164	905	441	4
32	436	1	10	7	2	—
—	—	—	—	—	—	—
45	3	—	—	36	3	—
1,528	37	—	75	284	91	—
45	8	3	96	24	6	—
57	29	20	434	297	48	1
96	15	29	381	524	82	33

全就職者数に引き伸ばしたものである。

文部省一学校基本調査

表25は、昭和58年3月大学卒業者の職業別就職者を、専攻分野との関係でみたものである。

まず、最も就職者数の多い専門的・技術的職業従事者（就職者総数の41.0%，115,665人）についてみると、その44.7%が工学関係、16.5%が教育関係、9.1%が人文科学関係、7.2%が保健関係専攻者で、以上の4分野出身者が専門的・技術的職業従事者の約8割（77.5%）を占めている。

専門的・技術的職業従事者を更にみると、技術者では78.3%が工学関

表25 大学の関係学科別、職業別就職者数

職 業	計	人文科学	社会科学	理 学
計	281,998	35,847	126,557	7,847
専門的・技術的職業従事者	115,665	10,562	5,800	6,276
技術者	64,537	1,241	1,568	3,919
教 員	35,217	7,844	2,040	1,885
医療保健従事者	7,961	98	234	53
美術家・写真家・デザイナー 音楽家・舞台芸術家	1,974	50	110	—
その他の専門的職業従事者	5,976	1,329	1,848	419
管理的職業従事者	745	8	463	24
事務従事者	95,622	17,810	68,712	639
販売従事者	58,679	6,106	45,732	625
農林・漁業従事者	643	16	146	13
採掘作業者	7	7	—	—
運輸・通信従事者	693	143	276	23
技能工・生産工程作業 労働者・業務作業者	1,331	64	589	14
保安職業従事者	3,206	215	2,395	42
サービス職業従事者	2,969	684	1,244	38
上記以外のもの	2,438	232	1,200	153

注 1) 就職者数には、就職進学者を含む。

2) この表の「就職者数」は、学科系統別に抽出された職業別就職者数を、

係、7.4%が農学関係専攻者で、教員の場合は52.5%が教育関係、22.3%が人文科学関係専攻者となっている。また、医療保健関係では83.2%が保健関係、9.3%が家政関係の専攻者となっている。

次に事務従事者（就職者総数の33.9%、95,622人）をみると、71.9%が社会科学関係、18.6%が人文科学関係の専攻者となっている。

昭和58年3月短期大学卒業就職者（131,609人）のうち、卒業した大学と同一の都道府県内に就職した者は67.7%（89,036人）で、これを男女別にみると男子は63.8%（5,765人）、女子は67.9%（83,271人）とな

（昭和58年3月卒）

（人）

工 学	農 学	保 健	商 船	家 政	教 育	芸 術	その他
58,220	9,603	8,958	121	5,691	21,894	6,067	1,193
51,724	5,443	8,317	93	3,198	19,114	4,978	160
50,560	4,783	1,186	93	501	265	404	17
616	351	295	—	1,601	18,491	1,982	112
16	81	6,623	—	740	101	13	2
114	—	—	—	41	59	1,587	13
418	228	213	—	315	198	992	16
141	56	—	—	28	15	7	3
1,513	1,696	109	17	1,875	2,027	362	862
2,794	1,486	467	3	446	452	457	111
25	437	4	—	—	—	—	2
—	—	—	—	—	—	—	—
223	8	—	2	10	2	4	2
455	167	—	—	15	5	22	—
293	117	—	3	8	105	19	9
553	160	32	—	49	120	87	2
499	33	29	3	62	54	131	42

全就職者数に引き伸ばしたものである。

文部省一学校基本調査

っている。男子の場合、卒業した大学と同一の都道府県内に就職した者の割合の最も高いのは、宮崎、鹿児島、沖縄（それぞれ100.0％）で、逆に割合の最も低いのは岐阜（12.3％）となっている。一方、女子では最も割合

表26 短期大学の都道府県別就職状況

区 分	男			女		
	就 職 者 数	就職者数のうち卒業大学と同一県内に就職した者	比率(%)	就 職 者 数	就職者数のうち卒業大学と同一県内に就職した者	比率(%)
計	9,038	5,765	63.8	122,571	83,271	67.9
北海道	1,110	884	79.6	4,575	4,480	97.9
青森	93	61	65.6	490	349	71.2
岩手	31	29	93.5	399	307	76.9
宮城	142	90	63.4	1,307	980	75.0
秋田	79	67	84.6	498	390	78.3
山形	83	42	50.6	516	268	51.9
福島	44	41	93.2	1,262	805	63.7
茨城	127	116	91.3	1,435	1,133	79.0
栃木	3	2	66.7	1,077	674	62.6
群馬	317	231	72.9	968	745	77.0
埼玉	124	88	70.6	2,171	678	31.2
千葉	122	62	50.4	3,181	1,205	37.9
東京	1,570	958	61.0	26,162	19,955	76.3
神奈川	93	28	29.9	5,416	2,651	48.9
新潟	299	219	73.2	597	493	82.5
富山	171	151	88.3	519	402	77.4
石川	105	73	69.5	1,280	1,046	81.7
福井	32	29	90.6	453	397	87.6
山梨	11	2	20.8	895	588	65.7
長野	173	108	62.4	1,370	1,029	75.1
岐阜	697	86	12.3	2,465	1,045	42.4
静岡	298	290	97.3	1,781	1,556	87.4
愛知	125	98	78.2	10,031	7,909	78.8
三重	55	51	92.7	1,148	875	76.2
滋賀	195	112	57.4	736	439	59.6

の高いのは北海道（97.9％）で、最も低いのは奈良（17.3％）となっている（表26）。

（昭和58年 3 月卒）

（人）

区 分	男			女		
	就 職 者 数	就職者数のうち卒業大学と同一県内に就職した者	比率（％）	就 職 者 数	就職者数のうち卒業大学と同一県内に就職した者	比率（％）
京 都	278	114	41.2	5,901	2,331	39.5
大 阪	912	591	64.8	2,612	9,529	75.6
兵 庫	197	63	32.1	7,919	3,759	47.5
奈 良	57	23	40.1	1,848	320	17.3
和 歌 山	54	45	83.3	153	137	89.4
鳥 取	8	2	25.0	305	189	61.8
島 根	—	—	—	115	88	76.5
岡 山	39	24	61.0	2,579	1,448	56.1
広 島	276	206	74.8	2,845	2,305	81.0
山 口	112	81	71.9	1,508	892	59.1
徳 島	176	96	54.4	778	423	54.3
香 川	63	58	92.1	696	498	71.6
愛 媛	61	55	90.2	1,136	1,062	93.5
高 知	60	55	91.7	362	326	90.2
福 岡	282	147	52.1	6,217	4,358	70.1
佐 賀	1	4	36.4	771	486	63.0
長 崎	73	65	89.6	1,227	739	60.2
熊 本	101	64	62.9	1,239	900	72.6
大 分	43	20	46.5	642	548	85.3
宮 崎	16	18	100.0	436	338	77.6
鹿 児 島	35	35	100.0	1,986	1,677	84.4
沖 縄	83	83	100.0	564	521	92.4

注） 標本調査により実施したものである。

文部省一学校基本調査

昭和58年3月大学卒業就職者（281,998人）のうち、卒業した大学と同一の都道府県内に就職した者は46.9%（132,183人）で、これを男女別にみると男子は43.5%、女子は58.7%となっている。

表27 大学の都道府県別就職状況

区 分	男			女		
	就 職 者 数	就職者数のうち卒業大学と同一県内に就職した者	比率(%)	就 職 者 数	就職者数のうち卒業大学と同一県内に就職した者	比率(%)
計	219,465	95,479	43.5	62,533	36,704	58.7
北海道	6,608	3,816	57.7	1,103	858	77.8
青森	918	265	28.9	369	194	52.7
岩手	817	197	24.1	204	145	71.0
宮城	4,410	1,317	29.9	1,460	726	49.7
秋田	659	185	28.0	89	73	82.0
山形	698	205	29.4	196	117	59.9
福島	1,515	278	18.3	254	167	65.6
茨城	1,839	458	24.9	600	326	54.4
栃木	966	250	25.9	166	129	77.6
群馬	1,301	336	25.8	173	131	75.5
埼玉	6,064	884	14.6	2,200	381	17.3
千葉	7,001	880	12.6	1,228	288	23.4
東京	75,058	46,973	62.6	22,492	16,420	73.0
神奈川	13,051	2,475	19.0	2,940	818	27.8
新潟	1,057	355	33.6	364	216	59.4
富山	639	258	40.4	315	206	65.5
石川	2,150	555	25.8	316	149	47.1
福井	848	268	31.7	78	56	71.7
山梨	933	119	12.8	293	75	25.4
長野	1,278	415	32.5	275	157	57.1
岐阜	1,127	304	26.9	467	232	49.6
静岡	1,640	390	23.8	485	318	65.5
愛知	14,295	7,596	53.1	3,690	2,692	73.0
三重	598	191	32.0	278	220	79.0
滋賀	395	101	25.5	91	65	71.0

男子の場合、卒業した大学と同一の都道府県内に就職した者の割合の最も高いのは沖縄（66.9％）で、逆に割合の最も低いのは千葉（12.6％）となっている。

（昭和58年 3 月卒）

（人）

区 分	男			女		
	就 職 者 数	就職者数のうち卒業大学と同一県内に就職した者	比率（％）	就 職 者 数	就職者数のうち卒業大学と同一県内に就職した者	比率（％）
京 都	13,201	2,240	17.0	4,060	987	24.3
大 阪	22,797	12,017	52.7	4,115	3,048	74.1
兵 庫	6,355	1,055	16.6	4,455	1,464	32.9
奈 良	498	158	31.7	793	149	18.8
和 歌 山	447	91	20.3	114	72	63.4
鳥 取	402	96	23.9	98	67	67.9
島 根	411	115	28.0	174	100	57.3
岡 山	1,601	490	30.6	1,113	768	69.0
広 島	4,137	2,055	49.7	1,362	1,062	78.0
山 口	1,328	267	20.1	487	252	51.7
徳 島	461	91	19.6	519	273	52.6
香 川	501	149	29.8	374	278	74.3
愛 媛	1,287	555	43.1	505	420	83.2
高 知	381	59	15.5	252	88	34.8
福 岡	12,032	4,108	34.1	2,196	1,273	58.0
佐 賀	635	144	22.7	190	96	50.7
長 崎	1,142	237	20.8	242	175	72.4
熊 本	2,174	940	43.2	509	318	62.5
大 分	1,070	242	22.6	235	197	83.8
宮 崎	503	129	25.7	185	152	81.9
鹿 児 島	1,400	607	43.3	327	223	68.1
沖 縄	837	560	66.9	102	84	82.8

注） 標本調査により実施したものである。

文部省一学校基本調査

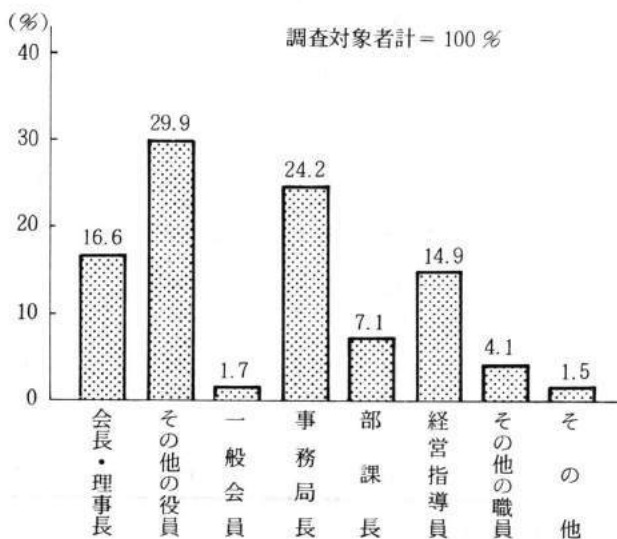
一方、女子についてみると、大分（83.8％）及び愛媛（83.2％）が83％台で最も高く、埼玉（17.3％）が最も低くなっている（表27）。

(3) 職場における勤労青少年指導の状況等

職場における勤労青少年指導に関する実態調査—勤労青少年福祉員活動—によると（107頁、「二 勤労青少年福祉員の活動への援助」参照）勤労青少年福祉員（以下「福祉員」という。）に選任されている者の団体における地位（役職）は図12のとおりで、福祉員としての日常活動の主なものとして図13の左側図にみる内容を挙げている。

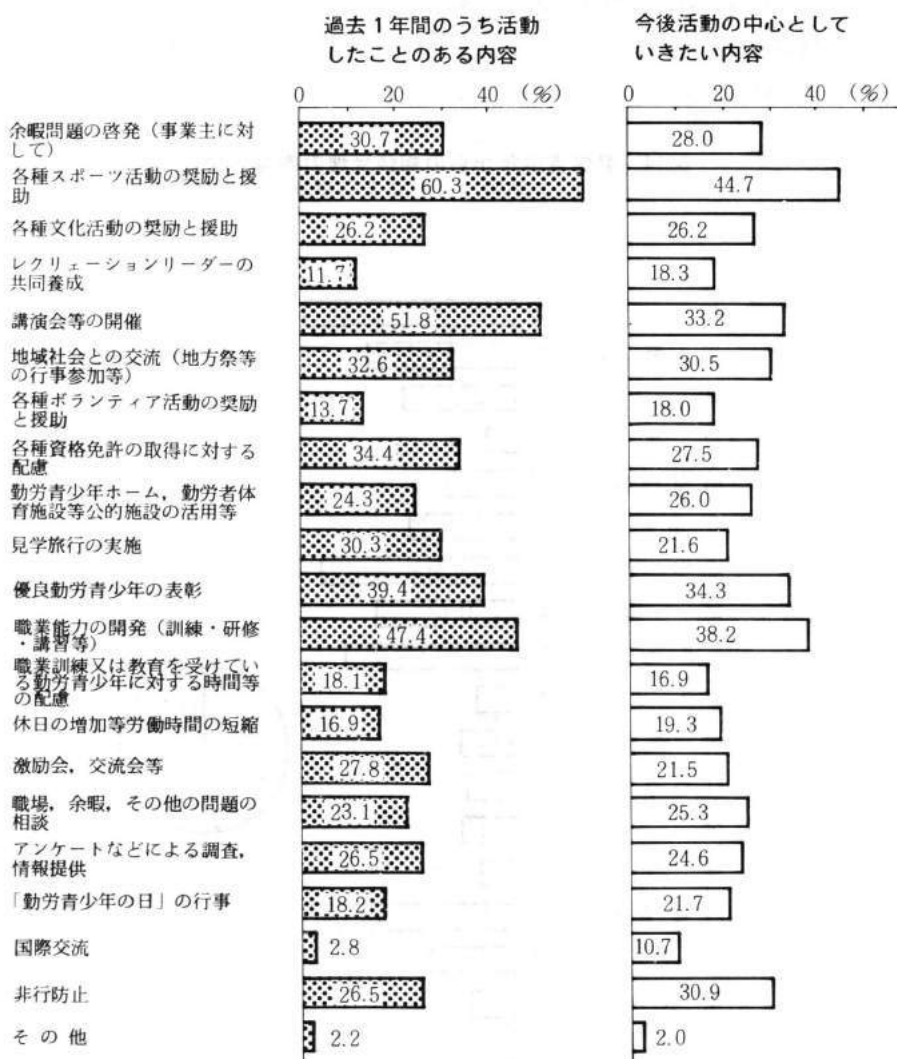
また、活動の方法としては、①事業主に対しては、。労務改善等の講習会、講座、研修会、会合、会議の開催等 60.6％、。資料配布等の情報提供活動 50.3％、。勤労青少年に関する各種行事等に対する団体の経済的援助 39.7％

図12 各団体における地位(役職)別福祉員の状況



労働省一職場における勤労青少年指導に関する
実態調査—勤労青少年福祉員活動—

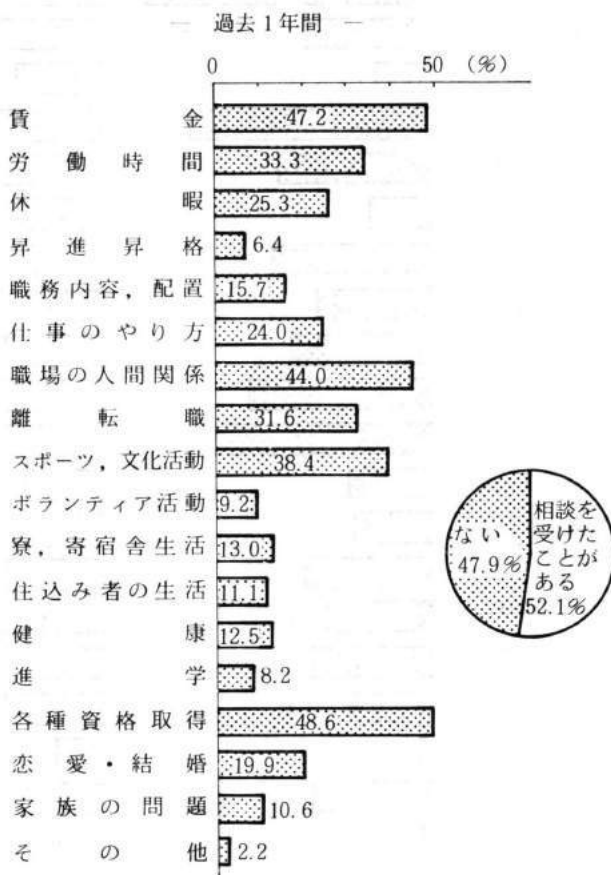
図13 福祉員活動の現在と今後の活動の方向（MA）



労働省一職場における勤労青少年指導に関する
実態調査—勤労青少年福祉員活動—

等が主なものとなっている。②勤労青少年に対する活動方法としては。新入社員等の教育，研修，講座，講習の実施 48.4 %，。スポーツ交流会（対抗試合等）の実施 44.7 %，。スポーツ，文化活動等余暇活動に対する団体の経済的援助 44.2 %等を主なものとして挙げている。

図14 勤労青少年からの相談受理の内容（MA）



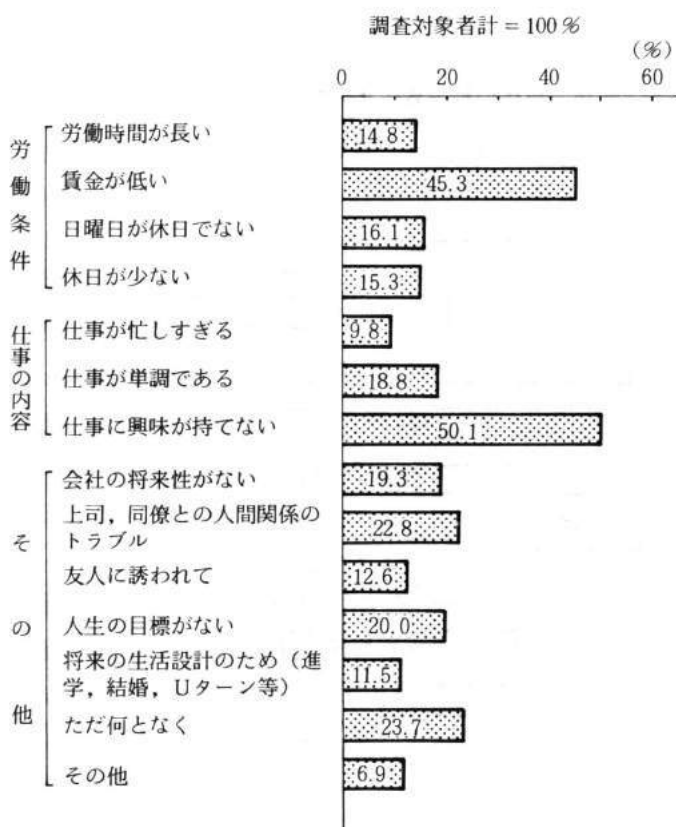
相談を受けたことがある計 = 100 %

労働省一職場における勤労青少年指導に関する
実態調査—勤労青少年福祉員活動—

—相談活動—

過去1年間のうちで、勤労青少年から何らかの相談を受けたことが「ある」と答えた福祉員は全体の52.1%で、相談内容の主なものとしては図14にみるとおりである。

図15 最近の離転職の主な理由（MA）

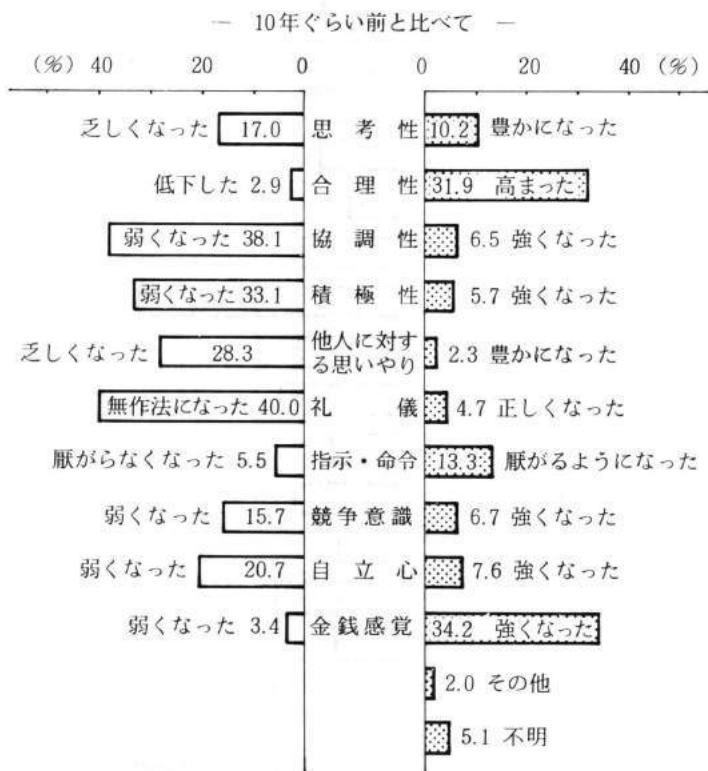


労働省一職場における勤労青少年指導に関する
実態調査—勤労青少年福祉員活動—

— 勤労青少年の離転職の理由 —

図15は、福祉員がみた勤労青少年の離転職の理由と思われる内容である。トップの「仕事に興味がない」（50.1％）では、商工会、商工会議所等に属する福祉員及び製造業関係の団体の福祉員がそれぞれ59.1％、50.4％と高い比率をみせている。また、「賃金が低い」（45.3％）では、商工会、商工会議所等に属する福祉員及びサービス業関係の福祉員がそれぞれ50.3％、45.3％とこれを挙げている。

図16 現代の勤労青少年の特徴（MA）



労働省—職場における勤労青少年指導に関する
実態調査—勤労青少年福祉員活動—

—現代の勤労青少年の特徴—

10年ぐらい前と比べて、福祉員の所属する団体に加入している事業所の勤労青少年だけにとどまらず、広く現代の勤労青少年が持っている特徴として調査対象者は図16のように挙げている。

トップは礼儀が無作法になった40.0%で、次いで協調性が弱くなった38.1%、金銭感覚が強くなった34.2%、積極性が弱くなった33.1%、合理性が高まった31.9%等を挙げている。

—今後の福祉員活動の中心—

今後、福祉員が活動していく上で、中心となると思われる活動内容については図13の右側図で示したとおりである。主な内容としては、①各種スポーツ活動の奨励と援助に関すること44.7% ②職業能力の開発（訓練・研修・講習等）に関すること38.2% ③優良勤労青少年の表彰に関すること34.3%、④講演会等の開催に関すること33.2%、⑤非行防止に関すること30.9%等を挙げている。

なお、図13により「過去1年間のうち、活動したことのある内容（現在の活動）」と「今後活動の中心としていきたい内容」とを比べてみると、活動内容全体の中に占める割合としては、必ずしも高くはないが、「国際交流」（7.9ポイント増）、「レクリエーションリーダーの共同養成」（6.6ポイント増）、「非行防止」（4.4ポイント増）、「各種ボランティア活動の奨励と援助」（4.3ポイント増）、「勤労青少年の日の行事」（3.5ポイント増）等が他の内容に比べて伸びており、今後の福祉員活動の1つの方向をみることができる。

ちなみに今後福祉員活動の中心としていきたいとする活動内容のトップを団体の種類別にみると、建設業、サービス業関係では「職業能力の開発（訓練・研修・講習等）に関すること」、製造業、卸売業・小売業関係、混合では「各種スポーツ活動の奨励と援助に関すること」となっている。また、全体の中に占める割合では必ずしも高くはないが、現在との比較で伸びをみせている内容のトップは、建設業関係では「勤労青少年ホーム、

勤労者体育施設等公的施設の活用等に関する事」、製造業、サービス業関係では「国際交流に関する事」、卸売業・小売業関係では「各種ボランティア活動の奨励と援助に関する事」、混合では「レクリエーションリーダーの共同養成に関する事」となっている。

(4) 勤労青少年の生活時間と行動内容等

社会生活基本調査（昭和56年10月調査）により有業青少年の1日の生活時間の配分をみると、平日の1次活動（睡眠、食事等）は15～19歳が10時間26分（男子10時間23分、女子10時間30分）、20～24歳が10時間19分（男子10時間9分、女子10時間28分）、2次活動（仕事、通勤・通学、家事・育児等）は15～19歳が9時間29分（男子9時間17分、女子9時間45分）、20～24歳が9時間37分（男子9時間33分、女子9時間40分）、3次活動（スポーツ、休養等）は15～19歳が4時間5分（男子4時間20分、女子3時間45分）、20～24歳も4時間5分（男子4時間18分、女子3時間52分）

表28 青少年の生活行動時間（有業者）

（昭和56年10月）

区 分	平 日					
	時 間（時間： 分）			割 合（％）		
	1次活動	2次活動	3次活動	1次活動	2次活動	3次活動
年齢計（全有業者）	10：25	9：37	3：57	43.4	40.1	16.5
15 ～ 19 歳	10：26	9：29	4：05	43.5	39.5	17.0
20 ～ 24 歳	10：19	9：37	4：05	43.0	40.0	17.0

注） 1次活動……生理的に必要な活動で、睡眠、食事、身のまわりの用事など。
 2次活動……義務的、拘束的な活動で仕事、家事・育児、在学者の勉強・研
 3次活動……余暇的活動で、スポーツ、趣味・娯楽、休養など。

となっている。一方、日曜日の1次活動は15～19歳が11時間26分（男子11時間16分，女子11時間36分），20～24歳が11時間31分（男子11時間20分，女子11時間42分），2次活動は15～19歳が4時間52分（男子4時間7分，女子5時間32分），20～24歳が4時間28分（男子3時間52分，女子5時間3分），3次活動は15～19歳が7時間41分（男子8時間37分，女子6時間52分），20～24歳が8時間1分（男子8時間48分，女子7時間15分）となっている。

1日の生活時間を1次・2次・3次活動別に構成比でみると，平日では，15～19歳は1次活動が43.5%（20～24歳43.0%），2次活動が39.5%（同40.0%），3次活動が17.0%（同17.0%）となっている。一方，日曜日についてみると，15～19歳の場合，1次活動は1日（24時間）の47.7%（20～24歳48.0%），2次活動は20.3%（同18.6%），3次活動は32.0%（同33.4%）となっている（表28）。

日			曜			日		
時 間（時間： 分）			割 合（％）					
1次活動	2次活動	3次活動	1次活動	2次活動	3次活動			
11:17	5:30	7:13	47.0	22.9	30.1			
11:26	4:52	7:41	47.7	20.3	32.0			
11:31	4:28	8:01	48.0	18.6	33.4			

究など。

総理府—社会生活基本調査

— 3次活動（余暇活動）の内容 —

有業青少年の3次活動時間は平日では1日（24時間）の約6分の1，日曜日では3分の1を占めている。

これを主な活動内容別にみると、「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」及び「休養・くつろぎ」が大きな割合を占めている。まず、平日の場合、15～19歳では「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」が1時間45分（平日の3次活動時間の42.9%），次いで「休養・くつろぎ」が1時間06分（28.6%）となっており，この両者で，平日の3次活動時間（4時間5分）の7割強を占めている。20～24歳でも「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」で過ごす時間が1時間47分（平日の3次活動時間の43.7%）と最も長く，次いで「休養・くつろぎ」の1時間（同24.5%）となっており，この両者で平日の3次活動時間（4時間5分）の68.2%を占めている。

一方，日曜日の場合，15～19歳では「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」が

表29 3次活動（余暇活動）の内容別行動時間
（昭和56年10月）

区 分		平						日		
		学 習 活 動 (学 業 以 外)	趣 味 娯 楽	ス ポ ー ツ	奉 仕 的 活 動	交 際	移 動	(注) テレビ ラジオ 新聞 雑誌	休 養 く ろ ぎ	受 診 療 養
男 子	年 齢 計 (全有業者)	0:08	0:18	0:06	0:02	0:19	0:08	1:55	1:08	0:03
	15～19歳	0:12	0:18	0:10	0:01	0:20	0:06	1:51	1:12	0:03
	20～24歳	0:14	0:18	0:08	0:01	0:28	0:07	1:54	1:00	0:02
女 子	年 齢 計 (全有業者)	0:06	0:13	0:02	0:01	0:12	0:06	1:42	1:03	0:05
	15～19歳	0:09	0:20	0:04	0:00	0:15	0:04	1:37	1:07	0:02
	20～24歳	0:14	0:21	0:03	0:00	0:18	0:07	1:40	1:00	0:04

注) テレビ・ラジオ……勉強など能動的活動を除く。

2時間28分と最も長く、次いで「交際」1時間18分、「休養・くつろぎ」1時間14分、「趣味・娯楽」1時間10分等と平日に比べ、活動内容も豊かになっており、以上の4項目で日曜日の3次活動時間（7時間41分）の8割を占めている。20～24歳でも「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」で過ごす時間が平日より伸びて2時間26分と最も長く、次いで「交際」1時間28分、「休養・くつろぎ」1時間15分、「趣味・娯楽」1時間12分等が目立っており、以上の4項目で日曜日の3次活動時間（8時間1分）の8割弱を占めている。

これを男女別にみると、男子の場合、平日の3次活動時間は15～19歳が4時間20分（女子3時間45分）、20～24歳が4時間18分（同3時間52分）となっており、日曜日では15～19歳が8時間37分（女子6時間52分）、20～24歳が8時間48分（同7時間15分）となっており、その内容別時間は表29のとおりである。

(有業者)

(時間： 分)

その他	日 曜 日							日		
	学 活 動 (学 業 以 外)	趣 味 娯 楽	ス ポ ー ツ	奉 仕 的 活 動	交 際	移 動	(注) テ レ ビ ラ ジ オ 新 聞 誌	休 養 く ろ づ き	受 診 療 養	その他
0:06	0:10	1:25	0:31	0:06	0:50	0:31	2:49	1:28	0:02	0:18
0:07	0:12	1:36	0:33	0:01	1:24	0:33	2:44	1:16	0:02	0:16
0:07	0:14	1:29	0:36	0:02	1:36	0:42	2:37	1:17	0:01	0:13
0:06	0:06	0:49	0:12	0:04	0:39	0:23	2:03	1:12	0:02	0:17
0:06	0:15	0:48	0:20	0:00	1:13	0:39	2:15	1:12	0:02	0:08
0:04	0:14	0:56	0:18	0:01	1:20	0:43	2:16	1:13	0:02	0:12

社会生活基本調査では、3時活動時間（余暇時間）をその内容によって、能動的3次活動と受動的3次活動の二つに大きく分けて報告している。

表30 3次活動（余暇活動）の内容別行動時間の構成比
(昭和56年10月)

区 分			計	能 動 的 3 次			
				小 計	学習活動 (学業以外)	趣味娯楽	スポーツ
男 子	平 日	年 齢 計 (全有業者)	(17.5) 100.0	24.1	3.2	7.1	2.4
		15～19歳	(18.1) 100.0	25.8	4.6	6.9	3.8
		20～24歳	(17.9) 100.0	29.3	5.4	6.9	3.1
	日 曜 日	年 齢 計 (全有業者)	(34.0) 100.0	43.5	2.0	17.3	6.3
		15～19歳	(35.9) 100.0	50.1	2.3	18.6	6.4
		20～24歳	(36.7) 100.0	52.9	2.7	16.9	6.8
女 子	平 日	年 齢 計 (全有業者)	(15.0) 100.0	18.5	2.8	6.0	0.9
		15～19歳	(15.6) 100.0	23.2	4.0	8.9	1.8
		20～24歳	(16.1) 100.0	27.3	6.1	9.1	1.3
	日 曜 日	年 齢 計 (全有業者)	(24.1) 100.0	38.3	1.7	14.1	3.5
		15～19歳	(28.6) 100.0	47.3	3.6	11.7	4.9
		20～24歳	(30.2) 100.0	48.7	3.2	12.9	4.1

注) () 内は1日(24時間)の中に占める3次活動時間の割合(%)

表30は、有業青少年の3次活動時間の内容を男女別に構成比でみたものである。

(有業者)

(%)

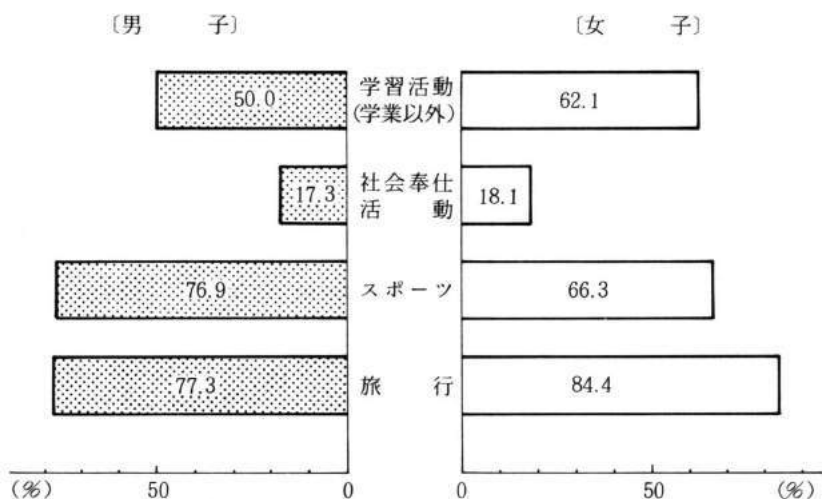
活 動			受 動 的 3 次 活 動					
奉仕的 活 動	交 際	移 動	小 計	テレビ ラジオ 新 聞 雑 誌	休 養 くつろぎ	受 診 療 養	その他	
0.8	7.5	3.2	75.9	45.5	26.9	1.2	2.4	
0.4	7.7	2.3	74.2	42.7	27.7	1.2	2.7	
0.4	10.8	2.7	70.7	44.0	23.2	0.8	2.7	
1.2	10.2	6.3	56.5	34.5	18.0	0.4	3.7	
0.2	16.2	6.4	49.9	31.7	14.7	0.4	3.1	
0.4	18.2	8.0	47.1	29.8	14.6	0.2	2.5	
0.5	5.6	2.8	81.5	47.2	29.2	2.3	2.8	
0.0	6.7	1.8	76.8	43.3	29.9	0.9	2.7	
0.0	7.8	3.0	72.7	43.3	26.0	1.7	1.7	
1.2	11.2	6.6	61.7	35.4	20.7	0.6	4.9	
0.0	17.7	9.5	52.7	32.8	17.5	0.5	1.9	
0.2	18.4	9.9	51.3	31.3	16.8	0.5	2.8	

男子についてみると、平日の場合、能動的活動は3次活動中、15～19歳が25.8%（女子23.2%）、20～24歳が29.3%（同27.3%）となっている。一方、日曜日では15～19歳が50.1%（女子47.3%）、20～24歳が52.9%（同48.7%）と上昇しており、その活動内容は「交際」及び「趣味・娯楽」が高い割合を占めている。

有業青少年が過去1年間に行った能動的3次活動の主な内容を行動者率（有業青少年数中に占める、何らかの活動をしたことのある有業青少年数の割合）でみると、最も比率の高いのは「旅行」（男子77.3%、女子84.4%）で、次いで「スポーツ」（男子76.9%、女子66.3%）、「学習活動（学業以外）」（男子50.0%、女子62.1%）等となっている（図17）。

これを年齢階級別に男子についてみると、15～19歳では「スポーツ」がトップで70.5%（女子62.9%）、次いで「旅行」65.5%（同77.5%）と

図17 能動的3次活動の行動者率（15～24歳有業者）
（過去1年間）（昭和56年10月）



総理府—社会生活基本調査

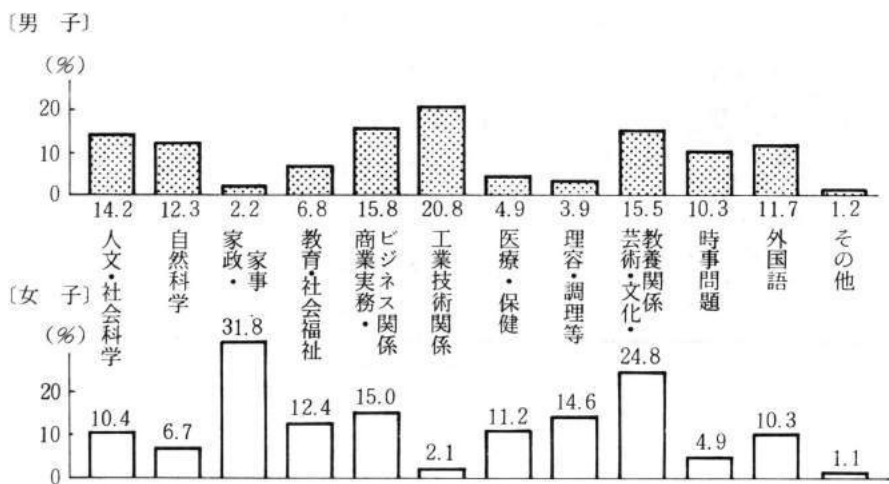
なっており、「学習活動（学業以外）」は44.5％と半数を割っている（女子51.6％）。一方、20～24歳ではトップは「旅行」で80.6％（女子86.2％）、次いで「スポーツ」78.6％（同67.2％）、「学習活動（学業以外）」51.6％（同64.2％）等の順となっている。

一学習活動（学業以外）一

有業青少年の学習活動（学業以外）を内容一科目一別に行動者率でみると、男子の場合トップは「工業技術関係」で20.8％、次いで「商業実務・ビジネス関係」15.8％、「芸術・文化・教養関係」15.5％、「人文・社会科学」14.2％、「自然科学」12.3％等の順になっている。

一方、女子の場合トップは「家政・家事」で31.8％、次いで「芸術・文化・教養関係」24.8％、「商業実務・ビジネス関係」15.0％、「理容・調理等」14.6％、「教育・社会福祉」12.4％等の順になっている（図18）。

図18 学習活動（学業以外）の種類別行動者率（15～24歳有業者）
（昭和56年10月）



総理府一社会生活基本調査

次に有業青少年の学習活動（学業以外）の内容（科目）のなかで割合の高い科目別に表31により、その学習方法をみると、「1人で行う学習」がトップを占めている。次いで仕事に関係の深い「商業実務・ビジネス関係」及び「工業技術関係」の科目による「職場の時間外学習」が高くなっている。また、「学級・講座・教室等」及び「テレビ・ラジオの番組」の利用も盛んで、例えば「芸術・文化・教養関係」の学習をした者のうち、男子は23.0％、女子は13.8％の者が「テレビ・ラジオの番組」を利用しており、また男子の9.1％、女子の28.9％が「学級・講座・教室等」を利用して「芸術・文化・教養関係」の学習を行っている。

表31 主な学習活動の方法別構成比（15～24歳有業者）（MA）

（昭和56年10月）

（％）

区 分	計	各種 学学 校校	専修 訓練 校等	社会 通信 教育	の 番 組 ラ ジ オ	学級・ 教室・ 講座・ 等	職時 間場 外学 習	講 演 会 等	一学 人 で 行 う 習	そ の 他
男	工業技術関係	(41.7) 100.0	12.2	4.7	4.2	5.3	28.0	6.5	55.6	14.9
	商業実務・ ビジネス関係	(31.7) 100.0	10.2	7.1	7.5	6.4	28.4	7.5	48.2	13.9
	芸術・文化・ 教養関係	(30.9) 100.0	6.4	3.8	23.0	9.1	8.8	5.5	58.9	17.9
女	家政・家事	(51.2) 100.0	12.4	1.5	18.0	15.2	7.2	1.4	45.4	20.5
	芸術・文化・ 教養関係	(40.0) 100.0	6.7	3.0	13.8	28.9	10.9	7.0	36.6	20.3
	商業実務・ ビジネス関係	(24.2) 100.0	13.3	10.2	3.2	5.5	31.1	5.5	33.6	14.2

注）（ ）内の数字は全学習活動中に占める割合である。

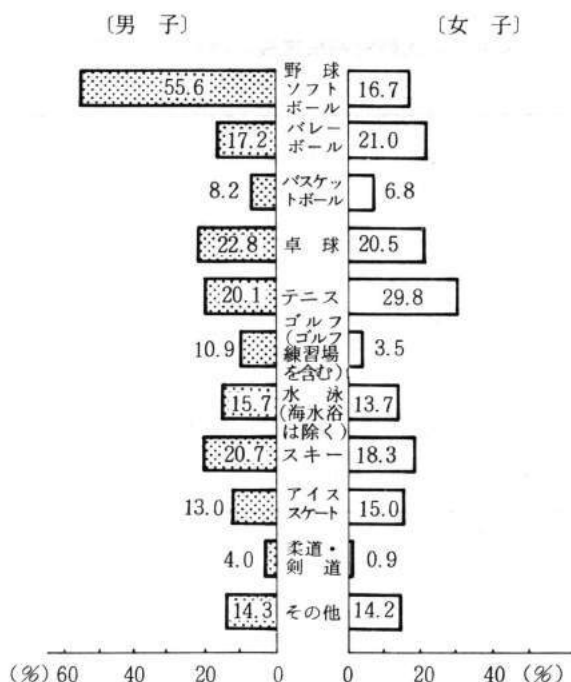
総理府—社会生活基本調査

—スポーツ活動—

有業青少年のうち、過去1年間に何らかのスポーツ活動を行った者の割合（行動者率）は71.6%で男子は76.9%、女子は66.3%である。

主なスポーツ種目を男女別に行動者率でみると図19のとおりで、男子では①野球・ソフトボール（55.6%）、②卓球（22.8%）、③スキー（20.7%）、④テニス（20.1%）、⑤バレーボール（17.2%）、女子では①テニス（29.8%）、②バレーボール（21.0%）、③卓球（20.5%）、④スキー（18.3%）、⑤野球・ソフトボール（16.7%）がそれぞれ上5位となっている。

図19 スポーツ活動の種類別行動者率（15～24歳有業者）
（昭和56年10月）



総理府—社会生活基本調査

表32は過去1年間有業青少年が行ったスポーツ活動のうち上5位を占めたスポーツ種目とそのために利用した施設との関係を構成比でみたものである。

野球・ソフトボールでは、7割が「公共の施設」(40.0%)及び「職場の施設」(30.9%)を利用しており、テニスでは8割弱が「民間の施設」(42.3%)及び「公共の施設」(34.6%)を利用している。また、卓球では7割弱が「職場の施設」(37.0%)及び「民間の施設」(31.9%)、スキーでは9割以上が「民間の施設」(70.7%)、及び「公共の施設」(24.1%)、バレーボールでは7割弱が「学校の施設」(36.6%)及び「職場の施設」(30.8%)を利用している。

表32 主なスポーツ活動別利用施設の構成比 (MA)

(昭和56年10月)

(%)

区 分	計	公共の施設	職場の施設	学校の施設	民間の施設	施 利 用 設 し ない
野 球 ・ ソフトボール	(2,553) 100.0	40.0	30.9	22.1	16.8	9.9
テ ニ ス	(1,755) 100.0	34.6	21.1	10.4	42.3	8.8
卓 球	(1,525) 100.0	22.0	37.0	13.6	31.9	5.5
ス キ ー	(1,371) 100.0	24.1	1.5	0.4	70.7	9.5
バレーボール	(1,344) 100.0	29.5	30.8	36.6	7.1	8.5

注) () 内の数字は行動者数 (人)

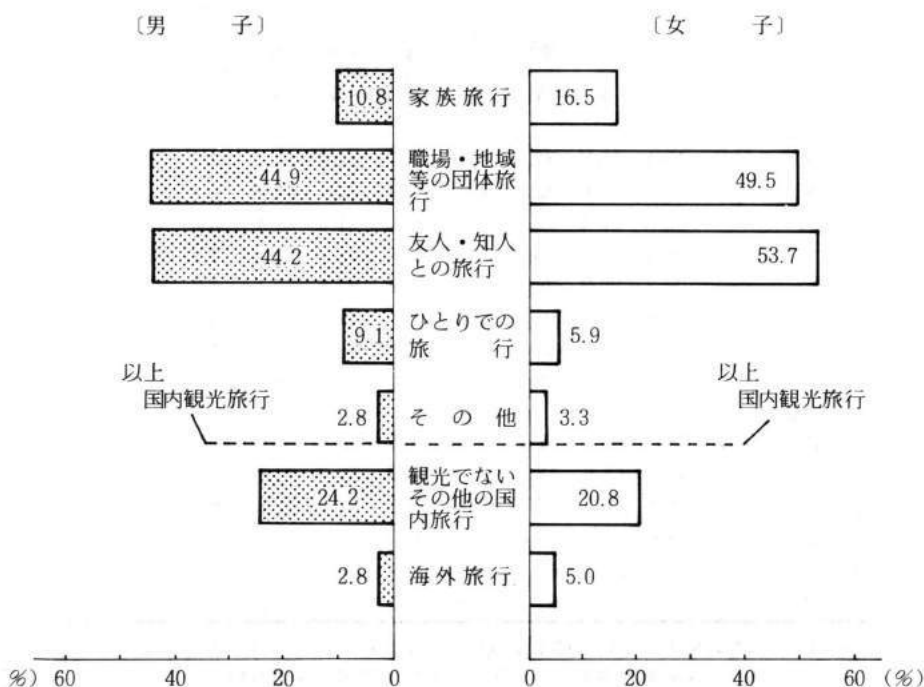
総理府—社会生活基本調査

—旅行—

過去1年間に、1泊以上の旅行をした有業青少年について、旅行の形態別に行動者率をみると、国内観光旅行では「家族旅行」が13.6%、「職場・地域等の団体旅行」が47.2%、「友人・知人との旅行」が49.0%、「ひとりでの旅行」が7.5%、「その他」(ツアー等への個人参加など。)が3.0%となっている。また、「観光でないその他の国内旅行」(帰省、出張などを含む。)は22.5%で、海外旅行(出張等も含む。)は3.9%となっている。

男女別に行動者率をみると図20のとおりで、男子では「職場・地域等の

図20 旅行の種類別行動者率 (15~24歳有業者)
(昭和56年10月)



注) 国内観光旅行の「その他」… ツアー等への個人参加など。

総理府—社会生活基準調査

団体旅行」が最も多く 44.9%，一方，女子では「友人・知人との旅行」がトップで 53.7% となっている。

(5) 離職状況

昭和56年3月中学校新規卒業就職者の1年後（昭和57年3月末日現在）の離職率は33.7%（前年30.3%）で，前年より3.4ポイント上昇している。

表33 中学校卒業者の産業別離職率の推移
(就職1年後・3年後)

(%)

区 分		計	鉱 業	建 設 業	製 造 業	卸 売 ・ 小 売 業	金 融 ・ 保 険 ・ 不 動 産 業	運 輸 ・ 通 信 業	電 気 ・ 熱 ・ ガ ス ・ 水 ・ 道 ・ 熱 ・ 給 水 業	サ ー ビ ス 業	そ の 他
1 年 後	昭和 45年3月卒	19.1	18.8	32.2	18.1	26.2	21.3	17.7	4.7	18.8	50.8
	50	20.1	51.6	32.3	18.9	29.1	22.5	21.9	5.2	17.5	42.8
	51	22.5	29.4	36.0	21.4	32.9	27.0	25.1	3.6	19.0	43.6
	52	24.4	33.3	36.9	23.6	33.5	46.3	27.1	4.3	20.6	40.6
	53	26.3	20.2	36.3	25.1	36.6	32.8	31.1	4.8	23.6	48.1
	54	27.6	30.0	37.5	26.2	38.9	41.2	35.7	4.1	24.9	51.4
	55	30.3	42.9	40.0	29.0	41.5	48.1	37.2	4.3	26.6	46.8
	56	33.7	37.5	48.4	31.9	43.3	44.7	45.7	5.7	32.0	53.4
3 年 後	昭和 45年3月卒	48.0	57.7	57.3	46.9	59.5	48.8	50.4	12.2	46.9	62.1
	50	46.0	65.6	58.7	44.4	58.9	51.0	49.8	9.7	43.0	91.9
	51	48.4	56.3	59.0	47.0	63.0	53.5	53.8	8.7	44.4	87.0
	52	48.8	80.0	59.6	47.1	64.7	66.2	55.6	7.7	46.3	90.1
	53	50.5	58.3	60.2	48.5	67.4	58.1	60.9	7.8	48.6	83.5
	54	52.0	54.5	65.7	50.1	66.3	69.8	63.3	7.5	50.5	75.2

注 1) 調査対象者は新規学校卒業就職者で卒業年の3月1日から同年4月30日までに雇用保険適用事業所に雇用されて新規に被保険者資格を取得した者

$$2) \text{ 離職率} = \frac{\text{離職者数}}{\text{就職者数}} \times 100$$

労働省—新規学校卒業就職者の就職離職状況調査

また、昭和54年3月中学校新規卒業就職者について、昭和57年3月末までの就職後3年間の離職率をみると52.0%（前年50.5%）で、前年より1.5ポイント上昇している。

離職率を産業別にみると、1年後の場合は鉱業（対前年5.4ポイント低下）、金融・保険・不動産業（同3.4ポイント低下）を除く各産業でいずれも前年より上昇しており、なかでも運輸・通信業（8.5ポイント）、建設業（7.6ポイント）が高い。3年後の場合は金融・保険・不動産業（対前年11.7ポイント上昇）、建設業（同5.5ポイント上昇）、運輸・通信業（同2.4ポイント上昇）、サービス業（同1.9ポイント上昇）、製造業（同1.6ポイント上昇）で上昇している以外は低下している（表33）。

表34 中学校卒業者の規模別離職率の推移
（就職1年後・3年後）

(%)

区 分		計	1,000人 以 上	500～ 999人	100～ 499	30～99	5～29	5人未満
1 年 後	昭和 45年3月卒	19.1	13.1	15.2	20.3	23.1	21.5	28.6
	50	20.1	13.0	14.4	21.0	25.2	23.1	30.0
	51	22.5	12.2	15.8	23.1	27.7	27.1	32.5
	52	24.4	12.5	17.8	26.2	30.6	27.2	33.9
	53	26.3	12.6	20.0	26.4	32.1	30.0	35.3
	54	27.6	14.1	19.5	26.5	32.7	31.6	35.9
	55	30.3	15.7	23.4	29.0	36.2	34.7	37.6
	56	33.7	18.3	24.7	33.8	39.1	37.9	47.1
3 年 後	昭和 45年3月卒	48.0	38.2	42.9	51.6	56.0	53.6	62.9
	50	46.0	32.0	37.6	48.7	54.2	50.4	54.4
	51	48.4	32.0	39.0	50.2	56.5	53.2	57.1
	52	48.8	31.6	38.0	50.8	56.7	54.5	60.4
	53	50.5	30.8	40.9	50.2	59.4	56.9	58.7
	54	52.0	30.4	40.3	50.7	60.4	59.9	65.5

注) 表33の(注)参照

労働省一新規学校卒業就職者の就職離職状況調査

離職率を企業規模別に前年と比べると、1年後の場合は、各規模とも前年より上昇しており、なかでも5人未満の規模（9.5ポイント）が最も高い。3年後の場合では500人以上の規模で若干低下しているが、その他の規模では上昇しており、なかでも5人未満の規模（6.8ポイント）が最も高い（表34）。

昭和56年3月高等学校新規卒業就職者の1年後（昭和57年3月末日現在）の離職率は15.8%（前年17.2%）で、前年より1.4ポイント低下してい

表35 高等学校卒業者の産業別離職率の推移
（就職1年後・3年後）

(%)

区 分		計	鉱 業	建 設 業	製 造 業	卸 売 ・ 小 売 業	金 融 ・ 保 険 ・ 不 動 産 業	運 輸 ・ 通 信 業	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 ・ 熱 供 給 業	サ ー ビ ス 業	そ の 他
1 年 後	昭和 45年3月卒	19.1	23.6	21.3	18.1	22.7	7.0	30.0	5.4	21.5	60.0
	50	13.8	14.5	17.7	12.6	17.5	4.2	29.0	2.1	14.3	42.5
	51	16.8	14.9	21.4	16.8	19.8	4.3	38.7	2.1	15.4	44.7
	52	15.8	12.9	20.9	15.0	18.7	4.0	37.2	1.9	14.7	47.0
	53	16.3	14.9	21.8	15.2	19.5	3.9	36.1	2.3	15.4	51.3
	54	17.8	17.3	24.2	17.1	20.7	4.5	32.1	2.7	16.6	49.6
	55	17.2	14.3	22.5	16.0	20.9	5.0	28.0	2.9	16.2	47.6
	56	15.8	14.2	21.6	14.2	20.6	5.0	15.3	2.1	16.4	61.0
3 年 後	昭和 45年3月卒	46.6	54.3	42.0	44.5	55.4	28.7	54.7	15.3	51.1	66.6
	50	37.7	35.7	40.4	36.1	47.1	20.3	46.5	7.3	39.4	81.6
	51	41.3	34.5	44.9	42.0	48.4	19.5	57.7	6.6	40.2	84.1
	52	40.4	40.4	44.2	38.9	47.7	19.6	56.9	6.9	40.0	84.5
	53	41.1	39.3	45.8	39.5	48.8	20.0	55.6	7.3	41.0	79.1
	54	41.1	38.7	45.1	39.8	49.1	20.9	35.5	7.8	41.5	81.5

注 1) 調査対象者は新規学校卒業就職者で卒業年の3月1日から同年4月30日までに雇用保険適用事業所に雇用されて新規に被保険者資格を取得した者

2) 離職率 = $\frac{\text{離職者数}}{\text{就職者数}} \times 100$

労働省—新規学校卒業就職者の就職離職状況調査

る。

また、昭和54年3月高等学校新規卒業就職者について、昭和57年3月末までの就職後3年間の離職率をみると41.1%（前年41.1%）で前年と同水準である。

離職率を産業別にみると、1年後の場合はサービス業等で若干上昇している以外は概ね低下しており、なかでも運輸・通信業（12.7ポイント）が目立っている。3年後の場合は、運輸・通信業（対前年20.1ポイント低下）、建設業（同0.7ポイント低下）、鉱業（同0.6ポイント低下）が前年より低下している以外は、いずれの産業においても若干の上昇をみせている（表35）。

離職率を企業規模別に前年と比べると、1年後の場合は、5人未満の規

表36 高等学校卒業者の規模別離職率の推移
（就職1年後・3年後）

(%)

区 分		計	1,000人 以 上	500～ 999 人	100～ 499	30～99	5～29	5人未満
1 年 後	昭和 45年3月卒	19.1	13.6	16.0	19.3	21.4	25.2	25.9
	50	13.8	8.6	12.5	14.3	15.1	22.6	30.9
	51	16.8	9.4	16.0	16.6	18.2	24.7	32.0
	52	15.8	9.5	15.4	15.6	17.6	23.6	31.4
	53	16.3	8.5	15.3	16.4	17.9	24.8	33.5
	54	17.8	9.6	15.8	17.5	19.9	24.7	30.2
	55	17.2	11.0	14.4	17.2	19.4	25.2	31.8
	56	15.8	10.5	12.5	15.5	18.8	24.9	33.3
3 年 後	昭和 45年3月卒	46.6	37.8	43.3	48.6	51.2	58.2	69.5
	50	37.7	28.0	36.0	39.6	40.6	50.1	59.5
	51	41.3	29.3	39.1	42.1	43.6	52.0	58.7
	52	40.4	29.4	38.4	40.9	43.3	50.7	54.8
	53	41.1	29.0	39.2	41.9	43.7	52.5	60.2
	54	41.1	29.3	36.8	40.8	45.1	52.6	61.0

注）表35の（注）参照

労働省一新規学校卒業就職者の就職離職状況調査

模を除いて各規模とも低下している。3年後の場合は100人未満規模及び1,000人以上規模で若干上昇しているが、100～999人規模では低下している。なお、1年後の場合も3年後の場合も、企業規模が小さくなるにしたがって離職率が高くなっている（表36）。

表37により、昭和56年3月中学校、高等学校卒業者の就職1年後の離職状況をみると、中学校卒業者の場合、この間に離職した11,906人（就職者の33.7％）のうち、64.3％（7,658人）が就職後半年以下で離職している。離職者数を在職月数別にみると「在職1箇月を超えて2箇月以下」

表37 就職後1年間における在職月数別離職状況の推移

区 分	中 卒 者				
	昭和54年3月卒		55年3月卒		56年3
	離職者数	構成比	離職者数	構成比	離職者数
1年間の離職者数	人	%	人	%	人
在職1箇月以下	10,284	100.0	11,772	100.0	11,906
1箇月を超えて2箇月以下	879	8.5	1,052	8.9	1,055
2箇月を超えて3箇月以下	1,236	12.0	1,583	13.4	1,437
3箇月を超えて4箇月以下	1,122	10.9	1,362	11.6	1,380
4箇月を超えて5箇月以下	1,076	10.5	1,344	11.4	1,378
5箇月を超えて6箇月以下	1,107	10.8	1,088	9.2	1,299
6箇月を超えて7箇月以下	973	9.5	1,082	9.2	1,109
7箇月を超えて8箇月以下	694	6.7	753	6.4	739
8箇月を超えて9箇月以下	481	4.7	517	4.4	553
9箇月を超えて10箇月以下	790	7.7	905	7.7	836
10箇月を超えて11箇月以下	620	6.0	709	6.0	705
11箇月を超えて12箇月以下	578	5.6	606	5.1	605
	728	7.1	771	6.5	810

注）表35の（注1）参照

の離職者が最も多く1,437人（1年間の離職者数の12.1％）となっており、このパターンは前年と変っていない。

高等学校卒業者の場合、就職後1年間に離職した者は76,157人（就職者の15.8％）で、このうち40,389人（1年間の離職者数の53.0％）が、就職後半年以下で離職している。

離職者数を在職月数別にみると「4箇月を超えて5箇月以下」（1年間の離職者数の10.0％）で第1のピークが現れており、「11箇月を超えて12箇月以下」（同12.6％）で大きなピークが現れている。

		高 卒 者					
月 卒		昭和54年3月卒		55年3月卒		56年3月卒	
構成比	離職者数	構成比	離職者数	構成比	離職者数	構成比	
％	人	％	人	％	人	％	
100.0	80,252	100.0	81,392	100.0	76,157	100.0	
8.9	6,033	7.5	6,820	8.4	5,448	7.2	
12.1	6,575	8.2	7,176	8.8	6,526	8.6	
11.6	6,625	8.3	7,047	8.7	6,635	8.7	
11.6	6,747	8.4	7,042	8.7	7,313	9.6	
10.9	7,632	9.5	7,635	9.4	7,598	10.0	
9.3	10,083	12.6	9,271	11.4	6,869	9.0	
6.2	4,993	6.2	4,828	5.9	4,651	6.1	
4.6	2,829	3.5	2,810	3.5	2,705	3.6	
7.0	6,464	8.1	6,795	8.3	6,835	9.0	
5.9	6,158	7.7	6,198	7.6	6,097	8.0	
5.1	6,265	7.8	6,057	7.4	5,863	7.7	
6.8	9,848	12.3	9,713	11.9	9,617	12.6	

労働省—新規学校卒業就職者の就職離職状況調査

(6) 労働条件

イ 賃 金

(イ) 概 況

賃金構造基本統計調査によると、昭和57年6月分の1人当たり月間所定内給与額は、17歳以下が男子で97,100円、女子88,000円、18～19歳では男子113,400円、女子104,200円、20～24歳では男子136,800円、女子119,800円となっている。

前年に比べると17歳以下では男子が5,200円(対前年上昇率5.7%)、女子が3,600円(同4.3%)それぞれ上昇している。18～19歳では男子が5,500円(同5.1%)、女子が4,300円(同4.3%)、20～24歳では男子が6,000円(同4.6%)、女子が5,000円(同4.4%)それぞれ上昇している。

表38 青少年1人平均月間所定内給与額(規模10人以上)

区 分		昭 和 55 年				総雇用者 年 齢 計
		総雇用者 年 齢 計	～17歳	18～19歳	20～24歳	
男 子	規 模 計	198.6	88.7	102.2	124.3	211.4
	1,000人以上	223.7	86.6	105.2	127.9	238.7
	100～999人	193.0	87.0	101.5	121.0	204.5
	10～99人	181.6	89.6	100.9	124.9	193.0
女 子	規 模 計	116.9	79.1	94.3	108.4	124.6
	1,000人以上	133.9	78.2	97.0	114.8	143.5
	100～999人	114.7	80.6	94.5	106.9	122.1
	10～99人	108.0	78.2	89.7	102.1	114.2

注 1) 所定内給与額……労働契約、労働協約あるいは事業所の給与規則などによ
総額のうち、超過労働給与額を除いたもの。

2) パートタイム労働者を除く。

3) 各年6月

企業規模別に賃金をみると、男子の場合17歳以下では規模別による差はほとんどないが、18～19歳及び20～24歳では1,000人以上規模に対する他の規模との間には若干の賃金の差が出ている。

一方、女子の場合、10～99人の規模の小さい企業での賃金が増他の規模に比べて最も低く、1,000人以上規模に対する賃金の開きは年齢が高くなるにしたがって大きくなっている。

また、企業規模別に、年齢階級別賃金の対前年上昇率をみると、男子の場合、17歳以下では1,000人以上規模が7.0％、100～999人規模が6.2％、10～99人規模が5.3％となっており、1,000人以上規模の上昇率が最も高い。18～19歳では、規模の大きい順にその対前年上昇率は5.1％、4.3％、5.7％となっており、10～99人規模が最も高い。20～24歳では、同じく規模の大きい順にその対前年上昇率は4.7％、4.3％、4.8％

(千円)

56 年			57 年			
～17歳	18～19歳	20～24歳	総雇用者 年 齢 計	～17歳	18～19歳	20～24歳
91.9	107.9	130.8	222.0	97.1	113.4	136.8
90.4	111.4	133.7	253.6	96.7	117.1	140.0
91.8	106.6	128.2	214.0	97.5	111.2	133.7
92.0	106.1	131.4	201.4	96.9	112.1	137.7
84.4	99.9	114.8	130.1	88.0	104.2	119.8
82.3	103.0	121.2	149.8	88.4	108.0	126.9
84.9	100.5	113.7	126.7	89.5	104.6	118.2
86.7	93.8	108.0	120.4	85.1	97.5	112.8

って、あらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される月間税込

となっており、10～99人規模が最も高い。

一方、女子の対前年上昇率は各年齢階級を通して1,000人以上規模が最も高く、17歳以下が7.4％、18～19歳が4.9％、20～24歳が4.7％となっている（表38）。

(ロ) 新規学校卒業者の初任給

賃金構造基本統計調査により、昭和57年3月新規学校卒業者の初任給をみると、男子の場合、中学校卒業者が91,000円（前年85,000円）、高等学校卒業者が103,400円（同98,400円）、短期大学卒業者（高専卒を含む。以下同じ。）が111,200円（同106,500円）、大学卒業者が127,200円（同120,800円）、一方、女子では、中学校卒業者が81,300円（同77,500円）、高等学校卒業者が97,500円（同93,100円）、短期大学卒業者が106,900円（同102,600円）、大学卒業者（事務系。以下同じ。）が119,100円（同

表39 学歴別初任給の状況（産業計）

区 分		初 任 給 (千円)			対 前 年 上 昇 (%)	
		昭和55年	56	57	55	56
男	中 卒	81.1	85.0	91.0	7.6	4.8
	高 卒	92.8	98.4	103.4	4.7	6.0
	短 大 卒	100.7	106.5	111.2	5.1	5.8
	大 卒	114.5	120.8	127.2	4.6	5.5
	事 務 系	114.4	120.4	127.2	4.7	5.2
	技 術 系	114.8	121.5	127.3	4.6	5.8
女	中 卒	73.2	77.5	81.3	4.9	5.9
	高 卒	88.3	93.1	97.5	4.3	5.4
	短 大 卒	97.4	102.6	106.9	4.7	5.3
	大卒(事務系)	108.7	115.0	119.1	4.8	5.8

注 1) 初任給は、確定のみの数値である。以下の表において同じ。

2) 短大卒は、高専卒を含む。以下の表において同じ。

115,000 円) となっている。

対前年上昇率をみると、男子では、中学校卒業者が 7.1 % (前年 4.8 %), 高等学校卒業者が 5.1 % (同 6.0 %), 短期大学卒業者が 4.4 % (同 5.8 %), 大学卒業者が 5.3 % (同 5.5 %), 女子では、中学校卒業者が 4.9 % (同 5.9 %), 高等学校卒業者が 4.7 % (同 5.4 %), 短期大学卒業者が 4.2 % (同 5.3 %), 大学卒業者が 3.6 % (同 5.8 %) となっている。

初任給を学歴間で比較すると、高等学校卒業者を 100 として、男子では、中学校卒業者が 88 (前年 86), 短期大学卒業者が 108 (同 108), 大学卒業者が 123 (同 123), 女子では、中学校卒業者が 83 (同 83), 短期大学卒業者が 110 (同 110), 大学卒業者が 122 (同 124) となっており、男女とも、学歴が高いほど初任給は高い。

男子の初任給を 100 として、女子の初任給をみると、中学校卒業者では

(規模10人以上)

率	学 歴 間 格 差 (高卒 = 100)			男 女 間 格 差 (男子 = 100)		
57	55	56	57	55	56	57
7.1	87	86	88	100	100	100
5.1	100	100	100	100	100	100
4.4	109	108	108	100	100	100
5.3	123	123	123	—	—	—
5.6	123	122	123	100	100	100
4.8	124	123	123	—	—	—
4.9	83	83	83	90	91	89
4.7	100	100	100	95	95	94
4.2	110	110	110	97	96	96
3.6	123	124	122	95	96	94

89 (前年 91), 高等学校卒業者では94 (同 95), 短期大学卒業者では96 (同 96), 大学卒業者では 94 (同 96) となっている (表39)。

初任給を新規学卒者の多い製造業, 卸売業, 小売業及びサービス業についてみると, 製造業では, 男子の場合, 中学校卒業者は 90,500 円, 高等学校卒業者は 104,300 円, 短期大学卒業者は 113,900 円, 大学卒業者は 129,000 円となっている。また, 男子の初任給は, 製造業, 卸売業・小売業, サービス業の順に低くなっており, 最も低いサービス業では高等学校卒業者が 98,700 円, 大学卒業者が 125,300 円となっている。

表40 主な産業別にみた学歴別初任給

(昭和57年 6月)

(千円)

産業・企業規模		男 子				女 子			
		中 卒	高 卒	短大卒	大 卒	中 卒	高 卒	短大卒	大 卒
製造業	計	90.5	104.3	113.9	129.0	81.9	98.4	107.7	120.0
	1,000人以上	*86.2	107.1	116.6	131.3	80.4	101.1	109.0	121.0
	300～999人	90.6	102.4	112.1	126.9	83.7	98.0	107.5	121.1
	100～299人	90.7	100.9	112.3	125.6	83.8	95.7	104.9	117.4
	10～ 99人	91.1	101.3	112.1	128.1	82.2	92.4	105.8	117.3
卸売業, 小売業	計	84.7	101.5	109.7	127.6	*86.9	99.1	108.7	119.0
	1,000人以上	**	104.7	114.6	130.6	**	102.4	111.8	123.9
	300～999人	*96.6	101.9	106.6	126.1	*97.6	100.2	106.2	120.1
	100～299人	*87.9	101.9	109.2	126.1	81.5	98.8	107.7	115.9
	10～ 99人	83.4	99.0	114.2	127.2	*83.6	94.3	104.9	113.0
サービ ス 業	計	*81.8	98.7	108.6	125.3	75.0	92.2	104.4	120.0
	1,000人以上	**	102.7	*114.6	130.1	*92.5	102.1	112.4	124.0
	300～999人	**	102.8	*111.9	126.0	**	98.7	108.7	124.6
	100～299人	*75.2	96.1	109.3	126.2	*79.4	92.4	105.3	119.1
	10～ 99人	*83.1	94.9	104.6	118.5	73.2	87.9	102.7	116.0

注 1) ** 印は, サンプル数が極めて少ないため数値を掲載しない。

2) * 印は, サンプル数が少なく誤差率が大いので利用する際には注意を要する。

労働省一賃金構造基本統計調査

一方、女子の場合、卸売業・小売業は中学校卒業者を除く各学歴で製造業とはほぼ同程度の額となっているのに対して、サービス業は大学卒業者を除いて全般的に低く、中学校卒業者で 75,000 円、高等学校卒業者で 92,200 円、短期大学卒業者で 104,400 円となっている（表40）。

高等学校卒業者の初任給を 100 として、製造業、卸売業・小売業、サービス業別に初任給の学歴間格差をみると、男子の場合、短期大学卒業者及び大学卒業者で高等学校卒業者との格差は各産業はほぼ同程度となっている。

一方、女子の場合、短期大学卒業者では各産業で高等学校卒業者との間にさほどの差はないが大学卒業者では、サービス業（130）で、格差が大きくなっている。

表41 主な産業別にみた初任給の学歴間格差

（昭和57年 6 月）

（高卒 = 100）

産業・企業規模		男 子			女 子		
		中 卒	短大卒	大 卒	中 卒	短大卒	大 卒
製 造 業	計	87	109	124	83	109	122
	1,000人以上	*80	109	123	80	108	120
	300～999人	88	109	124	85	110	124
	100～299人	90	111	124	88	110	123
	10～ 99人	90	111	126	89	115	127
卸売業、小売業	計	83	108	126	*88	110	120
	1,000人以上	**	109	125	**	109	121
	300～999人	*95	105	124	*97	106	120
	100～299人	*86	107	124	82	109	117
	10～ 99人	84	115	128	*89	111	120
サ ー ビ ス 業	計	*83	110	127	81	113	130
	1,000人以上	**	112	127	*91	110	121
	300～999人	**	109	123	**	110	126
	100～299人	*78	114	131	*86	114	129
	10～ 99人	*88	110	125	83	117	132

注）表40の（注）参照

労働省一賃金構造基本統計調査

企業規模別にみると、男子では製造業の大学卒業者で、女子では製造業の短期大学卒業者及びサービス業の短期大学卒業者並びに大学卒業者で規模が小さくなるほど高等学校卒業者との初任給格差が大きくなっている（表41）。

初任給を企業規模別にみると、男子の場合、1,000人以上規模では中学校卒業者が87,100円、高等学校卒業者が106,900円、短期大学卒業者が116,200円、大学卒業者が129,600円となっており、高等学校卒業者、短期大学卒業者、大学卒業者では、規模が小さくなるに従って初任給はおおむね低くなっている。一方、中学校卒業者では、10～99人の小規模が92,000円と最も高くなっている。

表42 規模、学歴別初任給額（産業計）

区 分		男				子			
		中 卒 者		高 卒 者		短 大 卒 者		大 卒 者	
		昭和56年	57	56	57	56	57	56	57
初任給額 (千円)	1,000人以上	81.9	87.1	101.7	106.9	110.2	116.2	123.2	129.6
	300～999	83.9	91.0	97.8	102.7	104.8	109.3	120.0	125.9
	100～299	84.9	89.3	96.0	101.1	104.4	110.2	119.6	125.7
	10～99	85.7	92.0	95.2	100.2	107.5	109.8	117.6	124.8
学歴間差 (注1)	1,000人以上	81	81	100	100	108	109	121	121
	300～999	86	89	100	100	107	106	123	123
	100～299	88	88	100	100	109	109	125	124
	10～99	90	92	100	100	113	110	124	125
規模間差 (注2)	300～999	102	104	96	96	95	94	97	97
	100～299	104	103	94	95	95	95	97	97
	10～99	105	106	94	94	98	94	95	96

注 1) 学歴間格差…高卒者＝100

2) 規模間格差…規模1,000人以上＝100

女子の場合、1,000人以上規模では中学校卒業者が80,500円、高等学校卒業者が100,500円、短期大学卒業者が109,400円、大学卒業者が121,500円となっており、中学校卒業者を除いて各学歴とも規模が小さくなるに従って初任給は低くなっている。

次に高等学校卒業者の初任給を100として、学歴間の格差を企業規模別にみると、中学校卒業者では、規模が小さいほど高等学校卒業者との格差はおおむね縮小しているが、短期大学卒業者及び大学卒業者では、規模が小さいほど高等学校卒業者との格差はおおむね拡大しており、10～99人の小規模では男女とも大学卒業者で125となっている。

また、初任給の規模間格差を、1,000人以上規模を100として学歴別に

(規模10人以上)

女				子			
中 卒 者		高 卒 者		短 大 卒 者		大 卒 者	
56	57	56	57	56	57	56	57
76.3	80.5	95.7	100.5	104.6	109.4	117.9	121.5
78.8	84.4	94.9	98.9	102.7	107.5	113.4	121.4
79.0	83.5	92.5	96.7	101.9	106.7	114.6	117.6
76.8	78.6	87.0	91.5	99.8	103.4	110.4	114.2
80	80	100	100	109	109	123	121
83	85	100	100	108	109	119	123
85	86	100	100	110	110	124	122
88	86	100	100	115	113	127	125
103	105	99	98	98	98	96	100
104	104	97	96	97	98	97	97
101	98	91	91	95	95	94	94

みると、高等学校卒業者、短期大学卒業者及び大学卒業者では、男女とも規模が小さくなるに従って格差はおおむね拡大しており、特に高等学校卒業の女子の場合、10～99人の小規模で91と格差が大きくなっている（表42）。

学歴別に初任給の分布をみると、男子の場合、中学校卒業者ではその68.8％が8万円台（34.8％）から9万円台（34.0％）に、高等学校卒業者ではその67.0％が9万円台（28.2％）から10万円台（38.8％）に最も多く分布している。短期大学卒業者ではその67.7％が10万円台（33.5

表43 学歴及び初任給階級別新規学卒者数の割合（産業計，
（昭和57年6月）

区 分		計	～59.9 千円	60.0 ～69.9	70.0 ～79.9	80.0 ～89.9	90.0 ～99.9
男 子	中 卒	(16,670) 100.0 %	0.7	1.3	11.6	34.8	34.0
	高 卒	(191,540) 100.0 %	0.0	0.1	0.8	7.6	28.2
	短大卒	(24,440) 100.0 %		—	0.8	2.1	8.9
	大 卒	(169,590) 100.0 %			0.1	0.2	1.0
女 子	中 卒	(16,030) 100.0 %	2.2	4.1	34.9	43.9	12.2
	高 卒	(258,420) 100.0 %	0.2	0.4	3.1	13.2	41.8
	短大卒	(92,260) 100.0 %		0.1	0.5	4.0	15.2
	大 卒	(30,280) 100.0 %			0.0	0.8	3.3

注 1) () 内の数字は、初任給の確定している新規学卒就職者数で単位は（人）

2) 初任給階級は、各学歴ごとに以上階級及び以下階級を、次のとおり設定し
（以下） （以上）

- | | | |
|-------------|---------|----------|
| (1) 中学卒業者 | ～59.9千円 | 110.0千円～ |
| (2) 高等学校卒業者 | ～59.9千円 | 130.0千円～ |
| (3) 短期大学卒業者 | ～69.9千円 | 150.0千円～ |
| (4) 大学卒業者 | ～79.9千円 | 170.0千円～ |

%) から 11 万円台 (34.2%) に、大学卒業者ではその 70.9% が 12 万円台 (42.8%) から 13 万円台 (28.1%) に最も多く分布している。

女子の場合、中学校卒業者ではその 78.8% が 7 万円台 (34.9%) から 8 万円台 (43.9%) に、高等学校卒業者ではその 76.0% が 9 万円台 (41.8%) から 10 万円台 (34.2%) に最も多く分布している。短期大学卒業者ではその 71.2% が、10 万円台 (42.4%) から 11 万円台 (28.8%) に、大学卒業者ではその 65.1% が 11 万円台 (34.3%) から 12 万円台 (30.8%) に最も多く分布している (表 43)。

企業規模10人以上)

(%)

100.0 ～109.9	110.0 ～119.9	120.0 ～129.9	130.0 ～139.9	140.0 ～149.9	150.0 ～159.9	160.0 ～169.9	170.0 ～千円
10.3	7.3						
38.8	19.3	3.3	2.0				
33.5	34.2	14.9	3.8	0.9	0.9		
4.0	13.8	42.8	28.1	7.2	2.0	0.5	0.4
2.4	0.4						
34.2	5.9	0.9	0.3				
42.4	28.8	7.3	1.1	0.2	0.3		
14.0	34.3	30.8	13.1	1.5	1.4	0.7	0.2

である。
ている。

—地域別初任給—

初任給を地域別にみると、男子の場合、高等学校卒業者では、東海（106,700円）、南関東（106,600円）、京阪神（106,400円）の3地域が高く、山陰（91,500円）で最も低くなっている。大学卒業者でも南関東（130,000円）、京阪神（129,000円）、東海（127,200円）が高く、山陰（111,400円）が最も低い地域となっている。

表44 地域別初任給（産業計）

地 域	男			子		
	高 卒			大 卒		
	初 任 給	対 前 年 上 昇 率	格 差 (南関東) (= 100)	初 任 給	対 前 年 上 昇 率	格 差 (南関東) (= 100)
	千円	%		千円	%	
北海道	98.9	3.7	93	121.9	6.3	94
東 北	93.2	5.0	87	119.8	4.6	92
北関東	101.1	4.7	95	124.2	6.2	96
南関東	106.6	3.9	100	130.0	5.0	100
北 陸	97.8	6.1	92	119.0	5.0	92
東 海	106.7	5.3	100	127.2	5.1	98
近 畿	102.1	3.8	96	124.0	4.4	95
京阪神	106.4	6.5	100	129.0	5.4	99
山 陰	91.5	2.8	86	*111.4	*2.0	*86
山 陽	103.5	3.7	97	123.7	6.3	95
四 国	96.6	4.4	91	119.3	6.0	92
北九州	98.8	5.2	93	121.5	3.5	94
南九州	94.8	4.5	89	114.5	3.5	88

注 1) *印は、サンプル数が少なく誤差率が大いので利用する際には注意を要す

2) 地域別内訳は次のとおり。

北海道…北海道

東 北…青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島

北関東…茨城、栃木、群馬、山梨、長野

南関東…埼玉、千葉、東京、神奈川

北 陸…新潟、富山、石川、福井

東 海…岐阜、静岡、愛知、三重

近 畿…滋賀、奈良、和歌山

京阪神…京都、大阪、兵庫

山 陰…鳥取、島根

山 陽…岡山、広島、山口

四 国…徳島、香川、愛媛、

北九州…福岡、佐賀、長崎、

南九州…熊本、宮崎、鹿児

一方、女子の場合、高等学校卒業者では、南関東（101,600 円）、京阪神（101,000 円）が高く、山陰（88,000 円）、東北（89,000 円）が低い地域になっている。短期大学卒業者でも、南関東（111,000 円）、京阪神（108,800 円）が高く、山陰（94,200 円）が最も低い地域となっている（表44）。

（企業規模10人以上）

女			子		
高 卒			短 大 卒		
初 任 給	対 前 年 上 昇 率	格 差 (南関東 = 100)	初 任 給	対 前 年 上 昇 率	格 差 (南関東 = 100)
千円	%		千円	%	
92.1	3.6	91	101.9	0.8	92
89.0	3.7	88	96.7	4.3	87
96.2	4.5	95	100.8	4.5	91
101.6	4.5	100	111.0	4.2	100
92.0	5.9	91	100.6	7.4	91
98.8	5.2	97	106.5	4.6	96
96.7	3.6	95	103.9	4.4	94
101.0	5.1	99	108.8	4.2	98
88.0	2.9	87	* 94.2	*5.7	*85
95.7	6.5	94	101.6	4.2	92
90.0	3.1	89	96.3	4.3	87
91.6	2.2	90	102.0	4.7	92
90.3	4.9	89	96.1	△0.9	87

る。

高知
大分
島，沖縄

労働省一賃金構造基本統計調査

ロ 労働時間・休日及び年次有給休暇等

表45により、昭和57年の週所定労働時間（就業規則等で定められた1週間当たりの労働時間—始業時刻から終業時刻までの時間から休憩時間を差し引いたもの—をいう。）をみると、労働者1人平均で41時間47分、1企業平均では44時間27分となっており、前年に比べると、それぞれ減少している。

表45 週所定労働時間階級別適用労働者数の割合の推移

区 分	計	40時間以下	40時間を超え48時間未満	48時間	48時間1分以上	労働者1人平均週所定労働時間 (時間:分)	1企業平均週所定労働時間 (時間:分)
企業規模計	%	%	%	%	%		
昭和50年	100.0	41.7	41.5	16.2	0.7	42:08	44:48
56	100.0	44.9	39.1	15.7	0.3	41:50	44:31
57	100.0	45.8	38.5	15.5	0.3	41:47	44:27
1,000人以上							
昭和50年	100.0	71.2	25.4	3.4	0.1	39:58	40:17
56	100.0	76.7	21.4	2.1	—	39:26	39:54
57	100.0	78.5	19.9	1.7	0.1	39:22	39:52
100～999人							
昭和50年	100.0	27.2	55.0	17.1	0.7	42:49	43:26
56	100.0	31.3	51.6	16.8	0.3	42:34	43:18
57	100.0	31.0	51.4	17.1	0.4	42:34	43:15
30～99人							
昭和50年	100.0	9.5	47.6	40.9	2.0	45:17	45:30
56	100.0	9.9	50.5	39.0	0.6	44:58	45:09
57	100.0	10.9	50.5	38.3	0.3	44:55	45:04

- 注 1) 労働者1人平均週所定労働時間とは、企業において最も多くの労働者が適用される週所定労働時間を企業の全労働者数により加重平均したものである。
- 2) 1企業平均週所定労働時間とは、企業において最も多くの労働者が適用される週所定労働時間を算術平均したものである。

週所定労働時間階級別に労働者の分布をみると「40時間以下」が 45.8 % , 「40時間を超え48時間未満」が 38.5 % , 「48時間」が 15.5 % 等となっており、前年に比べると「40時間以下」の割合がやや高まっている。

表46は、昭和57年の1日の所定労働時間（就業規則等で定められた通常労働日の始業時刻から終業時刻までの時間から休憩時間を差し引いたもの）をみたもので、労働者1人平均で7時間39分、1企業平均では7時

表46 1日の所定労働時間階級別適用労働者数の割合の推移

区 分	計	7時間 以 下	7時間 を超え 8時間 未 満	8時間	8時間 1 分 以 上	労働者1人 平均1日の 所定労働時 間(時間:分)	1企業平均 1日の所定 労働時間 (時間:分)
企業規模計	%	%	%	%	%		
昭和50年	100.0	13.7	43.6	41.9	0.8	7:40	7:46
56	100.0	12.4	45.2	42.1	0.3	7:39	7:46
57	100.0	12.3	45.6	41.9	0.2	7:39	7:45
1,000人以上							
昭和50年	100.0	14.2	49.9	35.9	0.1	7:36	7:31
56	100.0	16.3	49.0	34.7	—	7:35	7:33
57	100.0	15.7	50.4	34.0	—	7:34	7:33
100～999人							
昭和50年	100.0	14.8	44.6	39.5	1.1	7:40	7:41
56	100.0	10.8	48.3	40.6	0.3	7:40	7:42
57	100.0	10.5	48.8	40.4	0.2	7:40	7:42
30～99人							
昭和50年	100.0	10.3	28.9	58.9	1.8	7:48	7:48
56	100.0	8.4	32.6	58.2	0.7	7:47	7:48
57	100.0	9.1	31.4	59.1	0.3	7:47	7:47

注 1) 労働者1人平均1日の所定労働時間とは、企業において最も多くの労働者が適用される1日の所定労働時間を企業の全労働者数により加重平均したものである。

2) 1企業平均1日の所定労働時間とは、企業において最も多くの労働者が適用される1日の所定労働時間を算術平均したものである。

労働省—昭和57年労働時間制度調査結果速報

間 45 分となっており、前年と比べるとほとんど変わっていない。

— 週休 2 日制 —

昭和57年労働時間制度調査によると、何らかの形の週休 2 日制を採用している企業数の割合は 49.0 % (前年 47.8 %), 労働者数の割合は 75.5 % (同 74.7 %) で、前年に比べると企業数で 1.2 ポイント、労働者数で 0.8 ポイントいずれも上昇している。

週休 2 日制の適用を受けている労働者について、週休制の形態別割合をみると「完全週休 2 日制」が 25.0 % (前年 24.1 %) と 4 分の 1 に達して最も多く、「隔週週休 2 日制」が 11.0 % (同 10.7 %), 「月 2 回週休 2

表47 主な週休制の形態別企業数の割合及び労働者数の割合の推移

区 分		企 業								
		計	週 休 1 日制	週 休 1 日半 制	週 休 2 日 制					
					計	完全	月 3 回	隔 週	月 2 回	月 1 回
昭和 45 年	計	100.0	88.3	3.2	4.4	0.4	0.2	1.0	1.3	1.6
	1,000 人以上	100.0	64.5	7.3	26.1	4.2	1.4	7.7	4.4	8.4
	100～999 人	100.0	81.9	6.7	8.1	0.6	0.5	1.9	1.6	3.5
	30～ 99 人	100.0	91.4	1.8	2.4	0.2	—	0.5	1.0	0.7
55	計	100.0	49.6	2.8	47.6	5.4	3.3	8.8	13.0	17.3
	1,000 人以上	100.0	8.0	1.8	90.2	30.6	10.8	15.1	18.6	15.1
	100～999 人	100.0	34.6	2.3	63.1	10.7	5.2	11.1	16.9	19.3
	30～ 99 人	100.0	56.9	3.0	40.1	2.5	2.3	7.6	11.2	16.5
56	計	100.0	49.6	2.6	47.8	5.7	3.2	7.9	14.8	16.3
	1,000 人以上	100.0	7.1	0.6	92.3	32.0	11.2	15.1	19.6	14.4
	100～999 人	100.0	33.5	2.6	63.8	10.7	5.2	11.6	18.6	17.7
	30～ 99 人	100.0	57.4	2.6	40.0	2.9	2.2	6.1	13.1	15.7
57	計	100.0	48.3	2.6	49.0	6.1	3.3	8.5	14.4	16.7
	1,000 人以上	100.0	6.1	0.4	93.5	32.5	12.5	16.0	18.3	14.3
	100～999 人	100.0	32.5	1.8	65.7	11.0	5.4	12.3	19.2	17.7
	30～ 99 人	100.0	56.0	3.0	41.0	3.4	2.2	6.7	12.4	16.3

注 1) 「週休 1 日半制」とは週 6 労働日のうち 1 日か半日のものをいう。

2) 「その他」とは、週休日の定めが季節や事業の繁閑によって不定期のものなどを

日制」が17.6%（同18.4%），「月1回週休2日制」が14.7%（同14.5%）等となっており，前年と比べると，「完全週休2日制」への移行がみられる。

企業規模別に週休2日制の適用労働者数の割合をみると，1,000人以上規模では96.0%（前年95.4%）とほとんどの労働者が何らかの形態の週休2日制の適用を受けているのに対して，100～999人規模では，72.6%（同71.3%）とやや少なく，30～99人規模では42.9%（同42.5%）と半数以下であり，企業規模による差が大きい。前年に比べると，各規模ともそれぞれ高まりをみせている（表47）。

(%)

		労働者								
その他	合計	週休 1日制	週休 1日半 制	週休2日制						その他
				計	完全	月3回	隔週	月2回	月1回	
4.0	100.0	71.4	7.6	17.9	4.5	1.1	3.9	2.9	5.5	3.2
2.2	100.0	53.4	9.0	34.6	10.4	1.7	7.0	4.7	10.8	3.0
3.3	100.0	78.9	9.0	9.2	0.7	1.1	2.5	2.2	2.7	2.8
4.4	100.0	91.6	1.8	2.2	0.2	—	0.7	0.7	0.7	4.4
—	100.0	23.7	2.1	74.1	23.0	7.4	11.6	16.9	15.2	0.0
—	100.0	4.5	1.4	94.0	41.1	10.4	12.4	18.7	11.4	0.0
—	100.0	27.1	2.3	70.6	14.8	7.1	12.4	17.6	18.6	0.0
—	100.0	54.3	3.2	42.5	2.8	2.4	8.6	12.1	16.6	0.0
—	100.0	23.7	1.6	74.7	24.1	7.0	10.7	18.4	14.5	—
—	100.0	4.3	0.3	95.4	43.6	9.9	11.7	19.3	10.8	—
—	100.0	26.1	2.5	71.3	15.1	6.7	12.0	19.8	17.8	—
—	100.0	55.1	2.4	42.5	3.5	2.1	6.7	14.4	15.9	—
—	100.0	22.8	1.6	75.5	25.0	7.3	11.0	17.6	14.7	0.0
—	100.0	3.5	0.4	96.0	45.3	10.2	11.3	18.4	10.9	0.1
—	100.0	25.5	2.0	72.6	15.1	7.1	13.2	19.3	18.0	0.0
—	100.0	53.9	3.2	42.9	4.0	2.4	6.8	13.5	16.3	0.0

いう。

労働省一昭和57年労働時間制度調査結果速報

— 週休以外の休日 —

週休以外の休日がある企業数の割合は 96.9 % (前年 96.9 %) で、これらの企業の休日日数 (1 企業平均) は 16.9 日 (同 16.9 日) となっており、前年と変わっていない。

週休以外の休日のある企業について、休日日数階級別に企業分布をみると、「15 ～ 19 日」が 44.6 % (前年 43.7 %) と最も多く、次いで「20 ～ 24 日」の 27.9 % (同 28.2 %) 等となっている。

休日日数を企業規模別にみると 1,000 人以上規模では 17.4 日 (前年 17.3 日)、100 ～ 999 人規模では 17.5 日 (同 17.4 日)、30 ～ 99 人規模で

表 48 週休以外の休日日数階級別企業数の割合の推移

(%)

企業規模	計	1～ 4 日	5～ 9 日	10～ 14 日	15～ 19 日	20～ 24 日	25 日 以上	1 企業平均 週休以外の 休日日数(日)
計								
昭和 45 年	100.0 (96.6)	7.0	25.6	25.1	34.9	6.1	1.3	—
55	100.0 (96.9)	4.7	8.2	12.2	42.3	27.9	4.7	16.8
56	100.0 (96.9)	3.8	8.5	11.7	43.7	28.2	4.0	16.9
57	100.0 (96.9)	3.6	8.8	10.9	44.6	27.9	4.2	16.9
1,000 人以上								
45 年	100.0 (99.0)	3.0	5.3	18.7	56.8	12.7	3.5	—
55	100.0 (98.7)	4.2	5.4	12.4	48.5	25.9	3.6	16.9
56	100.0 (98.7)	2.5	4.6	12.3	50.2	26.8	3.5	17.3
57	100.0 (98.9)	2.4	4.2	11.8	50.9	26.3	4.3	17.4
100 ～ 999 人								
45 年	100.0 (97.3)	5.0	15.2	20.0	49.8	6.7	3.3	—
55	100.0 (97.0)	4.9	6.5	10.0	41.8	30.8	6.0	17.3
56	100.0 (97.0)	4.0	6.3	9.2	43.5	31.2	5.8	17.4
57	100.0 (97.0)	3.8	5.8	9.3	44.4	31.1	5.7	17.5
30 ～ 99 人								
45 年	100.0 (96.2)	7.9	30.2	27.3	28.4	5.7	0.4	—
55	100.0 (96.7)	4.6	9.0	13.1	42.3	26.7	4.2	16.5
56	100.0 (96.7)	3.7	9.5	12.7	43.6	27.1	3.3	16.6
57	100.0 (96.8)	3.5	10.2	11.5	44.5	26.7	3.5	16.6

注 1) 昭和 45 年はサービス業を含まない。

2) () 内は、週休以外の休日の採用企業数の割合を示す。

3) 平均休日日数は、延休日日数を週休以外の休日の採用企業数で除したものである。

は 16.6 日（同 16.6 日）となっており、企業規模による差は小さく、前年と比べてもほとんど変わっていない（表 48）。

企業がどのような休日を採用しているかについて企業数の割合でみると、「年末・年始の休日」が 93.9 %（前年 94.0 %）、「国民の祝日」が 93.8 %（同 93.4 %）、「夏季休暇用特別休日」が 78.1 %（同 76.0 %）、「その他の休日」が 34.9 %（同 37.3 %）となっており、前年に比べると、「夏季休暇用特別休日」がやや増加し、「その他の休日」がやや減少している。

休日の種類別に平均休日日数（1 企業平均）をみると、「国民の祝日」が 9.8 日（前年 9.7 日）、「年末・年始の休日」が 4.2 日（同 4.2 日）、「夏

表49 週休以外の休日の種類別にみた企業の採用率及び平均休日日数の推移

企業規模	国民の祝日		年末・年始の休日		夏季休暇用特別休日		その他の休日	
	採用率	平均休日日数	採用率	平均休日日数	採用率	平均休日日数	採用率	平均休日日数
企業規模計	%	日	%	日	%	日	%	日
昭和55年	92.8	9.7	93.3	4.3	72.1	3.2	35.1	2.7
56	93.4	9.7	94.0	4.2	76.0	3.1	37.3	2.4
57	93.8	9.8	93.9	4.2	78.1	3.1	34.9	2.2
1,000人以上								
55	94.7	10.5	95.3	3.7	53.1	3.2	56.9	2.6
56	97.2	10.4	95.4	3.7	58.9	3.2	59.1	2.5
57	97.3	10.6	95.4	3.7	58.6	3.2	56.3	2.5
100～999人								
55	93.5	10.2	92.9	4.2	68.8	3.3	41.6	2.7
56	94.5	10.1	94.3	4.1	74.1	3.2	43.6	2.4
57	94.6	10.4	94.1	4.1	74.3	3.3	40.1	2.2
30～99人								
55	92.4	9.4	93.4	4.4	74.0	3.1	31.9	2.7
56	92.8	9.6	93.9	4.3	77.2	3.0	34.1	2.4
57	93.4	9.6	93.7	4.3	80.3	3.1	32.2	2.2

注 1) 平均休日日数とは、休日の種類別に当該休日の採用企業における休日日数を 1 企業当たり平均したものである。

2) 週休以外の休日の「その他の休日」とは、「会社創立記念日」、「地方祭」、「メーデー」等をいう。

3) 「年末・年始の休日」には、1 月 1 日を含んでいない。

労働省－昭和57年労働時間制度調査結果速報

季休暇用特別休日」が3.1日（同3.1日）,「その他の休日」が2.2日（同2.4日）となっている。これを企業規模別にみると,「国民の祝日」では企業規模が大きいほど,「年末・年始の休日」では,企業規模が小さいほど休日日数が多くなっており,「夏季休暇用特別休日」及び「その他の休日」では企業規模による差はほとんどない（表49）。

—— 年次有給休暇 ——

昭和57年労働時間制度調査によると,前年（又は前年度）中に労働者に付与された年次有給休暇の日数（繰越日数を除く。）は,労働者1人平均で15.1日（昭和56年調査15.0日）となっており,そのうち労働者が取得した年次有給休暇日数は8.7日（同8.3日）で,取得率（付与日数に対する取得日数の割合をいう。）は58%（同55%）となっている。

これを企業規模別にみると,1,000人以上規模の17.3日に対し,100～999人規模の14.4日,30～99人規模の12.8日と企業規模が小さくなるにしたがって少なくなっている。取得日数も1,000人以上の10.3日に対し,100～999人規模の8.2日,30～99人規模の7.2日と同様の傾向がみられる（表50）。

表50 労働者1人平均の年次有給休暇の
付与日数,取得日数及び取得率の推移

企業規模	平均付与日数	平均取得日数	平均取得率
	日	日	%
企業規模計			
昭和55年	14.4	8.8	61
56	15.0	8.3	55
57	15.1	8.7	58
1,000人以上			
55	16.6	10.4	63
56	17.1	9.9	58
57	17.3	10.3	60
100～999人			
55	13.7	8.4	61
56	14.3	7.8	55
57	14.4	8.2	57
30～99人			
55	12.1	7.1	59
56	12.6	6.6	52
57	12.8	7.2	56

労働省—昭和57年労働時間制度調査結果速報

— 年間休日総数 —

労働者 1 人平均の年間休日総数は 91.6 日（前回昭和 55 年 90.5 日）で前回と比べて 1.1 日増加している。これを企業規模別にみると、1,000 人以上規模では 102.8 日（同 100.9 日）、100～999 人規模では 88.4 日（同 87.7 日）、30～99 人規模では 77.8 日（同 77.1 日）となっており、企業規模が大きいほど多くなっている。

休日総数階級別に労働者分布をみると、「69 日以下」が 14.0 %（前回昭和 55 年 14.7 %）、「70 日以上 100 日未満」が 52.7 %（同 53.1 %）、「100 日以上」が 33.3 %（同 32.2 %）と休日日数の分布はかなり広がっている（表 51）。

表 51 年間休日総数階級別適用労働者数の割合

(%)

企業規模	合 計	69 日以下	70 日以上 100 日未満	100 日 以 上				労働者 1 人平均年 間休日総 数 (日)	1 企業平 均年間休 日 総 数 (日)
				小 計	100～ 109 日	110～ 119 日	120 日 以上		
企業規模計	(94.7)								
昭和 55 年	100.0	14.7	53.1	32.2	13.3	14.5	4.4	90.5	79.0
57	(94.3) 100.0	14.0	52.7	33.3	12.3	14.5	6.5	91.6	79.8
1,000 人以上	(91.3)								
55	100.0	3.0	42.9	54.1	19.3	28.1	6.7	100.9	96.8
57	(91.0) 100.0	2.1	40.6	57.3	17.3	28.4	11.6	102.8	98.7
100～999 人	(96.5)								
55	100.0	16.7	58.8	24.5	12.6	8.2	3.7	87.7	84.6
57	(95.9) 100.0	15.7	60.0	24.2	12.5	7.8	3.9	88.4	85.3
30～99 人	(98.1)								
55	100.0	32.0	61.6	6.4	3.9	1.2	1.3	77.1	76.3
57	(97.6) 100.0	31.6	61.1	7.3	3.5	1.8	2.0	77.8	77.0

注) 労働者 1 人平均年間休日総数は、企業において最も多くの労働者が適用される年間休日総数を、その適用を受ける労働者数により加重平均したものである。

なお、合計欄の () 内の数字は、各企業において適用を受ける労働者数の合計の全労働者数に対する割合である。

労働省—昭和 57 年労働時間制度調査結果速報

(7) 労働災害

昭和57年度中に発生した労働災害による休業4日以上之死傷者（自動車賠償責任保険のみにより処理されたものは含まれていない。）のうち、20歳未満之死傷者数は8,381人（前年8,648人）で、被災全労働者数の2.9%（同2.8%）を占めている。

表52により20歳未満之死傷者の状況を産業別にみると、最も多く発生しているのは製造業で、20歳未満死傷者数の40.5%（前年40.0%）を占めている。次いで多いのは建設業の24.7%（同26.8%）、運輸業の4.7%（同4.8%）で以上の3産業を合わせると20歳未満死傷者数の69.9%（同71.6%）となっている。

死傷者8,381人の内訳は死亡者が47人（前年56人）、休業4日以上を要する負傷者が8,334人（同8,592人）である。これを産業別にみると、死亡者は製造業（13人）、建設業（12人）に多く、この2産業において

表52 産業別労働災害発生件数（昭和57年度）

産 業	計		
	全 労 働 者	うち18歳未満	18 ～ 19
計	288,740	2,738	5,643
林 業	10,498	14	36
漁 業	1,527	7	22
鉱 業	6,871	4	47
建 設 業	89,533	715	1,358
製 造 業	89,516	1,257	2,134
運 輸 業	26,782	63	330
電気水道ガス又は熱供給事業	193	0	8
そ の 他	63,820	678	1,708

注）自動車事故による災害のうち、自動車賠償責任保険のみにより処理されたもの

発生した死亡者は 20 歳未満死亡者総数の 53.2 %（前年 60.7 %）を占めている。

休業 4 日以上を要する負傷者では、製造業の 3,378 人（前年 3,444 人）、建設業の 2,061 人（同 2,298 人）、運輸業の 389 人（同 414 人）が多く、この 3 産業における負傷者は休業 4 日以上を要する 20 歳未満負傷者総数の 69.9 %（同 71.6 %）の割合となっている。

(8) 年少者に係る労働基準法違反状況

労働基準法では年少者（18歳未満の者）が心身未成熟な者であるという特質に基づき、その就業について使用できる最低年齢、労働時間、休日、深夜業、危険有害業務の就労等の制限規定を特別に設け、全国 348 箇所の労働基準監督所に配置されている監督官によって、これの監督を実施している。

死 亡			休 業（4 日以上）		
全労働者	うち18歳未満	18～19	全労働者	うち18歳未満	18～19
2,217	14	33	286,523	2,724	5,610
113	0	0	10,385	14	36
25	0	1	1,502	7	21
89	0	0	6,782	4	47
926	4	8	88,607	711	1,350
459	4	9	89,057	1,253	2,125
224	1	3	26,558	62	327
4	0	0	189	0	8
377	5	12	63,443	673	1,696

は含まれていない。

労働省労働基準局調べ

表 53 は、この年少労働者に関連する法令違反状況をみたものである。
昭和57年（1月から12月末まで）中で最も多いのは労働時間に関する違反（243 事業場）で、次いで休日に関する違反（231 事業場）となっている。

違反状況を主な産業別分布でみると、労働時間に関するものでは製造業の 146 事業場（労働時間に関する違反事業場数の 60.1 %）、商業の 42 事業場（同 17.3 %）、接客娯楽業の 27 事業場（同 11.1 %）等となっている。

休日に関するものでは、製造業の 99 事業場（休日に関する違反事業場数の 42.9 %）、商業の 49 事業場（同 21.2 %）、接客娯楽業の 21 事業場（同 9.1 %）等となっている。

深夜業に関するものでは、製造業の 22 事業場（深夜業に関する違反事

表53 労働基準法に基づく定期監督実施状況の推移

区 分		全 産 業				
		昭和45年	50	55	56	57
違反のあった事業場 (注1)		164,589 (70.4)	108,646 (65.7)	107,785 (64.2)	106,207 (61.0)	105,995 (61.3)
う関 ち係 年少 の 労働 者反	労働時間	3,877	458	579	265	243
	休日	1,084	267	245	222	231
	深夜業	247	61	47	47	50
	最低年齢	93	39	118	82	41
	就業制限(注2)	835	327	335	331	188

注 1) 労働安全衛生法は、じん肺法及び最低賃金法の違反を含む。

2) 「就業制限」は成人女子を含む。

3) () 内は定期監督等実施事業場数中に占める同違反事業場数の割合 (%)

業場数の44.0%), 商業の13事業場(同26.0%), 接客娯楽業の7事業場(同14.0%)等となっている。

また、最低年齢に関するものでは、商業が28事業場と最低年齢に関する違反事業場数の約7割(68.3%)を占めている。

ちなみに、昭和57年中に定期監督等を実施した事業場数は172,939事業場で、この約6割(61.3%)に当たる105,995事業場が違反事業場として挙がっており、このうち、年少労働者に関する違反状況は上述のとおりである。

なお、年少労働者数等については前掲の表7、表8を参照されたい。

う　　ち　　主　　な　　産　　業							
製　造　業		建　設　業		商　業		接　客　娯　楽　業	
45	57	45	57	45	57	45	57
73,644 (72.6)	48,694 (68.9)	64,777 (69.0)	33,588 (52.9)	2,613 (74.4)	9,729 (62.3)	951 (77.9)	2,281 (59.4)
3,029	146	146	11	162	42	50	27
711	99	74	19	61	49	45	21
184	22	12	2	6	13	8	7
42	7	17	1	30	28	2	2
397	89	376	94	—	3	2	—

労働省一労働基準法等に基づく監督業務実施状況

3 勤労青少年の福祉施策の現状

労働省婦人少年局（年少労働課）では、勤労青少年福祉法及び同法に基づく勤労青少年福祉対策基本方針を軸に勤労青少年の福祉の充実と一方、労働基準法に基づく年少者（18歳未満）の保護を柱として主として次のような施策を推進している。

(1) 勤労青少年の福祉増進に関する施策

イ 「勤労青少年の日」を中心とした啓発活動（勤労青少年福祉法第5条関係）

広く国民が勤労青少年の福祉についての関心と理解を深め、かつ、勤労青少年が自ら進んで有為な職業人として健やかに成育しようとする意欲を高めるため「勤労青少年の日」（7月の第3土曜日）を中心に、労働省、都道府県、勤労青少年ホーム等が全国各地で記念大会、スポーツ大会、レクリエーション大会、意見発表会等、法の趣旨にふさわしい諸事業を実施している。昭和58年の「勤労青少年の日」は7月16日で、本年の勤労青少年の標語「国際化 高齢化 担うは若い力と心―'85 国際青年の年に向けて―」を強調するとともに、この日を中心に全国各地で地方の実情に応じた多彩な行事が開催された。

なお、昭和58年の「勤労青少年の日・中央大会」は、7月16日（土）東京都中野区の全国勤労青少年会館（サンブラザ）において、社団法人勤労青少年団体協議会主催、労働省主唱、雇用促進事業団、東京都、NHK 後援により行われた。

ロ 職業訓練又は教育を受ける勤労青少年に対する配慮についての事業主に対する指導、啓発等（勤労青少年福祉法第12条関係等）

職業訓練校又は高等学校の定時制、通信制の課程等に学ぶ勤労青少年の通学に必要な時間の配慮について、引き続き事業主に対して婦人少年室協助力員、勤労青少年福祉員、勤労青少年福祉推進者等を通じて啓発指導を行っている。

ハ 勤労青少年ホームの充実（勤労青少年福祉法第15条、16条関係）

労働省では、昭和32年度から、主として福祉施設に恵まれない中小企業に働く青少年のために、日々の自由時間における憩いや、レクリエーション、クラブ活動、教養向上活動等の健全な余暇活動のための場を提供するとともに、それらの青少年に対する相談・指導、文化、教養講習等、勤労青少年の福祉に関する事業を総合的に行うこと等を目的に、地方公共団体に補助金を交付し、勤労青少年ホームの設置普及を図ってきている。昭和57年度末現在、全国で488箇所設置されており、昭和58年度は更に17箇所増設中である（表54）。

また、勤労青少年ホームの運営については「勤労青少年ホームの設置及び運営についての望ましい基準」（昭和48年6月労働省告示第36号）等に基づき、地域の実情を考慮し、その機能の一層の充実を図るための指導を行っている。

更に、労働省では、勤労青少年ホームにおける活動の充実を促進するため、次のような指導・奨励策を講じている。

（イ）クラブ活動の奨励

勤労青少年ホーム等を拠点とする勤労青少年クラブで、活動の内容が健全で社会的に評価され、他の模範と認められるクラブに対して「勤労青少年の日」に毎年労働大臣褒賞を行っており、昭和58年は全国で43クラブが選ばれた。

また、勤労青少年ホームを拠点とする勤労青少年クラブを対象として都道府県が実施するレクリエーション交流会における優秀クラブに対しても、各都道府県1クラブあて労働大臣褒賞を行っている。そのほか、クラブ活動の体験発表、意見交換等を行うための機会を設けるため、各婦人少年室及び都道府県が主体となりクラブ体験等発表会を開催している。

なお、昭和57年度末現在全国の勤労青少年ホームで5,851クラブが活動している（表55）。

（ロ）勤労青少年ジャンボリー大会の開催

勤労青少年ホーム利用者の広域的な交流を図るため、昭和51年度から「勤

「勤労青少年ジャンボリー大会」を開催している。これは全国を北海道、東北、北関東・新潟、東関東・甲信、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州の10ブロックに分け、ブロック内の勤労青少年ホーム利用者によるレクリエーション交流会で、昭和57年度は約2,600名が参加した。

イ) 勤労青少年教養講座の開催

勤労青少年の職業生活の充実及び社会人としての資質の向上に資するため、勤労青少年ホームにおいて教養講座を開催し、勤労青少年の職業生活の向上に関連する知識・技能の修得を促進している。昭和57年度は全国263箇所で開催された。

ニ 勤労青少年スポーツ活動の振興

スポーツ活動は、勤労青少年の心身のバランスのとれた成育を促す上から、また、自由時間の健全な活用の上からも重要であるが、勤労青少年は同世代の在学青少年に比べ、スポーツ活動をする機会に恵まれていない。このため、スポーツ活動の振興を図り、スポーツ活動の日常化を促進するため、勤労青少年ホームにおいて「勤労青少年スポーツ教室」を開催するとともに、長野県富士見高原において「全国10マイルマラソン大会」を実施している。

「勤労青少年スポーツ教室」の種目は卓球、バドミントン、バレーボール、テニス、スキー等の中から実施希望の強いものを選び、基本的な解説及び実技指導を行っている。昭和57年度は全国232箇所で開催された。

「全国勤労青少年10マイルマラソン大会」は昭和58年で第10回を迎え、全国から587名の出場選手が集まり5月22日第10回記念大会として実施された。前年に引き続き君原健二氏（オリンピック・マラソン部門入賞者）が招待選手として参加したほか、マラソンを通じ国際交流を図るために日オーストラリアの青少年10名が特別に参加した。

更に、昭和54年度から「勤労青少年スポーツ交流会」を新たに開催している。これは全国を北海道、東北、北関東・新潟、南関東・甲信、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州の10ブロックに分け、ブロック内の勤労青

少年ホーム利用者によるスポーツ交流会で、種目はバレーボール、卓球、バドミントン、ソフトボール、水泳、スキー等のうちから1種目を選んで実施しており、昭和57年度は約2,600名が参加した。

ホ 魅力ある職場づくりの促進

勤労青少年にとって魅力ある職場か否かによって、勤労青少年の安易な離転職に結び付いたり、あるいは離転職に至たなくても、勤労青少年が不本意に職場生活を過ごし、意欲をなくすることも考えられる。したがって、勤労青少年が職場生活において、十分な展望と意欲を持って働くことができる魅力ある職場づくりを促進することが極めて重要である。このため昭和57年度から、職場にかかわる勤労青少年福祉推進者、勤労青少年福祉員等関係者の活用により、魅力ある職場づくりを促進するとともに、職場の諸制度についての好事例集を作成し普及を図るほか、各種行事等においてもこの趣旨が生かせるよう配慮している。

ヘ 勤労青少年の国際交流の促進等

勤労青少年を国際感覚豊かな職業人として育成するため、日豪ワーキングホリデー制度の推進をはじめ、国、地方公共団体等が実施している国際交流事業の周知を図る等、勤労青少年の国際交流の気運の高揚に努めている。

また、1985年は国連が定めた国際青年年であり、これを意義あるものとするため、勤労青少年、事業主等に対し趣旨の周知、広報・啓発活動を行っている。

更に、アセアン諸国（5ヶ国）の青年を昭和59年度から5年間、毎年各国より約150名づつ計750名を約1ヶ月間招へいし、日本の実情視察・日本青年との交流等を図り相互理解を深めることを目的とする「21世紀のための友情計画」を実施することとしており、外務省を中心に関係5省庁の間で計画について検討を進めている。

ト 実態調査の実施（勤労青少年福祉法第19条関係等）

勤労青少年の実態を把握し、勤労青少年福祉対策基本方針を定めること

等のため、毎年角度を変えた視点から実態調査を実施している。

昭和58年度は勤労青少年ホーム館長・勤労青少年ホーム指導員〔102頁、「ハ勤労青少年ホームの充実（勤労青少年福祉法第15条、16条関係）」（参照）〕の活動の実態等を統計的に明らかにするとともに、勤労青少年ホームの館長・指導員を通して勤労青少年の余暇活動の一端を把握し、今後の勤労青少年福祉対策の基礎資料を得ることを目的として、「勤労青少年指導等に関する実態調査―勤労青少年ホーム館長・勤労青少年ホーム指導員活動―」を昭和58年11月に実施した。

チ 勤労青少年余暇活動研究会による研究

婦人少年局長の私的研究機関として、勤労青少年の余暇活動等の在り方について総合的に研究・討議する「勤労青少年余暇活動研究会」（学識経験者を構成委員として昭和47年度発足）を設置しているが、昭和57年度は研究テーマに「勤労青少年指導者の養成について」を取り上げ、研究・討議がなされ、その結果について報告がなされた。なお、昭和58年度は「勤労青少年ホームの現状と課題」をテーマに研究・討議を行っている。

(2) 勤労青少年指導者の養成、確保に関する施策

勤労青少年の健全な育成を促す上で、勤労青少年の職場内外の生活について適切な指導・援助を行う指導者の果たす役割は重要である。このため優秀な勤労青少年指導者の養成に努めるとともに、その効果的な活動を促進している。

イ 勤労青少年指導者大学講座の実施

「勤労青少年指導者大学講座」（昭和51年4月開設、教育期間1年間）は、勤労青少年の余暇活動等に関し、勤労青少年や各種指導者を指導する専門的技術的資質を備えた指導者の養成を目的としており、修了者は地方公共団体や公共の施設等で活躍している。講座は、新規大学卒業者や地方公共団体の職員等に対し、受講手当を支給し、青少年問題、労働問題、時事問題、職場適応問題、余暇問題、組織管理論、相談・指導技術など広範囲にわたる講義研修のほか、勤労青少年ホームと企業における実地研修を

行っており、昭和57年度は7期生16名（定員）が修了した。

ロ 勤労青少年ホーム指導員資格講習会の開催（勤労青少年福祉法第16条関係）

勤労青少年ホーム指導員は、勤労青少年ホームにおいて、勤労青少年のレクリエーション、グループ活動等の積極的余暇活動に関する指導や生活・職業相談等に当たる職員である。労働省では、勤労青少年ホーム指導員に必要な資格を付与するとともに、その資質向上を図るため、「勤労青少年ホーム指導員資格講習実施要綱（昭和48年5月）」に基づき、勤労青少年ホーム指導員資格講習会を毎年実施している。昭和58年度は99名（昭和57年度111名）が修了した。

ハ 勤労青少年福祉推進者講習会の開催（勤労青少年福祉法第13条関係）

勤労青少年福祉推進者は、勤労青少年福祉法に基づき、20歳未満の勤労青少年を常時20人以上雇用している事業場ごとに事業主が選任するもので、勤労青少年の職場適応や労働条件、技能の習得、職業生活等、職業、職場に関する問題についての相談・指導、レクリエーション等の事項を担当し、勤労青少年の福祉増進のための中核的役割を果たすものであるが、その資質向上を図るため、労働省が策定した実施要領に基づき、昭和46年度から各都道府県が中心となり、「勤労青少年福祉推進者講習会」を実施している。

講習は「勤労青少年福祉推進者講習教科基準」により、教科及び時間数が定められており、講習の課程は新任推進者等を対象とする一般課程及び一般課程修了者等を対象とする研究課程からなっている。昭和57年度の勤労青少年福祉推進者講習会修了者は一般課程985名、研究課程621名であった。なお、昭和58年4月1日現在、全国の13,877事業場に18,604名の勤労青少年福祉推進者が置かれている（表56）。

ニ 勤労青少年福祉員の活動への援助

勤労青少年福祉員は、勤労青少年の福祉増進のために中小企業団体が選

任するもので、余暇の有効活用、職場適応の促進、労働条件の改善等について相談・指導に当たるものである。

本制度は昭和33年「年少労働者福祉員制度」として発足したもので、以来、労働省では中小企業に働く年少労働者の保護と福祉増進を図るため、中小企業団体に対してその設置の勧奨を行ってきたが、情勢の変化に対応して昭和52年4月、制度の改正を行い、名称を「勤労青少年福祉員」と改め、対象者を従来の年少労働者（18歳未満）から、おおむね25歳未満の勤労青少年に広げ、更に役割も従来の保護・福祉の推進だけではなく、積極的余暇活動、職場適応等の分野をも含むものとしたものである。

勤労青少年福祉員に対しては労働大臣から奨励状を交付しており、また、連絡協議会・研究講習会等の開催、資料提供等により勤労青少年福祉員の自主的、積極的活動のための援助を行っている。昭和58年12月1日現在、全国2,369の中小企業団体に3,321名の勤労青少年福祉員が置かれている（表56）。

ホ 婦人少年室協助員及び婦人少年室特別協助員制度の活用

婦人少年室協助員（昭和28年労働省訓令第3号により設置）及び婦人少年室特別協助員（昭和45年労働省訓令第2号により設置）は、社会的信望があり、婦人・青少年問題に深い理解と関心を持つ者から労働大臣が委嘱するもので、勤労青少年関係では労働条件、職場環境、余暇の活用に関する相談・指導等に当たっており、昭和58年4月1日現在、婦人少年室協助員2,910名、婦人少年室特別協助員139名が置かれている。

ヘ 勤労青少年福祉シンポジウムの開催

全国の勤労青少年ホーム館長、勤労青少年福祉推進者、勤労青少年福祉員等の勤労青少年福祉関係者が一堂に会し、勤労青少年の福祉の向上と健全育成に関する諸問題について、総合的に研究討議を行うとともに広く意見を交換して相互の理解と連携を深めるため、昭和47年度から「勤労青少年福祉シンポジウム」を開催している。昭和58年度は11月24日東京都千代田区日経ホールにおいて、約600名の参加者により「国際化高齢化の進展

と勤労青少年」をテーマとして開催された。

ト 勤労青少年指導者会議の開催

勤労青少年指導者として活躍している勤労青少年ホーム館長・指導員、勤労青少年福祉推進者及び勤労青少年福祉員の三者の地域における有機的連携を図ることが今日強く要請されている。このため、昭和58年度においても、57年度に引き続き地域における勤労青少年指導者が勤労青少年ホームを中心としてその連携を図ることにより効果的な活動を展開できるよう、勤労青少年指導者会議を6県で実施した。

(3) 年少労働者の保護に関する施策

労働基準法では、原則として満15歳に達しない児童の就労を禁止するとともに、満15歳以上18歳未満の年少者については、いまだ発育過程にあるため、健康上、風紀上、危険防止の上から「時間外、休日、深夜」労働を禁止し、また、危険有害業務への就労を禁止するなどの保護規定を設けている。

昭和58年度は、アルバイト就労についての最低年齢の厳守、年齢証明書の備え付け、労働条件の明示のほか、休日労働及び深夜業等の禁止等について十分留意し、学校・事業主・事業主団体等に対し指導啓発を行っている。

表54 年度別、都道府県別、勤労青少年ホーム設置状況

区分	昭和32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	計	
北海道																													
青森							1	1		3	3	2	2	1	2	1	2	2	1	2	1	2	2	2	2	2	2	1	34
岩手									1					1	2		1		1	1	1	1	1	1	1			13	
宮城								1					2	2	2	2,	3	2	2	1	1	1	1	1	1	1		21	
宮城												1		2	1	2	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	22	
秋田					(1)			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2		13 (1)	
山形												1	1	(1)	1	2	1	1					1				8 (1)		
福島							1	1					1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	15	
茨城									1		2			1	1	2	2	1	1			1	1	1	1	1		15	
栃木								1	1			1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		15	
群馬								(1)	1		1			1	1	1	2	1			1							8 (1)	
馬場																													
埼玉						1					1	1		1	2	2	1	2		1	1	2		1	1	1	1	17	
千葉						1			1	1		1			1		2	1	1	1				1	1	1		11	
東京																													
神奈川																												1	
新潟								1	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	21	
山形							1					1	1	1	1	1	2	1	1			1	1			1	14		
富山								1		1				1	1	1												1	
石川								1						1	1	1							1	1				8	
福井								1		1																		1	
山梨																												1	
長野																												1	
岐阜																												1	
岐阜						1																						9	
静岡県	(1)						1																					1	
岡崎									2	1	2	1	1	1	1	2	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	16	
知重									1	1	1	2	1	1	1	1	1	1										12 (1)	
三重																												5	

[illegible]

注 1) 上記のホームは国の補助を受けて設置されたものである。

2) () で示した昭和32年度設置分は昭和54.4.1に、昭和36年度設置分は昭和57.1.9に、昭和41年度設置分は昭和55.4.1に、昭和44年度設置分は昭和57.9.30に、昭和45年度設置分は昭和56.3.31をもってそれぞれ廃止している。

なお、計欄の数字は廃止したものも含み（ ）内数字はそのうち廃止した数である。

33) 昭和58年度については、年度内に設置予定のものである。

表55 勤労青少年ホーム利用状況

(その1) 登録人員

(昭和57年度末現在)

区 分	計		男		女	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
計	人 272,923	% 100.0	人 107,101	% 100.0	人 165,822	% 100.0
15歳以上20歳未満	38,355	14.1	14,775	13.8	23,580	14.2
20歳以上25歳未満	155,414	56.9	50,961	47.6	104,453	63.0
25歳以上	79,154	29.0	41,365	38.6	37,789	22.8
男女別構成比	100.0(%)		39.2		60.8	

(備 考) 集計ホーム 463

1 ホーム当たり登録人員 590 人

労働省婦人少年局調べ

(その2) 内容別利用延人員の推移

(人)

内 容	昭和50年度	55	56	57
計	6,840,246	6,944,196	7,092,055	7,351,828
ホーム主催行事	2,058,914	1,720,286	1,824,488	1,981,012
講座・教室		1,313,495	1,357,276	1,498,920
その他		406,791	467,212	482,092
クラブ活動等団体利用	1,744,263	2,238,402	2,498,234	2,734,612
クラブ活動		2,095,542	2,276,641	2,486,225
その他		142,860	221,593	248,387
個別利用	3,037,069	2,985,508	2,769,333	2,636,204
体育室	1,029,556	1,059,360	942,107	943,812
娯楽談話室	665,118	591,434	581,586	579,026
音楽室	215,632	158,374	189,397	144,794
図書室	151,854	114,263	115,204	120,432
和室	127,557	142,224	138,539	133,739
その他の室	847,342	919,853	802,500	714,401

労働省婦人少年局調べ

(その3) 内容別利用延人員の構成比の推移

(%)

内 容	昭和50年度	55	56	57
計	100.0	100.0	100.0	100.0
ホーム主催行事	30.1	24.8 (100.0)	25.7 (100.0)	26.9 (100.0)
講座・教室		(76.4)	(74.4)	(75.7)
その他		(23.6)	(25.6)	(24.3)
クラブ活動等団体利用	25.5	32.2 (100.0)	35.2 (100.0)	37.2 (100.0)
クラブ活動		(93.6)	(91.1)	(90.9)
その他		(6.4)	(8.9)	(9.1)
個別利用	44.4 (100.0)	43.0 (100.0)	39.1 (100.0)	35.9 (100.0)
体育室	(33.9)	(35.5)	(34.0)	(35.8)
娯楽談話室	(21.9)	(19.8)	(21.0)	(22.0)
音楽室	(7.1)	(5.3)	(6.8)	(5.5)
図書室	(5.0)	(3.8)	(4.2)	(4.6)
和室	(4.2)	(4.8)	(5.0)	(5.1)
その他の室	(27.9)	(30.8)	(29.0)	(27.1)

労働省婦人少年局調べ

(その4) 昭和57年度年間利用者階級別勤労青少年ホーム数

利用者数	計	5,000 人未満	5,000 ～10,000 人未満	10,000 ～15,000 人未満	15,000 ～20,000 人未満	20,000 ～30,000 人未満	30,000 ～50,000 人未満	50,000 人以上
勤労青少年 ホーム数	463	30	131	133	72	68	26	3
構成比 (%)	100.0	6.5	28.3	28.7	15.6	14.7	5.6	0.6

労働省婦人少年局調べ

(その5) クラブ活動内容別利用状況 (昭和57年度)

活 動 内 容		ク ラ ブ 数		利用延回数	利 用 延 人 員	
		実 数	構成比		人 員	構成比
ス ポ ー ツ	卓 球	428	7.3%	24,067	241,177人	9.7%
	バドミントン	341	5.8	16,971	243,113	9.8
	バレーボール	314	5.4	12,195	166,301	6.7
	テニス	292	5.0	13,822	179,449	7.2
	空 手	98	1.7	6,386	58,052	2.3
	バスケットボール	92	1.6	4,228	55,709	2.2
	拳 法	65	1.1	4,116	54,903	2.2
	柔 道 ・ 剣 道	45	0.8	2,260	11,235	0.5
	ソフトボール	75	1.3	1,090	14,995	0.6
	野 球	61	1.0	909	12,977	0.5
	サ ッ カ ー	20	0.3	405	6,777	0.3
	体 操	15	0.3	470	6,870	0.3
	弓・アーチェリー	16	0.3	597	4,127	0.2
	各 種 武 道	30	0.5	1,180	8,715	0.4
	その他のスポーツ	59	1.0	4,965	40,557	1.6
	ス ポ ー ツ 愛 好	34	0.6	1,043	10,760	0.4
小 計		1,985	33.9	94,704	1,115,717	44.9
野 外 レ ク	登 山	67	1.1	1,746	18,342	0.7
	ハ イ キ ン グ	39	0.7	1,109	10,454	0.4
	ス キ ー	45	0.8	639	7,941	0.3
	サ イ ク リ ン グ	17	0.3	191	2,227	0.1
	その他の野外レク	44	0.8	2,425	20,971	0.8
	レ ク 愛 好	66	1.1	2,017	20,460	0.8
小 計		278	4.8	8,127	80,395	3.2

活 動 内 容		ク ラ ブ 数		利用延回数	利 用 延 人 員	
		実 数	構成比		人 員	構成比
ダ ン ス	社 交 ダ ン ス	390	6.7%	20,740	326,231人	13.1%
	フ ォ ー ク ダ ン ス	57	1.0	2,371	31,203	1.3
	レク、ジャズ、スクエアダンス	61	1.0	1,618	26,137	1.1
	日 本 舞 踊	8	0.1	170	1,553	0.1
	民 舞	13	0.2	450	3,914	0.2
	その他のダンス、バレエ	59	1.0	1,584	28,925	1.2
	小 計	588	10.0	26,933	417,963	16.8
美 術	絵 画	106	1.8	2,627	22,890	0.9
	七 宝 焼	45	0.8	1,870	10,367	0.4
	陶 芸	38	0.6	1,481	9,640	0.4
	そ の 他 の 美 術	5	0.1	148	1,669	0.1
	美 術 愛 好	15	0.3	316	2,146	0.1
	小 計	209	3.6	6,442	46,712	1.9
教 養	書 道	84	1.4	3,129	27,593	1.1
	英 会 話	43	0.7	1,568	12,768	0.5
	ベ ン 習 字	29	0.5	916	9,594	0.4
	学 習 会 (勉強会)	43	0.7	1,280	14,281	0.6
	読 書 会	7	0.1	187	1,332	0.1
	各 種 研 究 会	45	0.8	1,309	11,231	0.5
	そ の 他 の 教 養	55	0.9	2,230	24,392	1.0
	小 計	306	5.2	10,619	101,191	4.1
家 政	茶 道	172	2.9	5,921	44,063	1.8
	華 道	145	2.5	4,998	57,958	2.3
	料 理	138	2.4	3,590	54,425	2.2
	着 物 着 付	49	0.8	1,084	8,623	0.3
	和 裁	19	0.3	765	5,212	0.2
	洋 裁	14	0.2	504	4,874	0.2
	編 物	23	0.4	486	3,337	0.1
	そ の 他	19	0.3	697	4,764	0.2
	小 計	579	9.9	18,045	183,256	7.4

活 動 内 容		ク ラ ブ 数		利用延回数	利 用 延 人 員	
		実 数	構成比		人 員	構成比
音 楽	パ ン ド	578	9.9%	22,400	142,442人	5.7%
	ギ タ ー	138	2.4	5,779	47,002	1.9
	コ ー ラ ス	88	1.5	2,820	29,621	1.2
	フ ォ ー ク ソ ン グ	127	2.2	5,981	39,830	1.6
	民 謡	15	0.3	482	4,238	0.2
	マ ン ド リ ン	12	0.2	481	3,975	0.2
	その他の音楽・楽器	73	1.2	3,167	29,384	1.2
	音 楽 愛 好	54	0.9	1,438	16,950	0.7
小 計		1,085	18.5	42,548	313,442	12.6
趣 味	写 真	105	1.8	2,904	15,691	0.6
	人 形 劇	53	0.9	2,381	17,185	0.7
	演 劇	75	1.3	3,036	21,574	0.9
	囲 碁 ・ 将 棋	26	0.4	873	5,726	0.2
	旅 行	21	0.4	499	3,816	0.2
	フ ラ ワ ー デ ザ イ ン	15	0.3	466	3,407	0.1
	手 工 芸	48	0.8	1,398	8,976	0.4
	ア マ チ ュ ア 無 線	28	0.5	578	5,257	0.2
	詩 吟	20	0.3	672	6,158	0.2
	映 画	19	0.3	422	3,313	0.1
	そ の 他 の 趣 味	119	2.0	3,354	28,425	1.1
	小 計	529	9.0	16,583	119,528	4.8
ボランティア（手話・点字等）		139	2.4	5,025	57,742	2.3
スポーツ・親睦等総合クラブ		153	2.6	5,504	50,279	2.0
合 計		5,851	100.0	234,530	2,486,225	100.0

備 考 (1) 1ホーム当たり平均クラブ数 13
(2) 1回当たり平均利用人員 11人

表56 勤労青少年福祉員・福祉推進者の設置及び推進状況

都道府県	勤労青少年福祉員（昭58.12.1現在）					勤労青少年福祉推進者（昭58.4.1現在）				
	福祉員設置団体数	福祉員数	地区別組織数	全組	県組織	推進者選任事業場数	推進者数	地区別組織数	全組	県組織
北海道	91	115	7	有		102	115		有	
青森	64	84	6	有		51	60			
岩手	24	27	無	有		107	154		有	
宮城	41	79	無	有		172	218		有	
秋田	47	62	無	有		78	113		有	
山形	35	35	無	有		109	113	1		
福島	50	66	無	有		132	182			
茨城	50	59	無	有		259	495	4		
栃木	69	81	8	有		334	461		有	
群馬	78	102	1	無		218	365	5		
埼玉	30	91	無	無		328	619		有	
千葉	14	51	無	無		534	793			
東京	40	198	無	有		3,200	3,200		有	
神奈川	47	126	無	無		1,320	2,158	9		
新潟	54	64	無	無		570	852	12		
富山	68	74	無	有		55	58			
石川	68	70	無	有		89	127			
福井	37	45	無	有		95	97			
山梨	19	19	無	無		39	51			
長野	50	67	4	有		229	352	6	有	
岐阜	84	111	1	有		210	285			
静岡	47	60	無	有		543	732	3		
愛知	116	169	無	有		1,212	1,528	4	有	
三重	58	70	11	有		121	177			
滋賀	41	47	無	有		227	249			
京都	40	58	無	無		57	75			
大阪	60	149	無	有		785	1,484			
兵庫	106	117	無	有		531	943	4		
奈良	45	54	無	有		36	36			
和歌山	41	45	無	無		174	181			
鳥取	28	36	無	有		41	54			
島根	36	51	無	有		32	38			
岡山	54	69	無	有		176	180			
広島	50	76	無	有		249	314		有	
山口	65	79	無	有		204	219	5	有	
山徳	41	46	1	有		23	23			
香川	32	44	無	有		77	108			
愛媛	39	51	無	有		85	106		有	
高知	25	25	無	有		25	27			
福岡	75	102	2	有		426	538	8	有	
佐賀	31	33	無	無		62	63			
長崎	52	52	1	有		87	94			
熊本	69	73	無	有		114	120			
大分	33	37	無	有		115	148	1		
宮崎	39	42	無	有		111	147		有	
鹿児島	53	76	1	有		70	89		有	
沖縄	33	34	無	有		63	63			
合 計	2,369	3,321	43	38		13,877	18,604	62	15	

労働省婦人少年局調べ

参 考 資 料

- 1 勤労青少年福祉法
- 2 勤労青少年福祉対策基本方針に関する公示
- 3 勤労青少年ホーム一覧
- 4 勤労青少年ホーム災害補償保険制度

参 考 資 料

1 勤労青少年福祉法

昭和45・5・25法律第98号

改正 昭和53・5・8 法律第40号

目 次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 勤労青少年福祉対策基本方針等（第6条・第7条）

第3章 福祉の措置（第8条－第14条）

第4章 福祉施設（第15条－第17条）

第5章 雑則（第18条－第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、勤労青少年の福祉に関する原理を明らかにするとともに、勤労青少年について、職業指導の充実、職業訓練の奨励、福祉施設の設置等の措置を計画的に推進し、もって勤労青少年の福祉の増進を図ることを目的とする。

（基本的理念）

第2条 すべて勤労青少年は、心身の成長過程において勤労に従事する者であり、かつ、特に将来の産業及び社会をになう者であることにかんがみ、勤労青少年が充実した職業生活を営むとともに、有為な職業人としてすこやかに成長するように配慮されるものとする。

第3条 勤労青少年は、勤労に従事する者としての自覚をもち、みずからすすんで有為な職業人として成育するように努めなければならない。

（関係者の責務）

第4条 事業主は、その雇用する勤労青少年の福祉を増進するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、勤労青少年の福祉を増進するように努めなけれ

ばならない。

- 3 事業主がその雇用する勤労青少年の福祉の増進のための措置を講じ、又は国若しくは地方公共団体が勤労青少年の福祉の増進のための施策を講ずるにあたっては、事業主又は国若しくは地方公共団体は、その措置又は施策を通じて、前2条に規定する基本的理念が具現されるように配慮しなければならない。

(勤労青少年の日)

第5条 ひろく国民が勤労青少年の福祉についての関心と理解を深め、かつ、勤労青少年がみずからすすんで有為な職業人としてすこやかに成育しようとする意欲をたかめるため、勤労青少年の日を設ける。

- 2 勤労青少年の日は、7月の第3土曜日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、勤労青少年の日において、その日の趣旨にふさわしい事業が実施されるように努めなければならない。

第2章 勤労青少年福祉対策基本方針等

(勤労青少年福祉対策基本方針)

第6条 労働大臣は、勤労青少年の福祉に関する施策の基本となるべき方針（以下「勤労青少年福祉対策基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 勤労青少年福祉対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。
 - ① 勤労青少年の職業生活の動向に関する事項
 - ② 勤労青少年の福祉の増進について講じようとする施策の基本となるべき事項
- 3 勤労青少年福祉対策基本方針は、勤労青少年の労働条件、意識並びに地域別、産業別及び企業規模別の就業状況等を考慮して定められなければならない。
- 4 労働大臣は、勤労青少年福祉対策基本方針を定めるにあたっては、あらかじめ、婦人少年問題審議会の意見をきくほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。
- 5 労働大臣は、勤労青少年福祉対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、

その概要を公表するものとする。

- 6 前2項の規定は、勤労青少年福祉対策基本方針の変更について準用する。
(都道府県勤労青少年福祉事業計画)

第7条 都道府県知事は、勤労青少年福祉対策基本方針を参酌して、当該都道府県における勤労青少年の福祉に関する事業の基本となるべき計画（以下「都道府県勤労青少年福祉事業計画」という。）を策定するように努めなければならない。

- 2 都道府県知事は、都道府県勤労青少年福祉事業計画を定めるにあたって必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の長の意見をきくものとする。

- 3 前条第2項、第3項及び第5項の規定は、都道府県勤労青少年福祉事業計画の策定について、同条第5項及び前項の規定は、都道府県勤労青少年福祉事業計画の変更について準用する。この場合において、同条第5項中「労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第3章 福祉の措置

(職業指導等)

第8条 職業安定機関は、勤労青少年がその適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業を選択することを促進するため、勤労青少年その他関係者に対して雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、勤労青少年の特性に適応した職業指導を行なう等必要な措置を講ずるものとする。

第9条 職業安定機関は、勤労青少年が職業に適応することを容易にするため、その就職後においても、勤労青少年その他関係者に対して、相談に応じ、及び必要な指導を行なうことができる。

第10条 職業安定機関の長は、必要に応じ、勤労青少年が職業に適応することを容易にするため、勤労青少年その他関係者に対して、相談に応じ及び必要な指導を行なうことを当該業務について熱意と識見を有する者に委託することができる。

(職業訓練に関する啓もう宣伝等)

第11条 国、都道府県及び雇用促進事業団は、勤労青少年が職業に必要な技能（これに関する知識を含む。）を習得することを促進するため、勤労青少年その他関係者に対して、職業訓練に関する啓もう宣伝を行なう等必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（職業訓練又は教育を受ける勤労青少年に対する配慮）

第12条 事業主は、その雇用する勤労青少年が職業訓練法（昭和44年法律第64号）第10条に規定する準則訓練又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条に規定する高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程等で行う教育を受ける場合は、当該勤労青少年が職業訓練又は教育を受けるために必要な時間を確保することができるような配慮をするように努めなければならない。

○本条……一部改正（昭和53・5法律40号附則17条）

（勤労青少年福祉推進者）

第13条 事業主は、その雇用する勤労青少年が職場に適應することを容易にするため、事業場ごとに、必要な指導、相談、レクリエーション等の事項を担当する者（以下「勤労青少年福祉推進者」という。）を選任するように努めなければならない。

2 前項の事業場の範囲及び勤労青少年福祉推進者の資格に関する事項は、労働省令で定める。

（余暇の有効活用）

第14条 国及び地方公共団体は、勤労青少年の勤労による疲労の回復とすこやかな成育に資するため、勤労青少年の勤労の余暇の有効な活用に必要なレクリエーションその他の事業が実施されるように努めるとともに、勤労青少年の健全なクラブ活動を援助する等必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第4章 福祉施設

（勤労青少年ホーム）

第15条 地方公共団体は、必要に応じ、勤労青少年ホームを設置するように

努めなければならない。

- 2 勤労青少年ホームは、勤労青少年に対して、各種の相談に応じ、及び必要な指導を行ない、並びにレクリエーション、クラブ活動その他勤労の余暇に行なわれる活動のための便宜を供与する等勤労青少年の福祉に関する事業を総合的に行なうことを目的とする施設とする。
- 3 労働大臣は、勤労青少年ホームの設置及び運営についての望ましい基準を定めるものとする。

（勤労青少年ホーム指導員）

第16条 勤労青少年ホームには、勤労青少年に対する相談及び指導の業務を担当する職員（以下「勤労青少年ホーム指導員」という。）を置くように努めなければならない。

- 2 勤労青少年ホーム指導員は、その業務について熱意と識見を有し、かつ、労働大臣が定める資格を有する者のうちから、選任するものとする。

（雇用促進事業団が設置する施設）

第17条 雇用促進事業団は、雇用促進事業団法（昭和36年法律第116号）第19条第1項第5号の福祉施設のうち、勤労青少年に係るものの設置及び運営を行なうにあたっては、勤労青少年の職業生活の動向及び生活の実態に即応するように配慮しなければならない。

第5章 雑 則

（国の助言等）

第18条 国は、勤労青少年の福祉を増進するための事業を推進するために必要な助言、指導その他の援助を行なうように努めなければならない。

（調査等）

第19条 労働大臣は、勤労青少年福祉対策基本方針を定めるについて必要な調査を実施するものとする。

- 2 労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。
- 3 労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告

を求めることができる。

(船員に関する特例)

第20条 船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第6条第1項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第6条第1項、同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）、同条第5項（同条第6項及び第7条第3項において準用する場合を含む。）、第7条第3項及び第19条中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、第6条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）中「婦人少年問題審議会」とあるのは「船員中央労働委員会」と、第13条第2項中「労働省令」とあるのは「運輸省令」とする。

附 則（抄）

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53・5・8法律第40号）（抄）

第1条 この法律は、昭和53年10月1日から施行する。

2 勤労青少年福祉対策基本方針に関する公示

勤労青少年福祉法（昭和45年法律第98号）第6条第1項の規定に基づき、勤労青少年福祉対策基本方針を次のように定めたので、同条第5項の規定により公示する。

昭和56年4月30日

労働大臣 藤 尾 正 行

勤労青少年福祉対策基本方針

（全文略、以下にその概略を示す。）

勤労青少年福祉対策基本方針概要

第1 勤労青少年の職業生活の動向に関する事項

1 職業生活の動向

(1) 勤労青少年人口の推移と雇用の動向

15歳から24歳までの青少年労働力人口は、従来から減少傾向を示し、昭和55年には、699万人となったが、今後徐々に増加して昭和60年には728万人になると推定されている。青少年労働力の需給関係は、今後の安定経済成長の下で、大きな変化はないものと考えられる。

(2) 職場生活の動向

勤労青少年のうち、高学歴者の占める割合が高まっており、これら高学歴者のグレーカラー及びブルーカラー的職種への就業等、あらゆる産業、職種にわたる幅広い分野への就業と、技術革新による職務内容の変化が続くものと考えられる。

また、学校卒業後かなりの期間にわたり、確固たる職業観に基づく安定した職業生活に至らない者、「生活目標がない」などと考える者が少なくないが、一方、職業を通じて自己実現等が可能な働きがいのある職場を選択する傾向が更に強まると思われる。

(3) 余暇生活の動向

週休2日制の普及を中心として今後自由時間は増大するものと考えられ、勤労青少年にとって、その生活の充実を図るという意味で今後一層自由時間の意義は大きくなるものと考えられる。現状では、「スポーツ活動」、「ボランティア活動」等自己実現につながる積極的な余暇活動が十分に行われていないが、今後は、自由時間の増大に伴い、積極的な余暇活動が増加するものと考えられる。

2 職業生活をめぐる諸問題（略）

第2 勤労青少年の福祉増進に関する基本的施策

1 勤労青少年福祉に関する気運の高揚

勤労青少年福祉の増進について、地域の実情に応じて効果的な方法により、事業主、勤労青少年及び国民各層に対する啓蒙、指導活動を行う。特に、「勤労青少年の日」の事業等については、統一的な年間目標を強調しつつ実施するものとする。

2 職場生活の充実

(1) 職業選択の適正化

大学卒業者を含め、勤労青少年が正しい自己理解と十分な職業情報に基づいて、適切な職業選択を行い得るよう、職業安定機関が学校との連携を強化し、情報等の提供、指導、相談に努める。

(2) 職業・職場適応の充実

職業安定機関は、関係行政機関、勤労青少年福祉推進者及び勤労青少年福祉員との連携を図り、職業に対する適応性を増大させるための措置の充実に努める。

(3) 基礎的職業訓練の受講機会の確保

体系的な基礎的職業訓練が実施されるよう事業主等に対する指導援助の強化を図るとともに、中小企業に対して認定職業訓練に対する助成の強化、地域職業訓練センターの増設等に努める。

(4) 労働条件面の整備等

第3次産業や中小企業に対して、労働条件面の整備を図るとともに、

アルバイト生徒の就業保護のため指導に努める。

更に、作業環境の改善、安全衛生教育の充実等について事業主に対する指導、奨励に努める。

(5) 意欲を高める制度、慣行の充実等

企業において賃金制度や人事管理制度等の見直しをする際には勤労青少年の働きがいと損なうことのないよう配慮することを促進するとともに、勤労青少年の意欲的な職場参加を促進するよう指導に努めるものとする。更に、企業外の学校教育、職業訓練の受講に対して、事業主が時間、費用等について配慮を行うよう指導し、併せて有給教育訓練休暇の普及に努める。

(6) 勤労青少年福祉推進者の業務の活発化等

関係機関等との連携等により勤労青少年福祉推進者の職場適応業務の活発化を図るとともに、選任事業場の範囲を拡大する。

(7) 勤労青少年福祉員の業務の活発化等

勤労青少年福祉員の職場適応業務の活発化を図るため、その活動指針を示す等、充実した指導を行う。

3 余暇生活の充実

(1) 公共の労働福祉施設の整備と運営の強化

勤労青少年ホーム及び勤労者体育施設については、引き続き設置に努めるとともに、勤労青少年ホームの施設内容については、スポーツ活動へ重点を置くなどニーズの多様化に十分対応し得るようにする。更に、勤労青少年ホームが地域における勤労青少年の福祉に関する事業を総合的に実施する拠点として十分機能するよう配慮する。

(2) スポーツ活動の振興

スポーツ講習会の実施等により、気軽に行えるスポーツの機会を確保し、併せて、健康づくり指導の充実に努める。

(3) 文化・教養活動等の振興

勤労青少年の高学歴化等に配慮しつつ、充実した講習会等の開催を

促進する。

(4) クラブ活動の振興

勤労青少年が仲間づくりを進める上での有効な方法としてのクラブ活動の指導、援助を行い、併せて他地域の仲間とも交流するよう、クラブ相互間の交流を促進する。

(5) 社会参加の促進

勤労青少年が、自由時間においてボランティア活動等の自主性ある社会参加を積極的に行うよう、必要な知識、技術等に関する講習会の開催等を促進し、気運の醸成を図る。

4 指導者の養成の充実

勤労青少年ホーム指導員の養成の充実、勤労青少年福祉推進者及び勤労青少年福祉員等の資質の向上等に努めるとともに、専門的な指導者の養成として、勤労青少年指導者大学講座の充実に努める。また、これら勤労青少年指導者等の有機的な連携の強化を図るよう努める。

5 国際交流の促進

広く一般の勤労青少年の国際交流を事業主の理解と配慮の下に積極的に促進するよう努めるとともに、日豪間で取り決めたワーキング・ホリデー制度の周知をはじめ、国、地方公共団体等が実施する国際交流事業についてもこの趣旨に沿うよう配慮する。

3 勤労青少年ホーム一覧

都道府 県名	ホー ム 名	所 在 地	電 話 番 号	休 館 日
北海道	札幌市中央区 勤労青少年ホーム	〒060 札幌市中央区南4条東4丁目	011-241-8439	月曜日
	滝川市	〒073 滝川市本町 5 - 3 - 31	0125-23-2801	日曜日
	根室市	〒087 根室市弥生町 2 - 5	01532-3-4747	日曜日
	帯広市	〒080 帯広市西 7 条南 8 - 1	0155-23-4893	日曜日
	小樽市	〒047 小樽市緑町 1 - 9 - 4	0134-24-0909	日曜日
	室蘭市	〒050 室蘭市東町 1 - 20 - 27	0143-44-1135	日曜日
	旭川市	〒070 旭川市常盤公園内	0166-22-3224	日曜日
	札幌市円山	〒060 札幌市中央区北8条西24丁目	011-631-7647	水曜日
	稚内市	〒097 稚内市大黒町 3 - 4 - 30	0162-23-3643	金曜日
	北見市	〒090 北見市常盤町 2 - 1 - 68	0157-23-4255	日曜日
	苫小牧市	〒053 苫小牧市旭町 3 丁目 1 - 12	0144-33-4525	月曜日
	深川市	〒074 深川市 4 条18 - 2	01642-3-4549	日曜日
	札幌市アカシア	〒065 札幌市東区北22条東 1 丁目	011-752-7959	月曜日
	美瑛市	〒072 美瑛市西 4 条北 2 丁目	01266-4-4523	日曜日
	三笠市	〒068-21 三笠市若草町280-2	01267-2-3542	月曜日
	岩見沢市	〒068 岩見沢市 5 条西 7 丁目 4	0126-23-9235	日曜日
	札幌市ポプラ	〒062 札幌市白石区平和通 1 - 南10	011-862-8802	水曜日
	音更町	〒080-01 河東郡音更町柏寿台 1	01554-2-2263	水曜日
	網走市	〒093 網走市桂町13	01524-3-3396	月曜日
	羽幌町	〒078-41 苫前郡羽幌町南 7 条3-1	01646-2-1186	火曜日
	池田町	〒083 中川郡池田町西 2 条 1 丁目	01557-2-5222	火曜日
	余市町	〒046 余市郡余市町大川町10丁目6	01352-3-5939	日曜日
	増毛町	〒077-02 増毛郡増毛町大字暑寒 沢村25	01645-3-2427	月曜日
	札幌市豊平	〒062 札幌市豊平区豊平8条11丁目4	011-823-5256	月曜日
	芽室町	〒082 河西郡芽室町東 1 条 8 丁目 1	0155-62-0066	月曜日
	釧路市	〒084 釧路市鳥取南 7 - 2 - 20	0154-51-8456	日曜日
	広尾町	〒089-25 広尾郡広尾町字野塚989	01558-2-5061	月曜日

都道府 県 名	ホー ム 名	所 在 地	電 話 番 号	休 館 日
北海道	岩内町 勤労青少年ホーム	〒045 岩内郡岩内町字野東501-1	01356-2-8910	月曜日
	浦河町	〒057 浦河郡浦河町築地1-5-1	01462-2-0891	月曜日
	札幌市発寒	〒063 札幌市西区発寒6条12丁目 701-6	011-665-2629	月曜日
	赤平市	〒097-11 赤平市泉町2-2-1	01253-2-1833	日曜日
	富良野市	〒076 富良野市春日町12-6	0167-22-3266	水曜日
	枝幸町	〒098-58 枝幸郡枝幸町字 ウエンナイ912-44	01636-2-1799	月曜日
	(稚内市)	—	—	—
	※支笏湖勤労青少年 フレンドシップセンター	〒066-02 千歳市モラップ	01232-5-2055	年始年末
	八戸市 勤労青少年ホーム	〒031 八戸市沼館2-13-20	0178-22-8612	第2,4日曜日 第1,3月曜日
	青森市	〒030 青森市松原1-6-3	0177-35-1649	火曜日,第4日曜日 祝日の翌日
青 森	弘前市	〒036 弘前市五十石町7	0172-34-4361	月曜日
	三沢市	〒033 三沢市幸町1-7-5	01765-3-6257 5714	第1,3,5月曜日 第2,4日曜日
	むつ市	〒039-51 むつ市大湊上町3-12	01752-4-2410	火曜日
	十和田市	〒034 十和田市西三番2-12	01762-3-5111 6708	土曜日
	黒石市	〒036-03 黒石市大字内町24-1	01725-3-1612	火曜日 祝日の翌日
	五所川原市	〒037 五所川原市字栄町20	0173-34-3602	日曜日
	三戸町	〒039-01 三戸郡三戸町大字川守田 字関根4-1	01792-2-0173	第1,3,5水曜日 第2,4日曜日
	鯉ヶ沢町	〒038-27 西津軽郡鯉ヶ沢町大字舞 戸町字小夜51	01737-2-4705	月曜日
	大間町	〒039-46 下北郡大間町大字大間字 大間平41-7	017537-4346	第1,3,5水曜日 第2,4日曜日
	野辺地町	〒039-31 上北郡野辺地町字中道 20-1	01756-4-9657	第1,3,5水曜日 第2,4日曜日
岩 手	平内町	〒039-33 東津軽郡平内町大字小湊 字小湊79-3	0177-55-2111 (内)1147 0177-55-3945	第2,4日曜日
	盛岡市中央通 勤労青少年ホーム	〒020 盛岡市中央通3-11-15	0196-23-2701	日曜日
	北上市	〒024 北上市幸町1-1	0197-63-5812	月曜日
	宮古市	〒027 宮古市宮町3-2-3	01936-2-7712	水曜日
	一関市	〒021 一関市田村町3-20	0191-21-2144	日曜日
	花巻市	〒025 花巻市南川原町182-5	0198-23-4839	日曜日
	大船渡市	〒022 大船渡市盛町中道下1	01922-7-4203	日曜日
	陸前高田市	〒029-22 陸前高田市高田町字砂畑 73	01925-5-2941	日曜日(第3日曜 日を除く) 第3日曜日の翌日
	水沢市	〒023 水沢市字大鐘67-2	01972-4-2917	日曜日

都道府 県 名	ホ ー ム 名	所 在 地	電 話 番 号	休 館 日
岩 手	久慈市 勤労青少年ホーム	〒032 久慈市川崎町1-66-49	01945-3-2320	日曜日
	江刺市 *	〒023-11 江刺市岩谷堂字下谷地27	01973-5-2111 (内)85	日曜日
	遠野市 *	〒028-05 遠野市新町1-10	01986-2-4411	火曜日
	二戸市 *	〒028-61 二戸市石切所字穴切20	01952-3-4174	月曜日
	胆沢町 *	〒023-03 胆沢郡胆沢町小山字館30	01974-7-0527	日曜日
	雫石町 *	岩手郡雫石町40地割字 千刈田5-1	0196-92-0611	日曜日
	東山町 *	東磐井郡東山町長坂字 335-1	0191-47-2243 3161	月曜日
	大東町 *	東磐井郡大東町摺沢字 新右工門土手13-6	0191-75-3541 2229	日曜日
	一戸町 *	二戸郡一戸町高善寺字 大川鉢24-9	01953-3-2111 (内)318	金曜日
	紫波町 *	〒028-33 紫波郡紫波町日詰字西裏 54-1	0196-76-2344	日曜日
	盛岡市仙北 *	〒020 盛岡市仙北2-4-13	0196-35-9355	日曜日
	岩手町 *	〒028-43 岩手郡岩手町大字沼宮内 7地割28-2	01956-2-2503	水曜日
	種市町 *	〒039-13 九戸郡種市町第22地割1-1	01946-5-3933	日曜日
	釜石 勤労福祉センター	〒026 釜石市嬉石町1-7-8	0193-24-2241	第1, 3, 5月曜日 第2, 4日曜日
	仙台市一番町 勤労青少年ホーム	〒980 仙台市一番町2-1-4	0222-22-2319	水曜日
宮 城	石巻市 *	〒986 石巻市日和ヶ丘1-5-6	0225-23-0919	日曜日
	古川市 *	〒989-61 古川市北5-5-3	02292-3-2384	日曜日
	白石市 *	〒989-02 白石市字益岡9-1	02242-5-3720	日曜日(試行)
	塩釜市 *	〒985 塩釜市北浜4-6-52	02236-4-6483	日曜日
	名取市 *	〒981-12 名取市大手町5-6-1	02238-2-0829	日曜日
	仙台市卸町 *	〒983 仙台市卸町2-12-9	0222-94-2409	水曜日
	多賀城市 *	〒985 多賀城市鶴ヶ谷1-6-2	02236-4-9747	日曜日
	角田市 *	〒981-15 角田市角田字牛館19-5	02246-3-2224	日曜日
	岩沼市 *	〒989-24 岩沼市桜2-8-30	02232-2-3394	日曜日
	中新田町 *	加美郡中新田町四日市場 字船橋243	02296-3-5332	月曜日
	鹿島台町 *	志田郡鹿島台町木間塚 字小谷地504-1	022956-2510	日曜日
	涌谷町 *	〒987-01 遠田郡涌谷町字下道69-1	02294-2-3113	日曜日
	桃生町 *	〒986-03 桃生郡桃生町城内字東嶺 164	02257-6-4565	月曜日
	七ヶ浜町 *	〒985 宮城郡七ヶ浜町吉田浜 字野山5-9	022357-3302	第1, 3日曜日 第2, 4, 5月曜日

都道府 県 名	ホ ー ム 名	所 在 地	電 話 番 号	休 館 日
宮 城	泉市 勤労青少年ホーム	〒981-31 泉市野村字新桂島前60	02237-4-0575	月曜日
	山元町	〒989-22 亶理郡山元町浅生原字日向12-1	02233-7-2949	第2,4日曜日 第1,3月曜日
	亶理町	〒989-23 亶理郡亶理町荒浜字中野33	02233-5-3115	火曜日, 祝日の翌日
	気仙沼市	〒988 気仙沼市潮見町3-48	0226-24-2640	第1,3,5月曜日 第2,4日曜日 体育の日の翌日
	田尻町	〒989-43 遠田郡田尻町沼部字富岡166	02293-9-0595	月曜日
	迫町	〒987-05 登米郡迫町佐沼字中江200	02202-2-7324	月曜日
	(小牛田町)	—	—	—
	※柴田町	〒989-16 柴田郡柴田町船岡字館山19-1	02245-4-3411	火曜日
	※女川町 勤労青少年センター	〒986-22 牡鹿郡女川町鷺神浜字荒立84-2	02255-4-3181	第2,4日曜日 第1,3,5月曜日
	大館市 勤労青少年ホーム	〒017 大館市三の丸60	0186-42-0872	日曜日
秋 田	横手市	〒013 横手市城西町1-1	01823-2-1507	日曜日
	湯沢市	〒012 湯沢市佐竹町4-52	01837-3-2111 (内)272	日曜日
	大曲市	〒014 大曲市大町7-2	01876-2-1312	金曜日
	本荘市	〒015 本荘市美倉町30	01842-2-5425	日曜日
	男鹿市	〒010-05 男鹿市船川港金川姫ヶ沢150-4	0185-24-3381	日曜日
	鹿角市	〒018-52 鹿角市花輪字扇の間7-1	01862-3-6701	
	矢島町	〒015-04 由利郡矢島町七日町字上山寺54-1	01845-6-2540	
	仁賀保町	〒018-04 由利郡仁賀保町平沢字中町79	01843-5-4711	月曜日
	能代市	〒016 能代市迫分町4-26	01855-5-1585	日曜日
	角館町	〒014-03 仙北郡角館町岩瀬字外の山19	01875-4-3474	月曜日
山 形	稲川町	〒012-02 雄勝郡稲川町字稲庭238-1	01834-3-2001	月曜日
	※秋田市	〒010 秋田市八橋片田添83	0188-24-5377	第3日曜日
	山形市 勤労青少年ホーム	〒990 山形市緑町4-15-12	0236-23-0746	日曜日
	上山市	〒999-31 上山市長清水字鞍掛226-1	02367-2-0007	日曜日
	南陽市	〒999-22 南陽市三間通420-1	0238-43-5000	水曜日 第3日曜日
	寒河江市	〒991 寒河江市大字西根字石川西333	02378-6-2192	火曜日
	村山市	〒995-01 村山市大字大久保甲610-2	0237-54-2320	第3日曜日
	天童市	〒994 天童市老野森2-6-2	02365-4-4520	日曜日
	長井市	〒993 長井市小出1721-1	02388-4-5868	火曜日

都道府 県 名	ホ ー ム 名	所 在 地	電 話 番 号	休 館 日
福 島	いわき市平 勤労青少年ホーム	〒970 いわき市平谷川瀬 字三十九町10	0246-25-8647	第2, 4, 5日曜日 第1, 3火曜日
	郡山市	〒963 郡山市麓山1-8-4	0249-34-1212 (内)55	月曜日 第3日曜日
	二本松市	〒964 二本松市榎戸1-92	02432-3-5121	水曜日
	いわき市勿来	〒970 いわき市金山町朝日台1	0246-63-2879	第2, 4, 5日曜日 第1, 3火曜日
	喜多方市	〒966 喜多方市字舞台田3119-1	02412-2-1403	第2, 4, 5日曜日 第1, 3月曜日
	原町市	〒975 原町市三島町2-45	02442-2-2047	日曜日
	会津若松市	〒965 会津若松市城東町14-52	0242-26-6661	月曜日
	本宮町	〒969-11 安達郡本宮町字矢来39-1	02433-3-4488	第2, 4日曜日
	須賀川市	〒962 須賀川市大字和田字柏崎44	02487-3-2387	月曜日
	安達町	〒969-14 安達郡安達町油井字瀧石 3-1	02432-3-3721	第3日曜日
	鏡石町	〒969-04 岩瀬郡鏡石町大字笠石 中央59	024862-6019	
	新地町	〒977-27 相馬郡新地町大字福岡 字中里15-1	02446-2-3106	日曜日
	石川町	〒978 石川郡石川町字当町418-1	02472-6-0475	第1, 3日曜日
	福島市	〒960-91 福島市入江町62		
	(小野町)	—	—	—
茨 城	古河市 勤労青少年ホーム	〒306 古河市幸町3-42	0280-32-2197	木曜日
	水戸市梅香	〒310 水戸市梅香1-2-20	0292-24-6600	月曜日
	勝田市	〒312 勝田市中央町14-2	0292-72-5883	日曜日
	土浦市	〒300 土浦市文教町9-2	0298-22-7921	月曜日
	那珂湊市	〒311-12 那珂湊市中央1-1-1	02926-3-1218	第2, 4日曜日 第1, 3, 5水曜日
	竜ヶ崎市	〒301 竜ヶ崎市字光順田1759	02976-2-1415	月曜日
	水海道市	〒303 水海道市栄町2680-1	02972-3-0667	月曜日
	日立市	〒316 日立市末広町1-1-2	0294-35-1466	月曜日
	笠間市	〒309-16 笠間市石井349	02967-2-5333	第1, 2, 4, 5日曜日 第3水曜日
	水戸市五軒	〒310 水戸市五軒町1-2-12	0292-26-3161	月曜日
	総和町	〒306-02 猿島郡総和町大字北利根 10	0280-92-2505	火曜日
	高萩市	〒318 高萩市高浜町1-42	02932-3-7177	月曜日
	石岡市	〒315 石岡市大字石岡2149-3	02992-4-0322	日曜日
	取手市立	〒302 取手市白山5-1-1	02977-3-5671 5672	水曜日

都道府 県名	ホー ム 名	所 在 地	電 話 番 号	休 館 日
茨 城	千代田村 勤労青少年ホーム	〒315 新治郡千代田村大字稲吉 2613-349	0298-31-5896	日曜日
	※結城市	〒307 結城市浦町196-1	02963-3- ³¹⁹¹ 3192	日曜日
栃 木	栃木市 勤労青少年ホーム	〒328 栃木市日の出町14-36	0282-22-3113	水曜日
	鹿沼市	〒322 鹿沼市千手町2609-1	0289-62-6945	日曜日
	足利市	〒326 足利市東砂原後町1068-1	0284-41-3402	月曜日
	宇都宮市松原	〒320 宇都宮市松原 3-1-5	0286- ²²⁻¹²⁹⁶ 21-7359	日曜日
	佐野市	〒327 佐野市大橋町2048-3	0283-3-2398	日曜日
	小山市	〒323 小山市大字犬塚428-1	0285-23-3402	月曜日
	大田原市	〒324 大田原市美原町 1-1-4	02872-2-6878	日曜日
	大平町	〒328 下都賀郡大平町大字蔵井 2002-1	0282-43-5191	日曜日
	田沼町	〒327-03 安蘇郡田沼町大字田沼884	02836-2-5610	日曜日
	今市市	〒321-12 今市市平ヶ崎160	0288-22-6211	月曜日
	黒磯市	〒325 黒磯市上厚崎664	02876-3-7410	日曜日
	壬生町	〒321-02 下都賀郡壬生町大字安塚 1179-3	0282-86-3044	日曜日
	石橋町	〒329-05 下都賀郡石橋町大字石橋 1567-5	0285-53-1313	日曜日
	宇都宮市東	〒321 宇都宮市今泉町3007	0286-63- ³¹⁵⁵ 2864	日曜日
	矢板市	〒329-21 矢板市中401	02874-3-8210	日曜日
群 馬	高崎市 勤労青少年ホーム	〒370 高崎市並榎町123	0273-23-6732	日曜日
	前橋市	〒371 前橋市大渡町 2-3-15	0272-52-0500	火曜日
	太田市	〒373 太田市大字下浜田1088-2	0276-46-0344	日曜日
	藤岡市	〒375 藤岡市藤岡854-2	0274-23-2564	日曜日
	吾妻郡	〒377-04 吾妻郡中之条町大字 西中之条字永田原135	0279-75-5174	月曜日
	沼田市	〒378 沼田市白岩町甲213	0278-4-0135	日曜日
	富岡市	〒370-33 富岡市田籾1238-7	02746-4-1309	金曜日
埼 玉	川口市 勤労青少年ホーム	〒332 川口市本町 2-4-5	0482-22-3570	日曜日
	埼玉県大宮	〒330 大宮市高鼻町 4-130	0486- ⁴¹⁻²⁶⁵⁶ 42-4426	
	埼玉県川越	〒350 川越市三久保町18-3	0492-22-5241	日曜日
	埼玉県秩父	〒368 秩父市熊本町 8-44	0494-23-2294	月末の土・日曜日
	埼玉県飯能	〒357 飯能市双柳429-1	04297-2-2113	

都道府 県名	ホ ー ム 名	所 在 地	電 話 番 号	休 館 日
埼 玉	埼玉県蔵 勤労青少年ホーム	〒335 蔵市中央 4-21-29	0484-32-4749	第 1, 3 日曜日
	埼玉県新座	〒352 新座市北野 2-15-1	0484-79-0717	第 1, 3 日曜日
	埼玉県桶川	〒363 桶川市末広 3-19-8	0487-28-3393	第 2・最終の日曜日
	埼玉県草加	〒340 草加市住吉 2-2-8	0489-28-5550	
	埼玉県和光	〒351 和光市新倉 1-20-40	0484-65-4841	第 1, 3, 5 日曜日 第 2, 4 土曜日
	埼玉県鴻巣	〒365 鴻巣市本町 3-12-18	0485-42-8403	第 1, 3 日曜日
	埼玉県三郷	〒341 三郷市谷口570	0489-53-1040	
	白岡町	〒349-02 南埼玉郡白岡町大字 小久高1227-1	04809-2-6000	水曜日
	吹上町	〒369-01 北足立郡吹上町大字明用 657-2	0485-49-0777	日曜日 第 1, 3 土曜日
	小川町	〒355-03 比企郡小川町大字 腰越43-3	0493-72-0031	月曜日
	長瀨町	〒369-13 秩父郡長瀨町大字野上 下郷3312	0494-66-1800	毎月30、及び31日 2月は末日
	(八潮市)	—	—	—
	※吉見町勤労青少年 フレンドシップセンター	〒355-01 比企郡吉見町大字黒岩602	0493-54-2030	
	※川口市 青少年工業人センター	〒332 川口市栄町 3-7-1	0482-53-2882	月曜日
	※埼玉県本庄 勤労青少年ホーム	〒367 本庄市小島南 1-8-2	0495-21-1684	
	※埼玉県狭山 勤労青少年ホーム	〒350-13 狭山市入間川 4-14-8	0429-53-2777	月 3 回日曜日
	※埼玉県行田	〒361 行田市佐間 1-22-11	0485-56-8674	第 3 日曜日
	※埼玉県熊谷	〒360 熊谷市大字石原1407-1	0485-23-3122	
	※埼玉県蓮田	〒349-01 蓮田市見沼町 4-3	0487-68-8743	第 4 日曜日
	※埼玉県幸手	〒340-01 北葛飾郡幸手町緑台 2-1-7	04804-2-5800	
千 葉	千葉県 勤労青少年ホーム	〒260 千葉市新港43	0472-43-9589	金曜日
	船橋市	〒273 船橋市夏見町 2-11-44	0474-22-3979	木曜日
	茂原市	〒297 茂原市千代田町 2-8-12	0475-22-5090	木曜日
	柏市	〒277 柏市根戸高野台467	0471-31-6098	木曜日
	野田市	〒278 野田市鶴奉 5-1	0471-22-4548	木曜日
	八千代市	〒276 八千代市八千代台北 8-9-12	0474-82-0913	金曜日
	旭市	〒289-25 旭市中谷里8340-44	04796-2-0686	月曜日
	流山市	〒270-01 流山市後平井173	0471-59-0798	金曜日
	八日市場市	〒289-21 八日市場市イ 2030	04797-3-4515	月曜日 祝日の翌日

都道府 県 名	ホ ー ム 名	所 在 地	電 話 番 号	休 館 日
千 葉 東 京 神奈川 新 潟	市川市 勤労青少年ホーム	〒272 市川市南八幡2-20-1	0473-70-5201	月曜日
	館山市	〒294 館山市北条740-1		
	※千種 勤労青少年センター	〒281 千葉市千種町286	0472-59-0201	8月14日, 15日, 16日
	※全国勤労青少年会 館(サンプラザ)	〒164 東京都中野区中野4-1-1	03-388-1151	
	※豊島区 勤労青少年センター	〒170 東京都豊島区北大塚1-15-10	03-915-2334	日曜日
	※北区	〒114 東京都北区西ヶ原2-16-2	03-918-9741	水曜日
	横浜市 勤労青少年センター	〒220 横浜市西区老松町25	045-241-0673	月曜日
	長岡市 勤労青少年ホーム	〒940 長岡市今朝白1-10-12	0258-32-4429	
	新潟市	〒951 新潟市古町通り13番地5148-2	0252-22-2728	日曜日
	上越市	〒943 上越市本城町8-1	0255-23-2440	日曜日
	三条市	〒955 三条市本町1-6-18	02563-2-3362	日曜日
	十日町市	〒948 十日町市辰甲815-1	02575-7-8918	日曜日
	新発田市	〒957 新発田市御幸町3-1-21	02542-3-3219	土曜日
	栃尾市	〒940-02 栃尾市滝の下町1-5	02585-2-4432	日曜日
	燕市	〒959-12 燕市水道町1-3-28	02566-3-5666	金曜日 祝日の翌日
	柏崎市	〒945 柏崎市諏訪町6-6	02572-3-3340	日曜日
	新井市	〒944 新井市学校町1-17	02557-2-4825	日曜日
	糸魚川市	〒941 糸魚川市横町1-14-2	02555-2-2859	日曜日
	加茂市	〒959-13 加茂市大字狭口甲1082-1	02565-2-6116	日曜日
富 山	五泉市	〒959-16 五泉市粟島851	02504-3-1050	月曜日 第3日曜日
	吉田町	〒959-02 西蒲原郡吉田町大字本所 178-1	02569-2-4100	火曜日
	小千谷市	〒947 小千谷市大字蔭生乙1234	02588-2-8510	
	六日町	〒947-67 南魚沼郡六日町字二日町 428-1	02577-3-6678	日曜日
	村上市	〒958 村上市大字瀬波771-5	02545-3-2005	日曜日
	両津市	〒952-34 両津市大字城腰字開山363	02592-7-7521	月曜日
	与板町	〒940-24 三島郡与板町大字与板乙 2469	025872-2015	月曜日
	中条町	〒959-26 北蒲原郡中条町大字 西条字野添666	02544-3-2277	日曜日
	新津市	〒956 新津市東町1-5-12	02502-4-5320	日曜日
	富山市第1 勤労青少年ホーム	〒930 富山市牛島町2-3	0764-32-0241	土曜日

都道府 県名	ホー ム 名	所 在 地	電 話 番 号	休 館 日
富 山	高岡市 勤労青少年ホーム	〒933 高岡市御馬出町51-1	0766-22-0320	日曜日
	魚津市	〒937 魚津市火の宮町1-19	0765-22-4330	日曜日
	永見市	〒935 永見市南大町26-13	0766-72-5510	日曜日
	滑川市	〒936 滑川市清水町106	0764-75-2090	日曜日
	新湊市	〒934 新湊市放生津町19-4	0766-82-6314	日曜日
	福岡町	〒939-01 西砺波郡福岡町荒屋敷634	0766-64-4591	月曜日
	新川広域圏事務組合	〒939-06 下新川郡人善町下飯野364	0765-72-2788	火曜日 祝日の翌日
	小矢部市	〒932 小矢部市小矢部町10-1	0766-67-0304	日曜日
	砺波市	〒939-13 砺波市中村629	0763-33-1541	日曜日
	立山町	〒930-02 中新川郡立山町榎1	07646-3-4655	火曜日 祝日の翌日
	富山市第2	〒930-11 富山市山室181	0764-92-1256	土曜日
	小杉町	〒939-03 射水郡小杉町黒河711	0766-56-6562	日曜日
	婦中町立	〒939-27 婦負郡婦中町砂子田1-1	0764-65-3111	月曜日
	※城端町	〒939-18 東砺波郡城端町969-27	0763-62-2267	日曜日
石 川	小松市 勤労青少年ホーム	〒923 小松市御宮町1	0761-22-7000	日曜日
	金沢市	〒920 金沢市本多町3-2-26	0762-20-2202	土曜日
	輪島市	〒928 輪島市河井町18-36	07682-2-3299	水曜日
	加賀市	〒922 加賀市大聖寺東町2-3	07617-2-4005	日曜日
	松任市	〒924 松任市成町404	0762-76-1345	月曜日
	七塚町	〒929-11 河北郡七塚町字遠塚口 57-6	07628-5-1989	日曜日
	根上町	〒929-01 能美郡根上町西二口町 60-1	0761-55-2000	火曜日
	(七尾市)	—	—	—
	福井市 勤労青少年ホーム	〒910 福井市左内町7-1	0776-35-1023	日曜日
	丸岡坂井	〒910-02 坂井郡丸岡町西里丸岡 12-21	0776-66-5880	月曜日 第3日曜日
福 井	武生市	〒915 武生市高瀬2-9-32	0778-24-0444	日曜日
	金津町	〒919-06 坂井郡金津町東2-14-1	0776-73-3825	第1,2,4,5月曜日 第3日曜日
	朝日町	〒916-01 丹生郡朝日町西田中 8-27-1	07783-4-2050	第3日曜日
	鯖江市	〒916 鯖江市水落町2-24-2	0778-52-5988	日曜日
	敦賀市	〒914 敦賀市木崎24-7-1	07702-5-8141	第1,2,4,5月曜日 第3日曜日

都道府県	ホーム名	所在地	電話番号	休館日
福井県	大野市 勤労青少年ホーム	〒912 大野市中野3-1-16	07796-5-1013	日曜日
	今立町 ※	〒915-02 今立郡今立町西庄境 21-7-1	07784-3-1290	月曜日
	(三国町 ※)	—	—	—
	※福井市森田 ※	〒910-01 福井市下森田町三36	0776-56-0200	日曜日
	塩山市 勤労青年ホーム	〒404 塩山市下於曽1070	05533-3-6955	日曜日
	山梨県東部地方 勤労青年センター	〒409-06 大月市猿橋町猿橋字峰通 867	05542-3-1271 1272	月曜日 祝日の翌々日
	山梨県峡南地方 勤労青年センター	〒409-29 南巨摩郡中富町宮木1705	05564-2-2770	月曜日 祝日の翌々日
	山梨県峡中地方 ※	〒409-38 中巨摩郡玉穂村一町畑 字形見1189	05527-3-6479	月曜日 祝日の翌々日
	山梨県富士山麓地方 ※	〒401-04 南都留郡鳴沢村字丸尾 8531-45	05558-5-2884	月曜日
	山梨県東山梨地方 ※	〒409-13 東山梨郡勝沼町勝沼字 宮の上1293	05534-4-2100 2120	月曜日
	(山梨県峡北地方 ※)	—	—	—
長野県	上田市 勤労青少年ホーム	〒386 上田市二の丸3-23	0268-22-7117	日曜日
	下諏訪町 ※	〒393 諏訪郡下諏訪町西鷹野町 4613-4	02662-7-3204	火曜日
	長野市北部 ※	〒380 長野市吉田1-13-8	0262-43-1358	日曜日
	松本市 ※	〒390 松本市双葉4-8	0263-26-1083	火曜日
	更埴市 ※	〒387 更埴市大字杭瀬下1150	02627-2-1056	日曜日
	岡谷市 ※	〒394 岡谷市田中町3-8824-1	02662-3-2201	日曜日
	中野市 ※	〒383 中野市三好町1-4-27	02692-2-2801	日曜日
	塩尻市 ※	〒399-07 塩尻市大字広丘原新田 291-2	02635-2-5057	日曜日
	大町市 ※	〒398 大町市大字常盤泉5640-4	02612-2-7658	日曜日
	伊那市 ※	〒396 伊那市大字伊那5839	02657-2-3090	日曜日
	飯山市 ※	〒389-24 飯山市大字照里1215	02696-5-2841	日曜日
	茅野市 ※	〒391 茅野市宮川4552-2	02667-2-8079	日曜日
	飯田市 ※	〒395 飯田市松尾7443	0265-23-5571	月曜日
	須坂市 ※	〒382 須坂市大字小山3-55	02624-8-0393	月曜日 祝日の翌日
	諏訪市 ※	〒392 諏訪市湖岸通り5-12-18	02665-8-5298	月曜日
	長野市南部 ※	〒388 長野市篠ノ井小森578	0262-93-4435	日曜日
	(長野市西部 ※)	—	—	—
	※富士見勤労青少年 フレンドシップセンター	〒399-02 諏訪郡富士見町落合 10039-4	02666-2-2400	月曜日

都道府 県 名	ホ ー ム 名	所 在 地	電 話 番 号	休 館 日
長 野 岐 阜	※長野市青少年の家	〒380 長野市大字長野西野1028-1	0262-93-4435	日曜日
	羽島市 勤労青少年ホーム	〒501-62 羽島市竹鼻町86	0583-92-1126	第1, 3, 5日曜日 第2, 4火曜日
	多治見市	〒507 多治見市井天町4-2	0572-22-4969	月曜日
	瑞浪市	〒509-61 瑞浪市上平町1-1	0572-68-3027	月曜日
	関市	〒501-32 関市塔ノ洞3885-1	05752-2-3242	月曜日
	中津川市	〒508 中津川市手賀野172	05736-6-5204	木曜日
	各務原市	〒509-01 各務原市鶴沼朝日町 3-163-1	0583-84-6254	月曜日
	土岐市	〒509-53 土岐市妻木町字東山 3009-47	05725-7-3010	火曜日
	美濃市	〒501-37 美濃市曾代117-14	05753-5-1476	月曜日
	(高山市)	———	———	———
静 岡	※高山市	〒506 高山市花里町1-54	0577-32-0394	第1, 3土曜日 第2, 4日曜日
	浜松市立 勤労青少年ホーム	〒432 浜松市鹿谷町11-2	0534-71-6206	日曜日
	富士市	〒417 富士市石坂456-5	0545-21-6129	日曜日
	清水市	〒424 清水市桜が丘町7-1	0543-52-6412	月曜日 第3日曜日
	沼津市	〒410 沼津市御幸町15-1	0559-31-1071 32-7090	日曜日
	島田市	〒427 島田市横井2-7-9	05473-7-7376	月曜日
	磐田市	〒438 磐田市中央町2989-2	05383-2-8647	日曜日
	三島市	〒411 三島市大宮町1-8-38	0559-75-2562	日曜日
	静岡市	〒420 静岡市駿府町2-80	0542-53-0731	日曜日
	浜北市	〒434 浜北市貴布弥289-3	05358-7-2201	日曜日
	湖西市	〒431-04 湖西市古見1070	05357-6-2746	日曜日
	裾野市	〒410-11 裾野市佐野784-5	05599-2-3800	月曜日
	富士宮市立	〒418 富士宮市大宮1715-1	0544-24-0094	日曜日
	菊川町	〒439 小笠郡菊川町堀之内61	05373-5-3510	日曜日
	天竜市	〒431-33 天竜市山東2290-1	05392-6-1930	火曜日
	袋井市	〒437 袋井市上田町267-5	05384-3-4594	日曜日
	藤枝市	〒426 藤枝市田中3-7-45	0546-44-7922	月曜日 第3日曜日
愛 知	豊橋市 勤労青少年ホーム	〒440 豊橋市鍵田町55-3	0532-55-0413	金曜日
	西尾市	〒445 西尾市鶴ヶ崎町6-2	05635-6-3923	月曜日

都道府 県名	ホー ム 名	所 在 地	電 話 番 号	休 館 日
愛 知	岡崎市 勤労青少年ホーム	〒444 岡崎市内六名3-3-7	0564-51-4104	月曜日、7月1日
	蒲郡市	〒443 蒲郡市三谷町水神町通10-2	0533-69-3815	火曜日
	稲沢市	〒492 稲沢市井之口沖ノ田町38	0587-32-7905	水曜日 第3日曜日
	瀬戸市	〒489 瀬戸市熊野町98	0561-83-3579	月曜日
	犬山市	〒484 犬山市大字羽黒新田 字上堅蔵1-1	0568-67-3772	火曜日
	高浜市	〒444-13 高浜市高取町下小脇100-1	0566-52-4017	金曜日 祝日の翌日
	新城市	〒441-13 新城市西入船5-2	05362-3-1123	月曜日
	尾張旭市	〒488 尾張旭市東大道町山の内 2410-2	05615-4-4787	
	豊田市	〒471 豊田市八幡町2-1	0565-32-6296	月曜日
	※三好町立	〒470-02 西加茂郡三好町大字三好 字仲ヶ山43-2	05613-2-3044	月曜日
	※一色町	〒444-04 幡豆郡一色町大字前野 字新田38-1	05637-2-7563	月曜日
	※祖父江町立	〒495 中島郡祖父江町大字上牧 字下川田454	05879-7-2121 (内線75)	月曜日
三 重	※勤労センター憩の家	〒473 豊田市本町朝日20	0565-52-0362	月曜日
	松坂市 勤労青少年ホーム	〒515 松坂市殿町1563	0598-21-3430	日曜日
	桑名市	〒511 桑名市殿治町14	0594-21-3260	日曜日
	四日市市	〒510 四日市市日永東1-2-28	0593-45-3286	日曜日
	津市	〒514 津市大字藤方1623-2	0592-27-4919	日曜日
	鈴鹿市	〒510-02 鈴鹿市白子駅前6-33	0593-87-6125	日曜日
滋 賀	大津市 勤労青少年ホーム	〒520 大津市打出浜13-22	0775-22-7474	火曜日
	草津市	〒525 草津市野村町58-7	0775-63-3700	日曜日
	八日市市	〒527 八日市市市辺町2353	07482-2-1288	火曜日 祝日の翌日
	安曇川町	〒520-12 高島郡安曇川町田中630-1	07403-2-0003	月曜日 祝日の翌日
	山東町立	〒521-02 坂田郡山東町志賀谷1907	07495-5-3029	水曜日 祝日の翌日
	浅井町	〒526-02 東浅井郡浅井町野瀬809	07497-6-0001	月曜日 祝日の翌日
	甲西町	〒520-32 甲賀郡甲西町大字吉永302	07487-2-4199	月曜日 祝日の翌日
	長浜市	〒526 長浜市八幡中山町1316-3	07496-4-1444	火曜日 祝日の翌日
	彦根市	〒522 彦根市平田町670	0749-22-8153	日曜日
	近江八幡市	〒523 近江八幡市字宇津呂町19-6	07483-2-5088	日曜日
	(栗東町)	—	—	—

都道府 県名	ホー ム 名	所 在 地	電 話 番 号	休 館 日
京 都	京都市西陣 勤労青少年ホーム	〒603 京都市北区紫野北舟岡町42 舟岡山公園内	075-451-6700	火曜日
	京都市南	〒601 京都市南区西九条南田町72	075-671-0356	火曜日
	京都市東山	〒605 京都市東山区東大路通七条 上ル妙法院前側町446	075-541-0619	火曜日
	京都市下京	〒600 京都市下京区西7条 北東野町90	075-314-5635	火曜日
	福知山市	〒620 福知山市字岡ノ175-1	0773-23-1616	水曜日
	京都市山科	〒607 京都市山科区竹鼻四丁野町42	075-593-4911	火曜日
	亀岡市	〒162 亀岡市荒塚町内丸14-1	07712-4-0294	火曜日
	※京都市中京青年の家	〒604 京都市中京区東洞院通 六角下ル	075-231-0640	火曜日
	※京都市伏見	〒612 京都市伏見区御駕籠町91	075-611-4910	火曜日
大 阪	大阪府立中央 勤労青少年ホーム	〒540 大阪市東区石町2-35	06-941-2681	水曜日
	大阪市立中央	〒541 大阪市東区安土町1-7	06-271-4953	月曜日
	大阪府立豊中	〒560 豊中市北桜塚3-1-28	06-854-1400	水曜日
	大阪府立阿倍野	〒545 大阪市阿倍野区文の里 1-4-2	06-628-0003	水曜日
	守口市	〒570 守口市菊水通4-52	06-996-9360	火曜日 祝日の翌々日
	大阪府立東大阪	〒577 東大阪市中小坂5-14-30	06-723-1210	水曜日
	吹田市	〒564 吹田市寿町2-19-20	06-383-4101	火曜日 祝日の翌々日
	大阪市立福島	〒553 大阪市福島区海老江6-1-14	06-453-0207	月曜日
	岸和田市立春木	〒596 岸和田市春木宮川町5-16	0724-38-1007	火曜日
	寝屋川市立	〒572 寝屋川市東大利町2-14	0720-28-0761	月曜日
	大阪市立東淀川	〒533 大阪市東淀川区豊新2-1-4	06-327-5650	月曜日
	大阪市立旭	〒535 大阪市旭区森小路2-5-29	06-955-1144	月曜日
	大阪市立天王寺	〒543 大阪市天王寺区味原町9-14	06-763-3525	月曜日
	大阪市立住之江	〒559 大阪市住之江区浜口西 3-4-22	06-674-5405	月曜日
	和泉市	〒594 和泉市府中町913	0725-44-9221	水曜日
	大阪市立浪速	〒556 大阪市浪速区下寺2-2-12	06-643-0694	月曜日
	大阪市立大正	〒551 大阪市大正区泉尾3-9-16	06-554-5377	月曜日
	大阪市立大淀	〒531 大阪市大淀区本庄東1-24-11	06-374-0870	月曜日
	大阪市立鶴見	〒538 大阪市鶴見区今津中1-1-14	06-967-1033	月曜日
	熊取町	〒590-04 泉南郡熊取町大字野田 2183-1	07245-3-0600	火曜日 祝日の翌々日

都道府県名	ホーム名	所在地	電話番号	休館日
大阪	忠岡町 勤労青少年ホーム	〒595 泉北郡忠岡町忠岡南1-9-15	0725-22-1130	木曜日
	大阪市立東住吉◇	〒546 大阪市東住吉区東田辺 2-11-28	06-699-3600	月曜日
	大阪市立西◇	〒550 大阪市西区本田3-7-2	06-582-9553	月曜日
	泉大津市◇	〒595 泉大津市下条町11-28	0725-32-6432	月曜日
	大阪市立西成◇	〒557 大阪市西成区梅南1-2-6	06-658-4528	月曜日
	大阪市立生野◇	〒544 大阪市生野区巽北2-4-16	06-752-8000	月曜日
	大阪市立北◇	〒530 大阪市北区同心1-5-27	06-352-7030	月曜日
	大阪市立南◇	〒542 大阪市南区島之内2-12-10		
	美原町◇	〒587 南河内郡美原町阿弥377-1		
	※泉佐野勤労青少年 フレンドシップセンター	〒598 泉佐野市日根野5565	0724-68-0300	
	※高槻市立 勤労青少年ホーム	〒569 高槻市城西町2-30	0726-71-5805	日曜日
	※大阪市立港◇	〒552 大阪市港区磯路2-11-10	06-573-7792	月曜日
	※大阪市立城東◇	〒536 大阪市城東区新喜多東1-1-7	06-968-3350	月曜日
	※大阪市立東成◇	〒537 大阪市東成区東中本2-3-16	06-976-0300	月曜日
	※大阪市立平野◇	〒547 大阪市平野区瓜破3-3-64	06-707-0900	月曜日
	※大阪市立西淀川◇	〒555 大阪市西淀川区姫里2-13-22	06-474-7245	月曜日
	※大阪市立加美 ユースセンター	〒547 大阪市平野区加美鞍作町 1-2-31	06-791-8618	月曜日
	※大阪市立此花 ユースセンター	〒554 大阪市此花区四貴島2-26-17	06-463-1881	月曜日
	※大阪市立大畑山会館	〒581 八尾市大字恩智1045	0729-43-7236	月曜日
兵庫	姫路市 勤労青少年ホーム	〒670 姫路市西延末字手柄山509	0792-94-0424	火曜日
	伊丹市青少年センター	〒664 伊丹市瑞原2-59	0727-82-1728	木曜日
	尼崎市立 青少年センター	〒660 尼崎市栗山前田町3	06-429-3020	木曜日
	高砂市 勤労青少年ホーム	〒676 高砂市高砂町朝日町1-2-1	07944-2-4832	日曜日
	西宮市立◇	〒662 西宮市松原町2-37	0798-35-5286	
	宝塚市◇	〒665 宝塚市御殿山2-1-2	0797-84-1881	日曜日
	三木市◇	〒673-04 三木市上の丸町8-30	07948-2-0941	火曜日、7月1日
	氷上町◇	〒669-36 氷上郡氷上町成松字甲賀1	07958-2-3719	月曜日
	※西脇市◇	〒677 西脇市西脇801-52	07952-2-6329	金曜日、4月1日
	※桜井市 勤労青少年ホーム	〒633 桜井市桜井281-9	07444-2-2396	日曜日

都道府県名	ホ ー ム 名	所 在 地	電 話 番 号	休 館 日
奈良	奈良市 勤労青少年ホーム	〒630 奈良市大宮 1-10-2	0742-33-0516	水曜日 祝日の翌日
	大和高田市 ◇	〒635 大和高田市大字野口20-1	0745-22-6045	火曜日 祝日の翌日
	大和郡山市 ◇	〒639-11 大和郡山市今国府町60-9	07435-6-4581	火曜日 祝日の翌日
和歌山	橿原市 ◇	〒634 橿原市小房町30	07442-4-4782	火曜日 月曜日の午後
	和歌山市 勤労青少年ホーム	〒640 和歌山市寄合町37	0734-31-2500	土曜日
	海南市 ◇	〒642 海南市日方1290-14	07348-2-4114	水曜日
	田辺市 ◇	〒646 田辺市上屋敷町193-14	0739-25-0272	日曜日
	御坊市 ◇	〒644 御坊市園88-1	07382-2-5436	日曜日
	新宮市 ◇	〒647 新宮市新宮4800	0735-21-0755	水曜日 祝日の翌日
	橋本市 ◇	〒648 橋本市東家 1-1-19	07363-3-1575	日曜日
鳥取	鳥取市 勤労青少年ホーム	〒680 鳥取市吉成739-1	0857-24-1702	火曜日
	倉吉市 ◇	〒682 倉吉市上井町 2-9-8	08582-6-0041	日曜日
	米子市 ◇	〒683 米子市東福原1145	0859-34-5154	水曜日
島根	出雲市 勤労青少年ホーム	〒693 出雲市今市町北本町 1-7	0853-21-0424	火曜日
	浜田市 ◇	〒697 浜田市殿町123-10	08552-2-5043	火曜日
	安来市 ◇	〒692 安来市南十神町33	08542-2-4333	日曜日
	大田市 ◇	〒694 大田市大田町大田 125	08548-2-2450	火曜日
	江津市 ◇	〒695 江津市嘉久志町イの1505-1	08555-2-2152	月曜日
	益田市立 ◇	〒698 益田市赤城町18-6	08562-2-8699	火曜日
	平田市立 ◇	〒691 平田市平田町2280-1	08536-3-3077	火曜日
	木次町 ◇	〒699-13 大原郡木次町大字木次 1012-1	08544-2-5211	月曜日
	井原市 勤労青少年ホーム	〒715 井原市井原町3619	08666-2-1364	木曜日
	倉敷市児島 ◇	〒711 倉敷市児島小川 2-1-10	0864-73-1523	水曜日 第3日曜日
岡山	岡山市立 ◇	〒703 岡山市小橋町 1-1-30	0862-72-7881	水曜日
	津山市 ◇	〒708 津山市勝部20-2	08682-2-5605	水曜日
	備前市 ◇	〒705 備前市伊部2523-3	08696-4-4895	水曜日
	総社市 ◇	〒719-11 総社市総社235	08669-2-5558	月曜日
	笠岡市 ◇	〒714 笠岡市六番町 1-10	08656-3-4055	水曜日
	倉敷市水島 ◇	〒712 倉敷市連島中央 4-2-18	0864-46-6288	水曜日

都道府 県 名	ホー ム 名	所 在 地	電 話 番 号	休 館 日
岡 山	玉野市 勤労青少年ホーム	〒706 玉野市田井5-22-2	0863-31-9101	水曜日
	新見市	〒718 新見市下熊谷23-4	08677-2-3375	水曜日
広 島	高梁市	〒716 高梁市落合町近似267-7	08662-2-1880	月曜日
	福山市福山 勤労青少年ホーム	〒720 福山市草戸町2276-1	0849-53-2006	水曜日 第3日曜日
	府中市	〒726 府中市用土町城山438-1	0847-45-6560	水曜日
	広島市中央	〒730 広島市中区八丁堀3-2	0822-22-2513	日曜日、8月6日
	三原市	〒723 三原市城町6	08486-3-4077	日曜日
	尾道市	〒722 尾道市西土堂町18-5	0848-22-5396	水曜日
	五日市町	〒738 佐伯郡五日市町新宮苑11-43	0829-22-8424	水曜日
	福山市松永	〒729-01 福山市松永町1383	08485-3-5320	水曜日
	海田町	〒736 安芸郡海田町中店8-14	08282-3-1936	日曜日
	広島市安佐	〒731-01 広島市安佐南区安古市町 大字大町933-7	08287-9-1512	水曜日、8月6日
	大竹市	〒739-06 大竹市立戸1-6-1	08275-3-6677	水曜日 第3日曜日
	竹原市	〒725 竹原市竹原町1567-2	08462-2-3753	水曜日 第3日曜日
	呉市	〒737 呉市中央6-2-5		
	徳山市 勤労青少年ホーム	〒745 徳山市岐山通2-10	0834-22-8722	日曜日
	防府市	〒747 防府市緑町1-9-2	0835-23-1500	
	下関市	〒750 下関市大字彦島字老の山 公園1-1	0832-67-1146	火曜日
山 口	光市	〒743 光市大字光井3946-1	0833-72-2245	水曜日
	新南陽市	〒746 新南陽市大字富田2569	0834-62-0001	火曜日
	平生町	〒742-11 熊毛郡平生町大字 平生村字横割178	08205-6-4219	日曜日
	山陽町	〒757 厚狭郡山陽町大字鴨庄3-5	08367-2-1998	水曜日 火曜日の午後
	美祢市	〒759-22 美祢市大嶺町 東分字前川285-1	08375-2-3500	火曜日
	小野田市	〒756 小野田市大字東高泊1739-2	08368-3-3146	月曜日
	豊浦町	〒759-64 豊浦郡豊浦町大字黒井 2351	08377-2-2678	月曜日
	(小郡町)	—	—	—
	宇部市 勤労青少年会館	〒755 宇部市松山町1-12	0836-31-5515	
	柳井市 勤労青少年ホーム	〒742 柳井市大字柳井3718	08202-2-0680	月曜日の夜間
	徳島市 勤労青少年ホーム	〒770 徳島市福島1-8-19	0886-52-7914	日曜日
徳 島				

都道府 県 名	ホ ー ム 名	所 在 地	電 話 番 号	休 館 日
徳 島	阿南市 勤労青少年ホーム	〒774 阿南市富岡町下ノ町24-21	0884-22-4572	日曜日
	藍住町	〒771-12 板野郡藍住町奥野字 矢上前32-1	088692-3620	日曜日
	鳴門市	〒772 鳴門市撫養町南浜字東浜27-3	08868-5-5179	月曜日, 5月15日
	市場町	〒771-16 阿波郡市場町大字興崎 字北分60	088336-5511	火曜日
香 川	小松島市	〒773 小松島市南小松島町1-16	08853-3-3283	日曜日
	小豆島 勤労青少年ホーム	〒761-44 小豆郡内海町西村甲 1070-1	0879-82-0201	日曜日
	志度町	〒769-21 大川郡志度町大字鴨庄 2576	08789-4-2200	日曜日
	国分寺町	〒769-01 綾歌郡国分寺町福家甲 3005	08787-4-4295	月曜日
愛 媛	(多度津町)	——	——	——
	新居浜市 勤労青少年ホーム	〒792 新居浜市一宮町2-2-17	0897-32-9246	日曜日
	伊予三島市	〒799-04 伊予三島市中曾根町500	0896-23-1192	月曜日
	宇和島市	〒798 宇和島市和雲東町3-1-9	0895-22-2089	日曜日
高 知	今治地区	〒794 今治市北宝来町1-1-16	0898-32-2698	月曜日
	大洲市	〒795 大洲市大洲1番地甲-5	08932-4-3161	日曜日
	八幡浜市	〒796 八幡浜市広瀬2-1-13	0894-24-1822	月曜日
	砥部町立	〒791-21 伊予郡砥部町宮内1369	089962-4822	日曜日
福 岡	須崎市 勤労青少年ホーム	〒785 須崎市西糺町4-4	08894-2-0670	日曜日
	北九州市立八幡東 勤労青少年ホーム	〒805 北九州市八幡東区桃園2-5-1	093-681-2798	日曜日
	北九州市立小倉	〒803 北九州市小倉北区大門1-6-10	093-561-1262	日曜日
	甘木市	〒838 甘木市大字善提寺71	09462-2-7409	第2, 4日曜日 第1, 3火曜日
	直方市	〒822 直方市大字惑田3601-4	09492-6-6200	月曜日 第3日曜日
	大川市	〒831 大川市大字向島1840-2	09448-8-0106	日曜日
	北九州市立若松	〒808 北九州市若松区浜町2-10-17	093-761-7500	日曜日
	北九州市立門司	〒801 北九州市門司区清滝3-2-3	093-331-7177	日曜日
	那珂川町	〒811-12 筑紫郡那珂川町大字 西隈64-1	092-953-2211 (内線294)	第1, 2, 4, 5月曜日 第3日曜日
	久留米市	〒830 久留米市野中町1075-2	0942-34-4996	第1, 3月曜日
	中間市	〒809 中間市大字中間5867	093-245-3511	日曜日
	豊前市	〒828 豊前市大字吉木955 (内線294)	09798-2-1111	日曜日
	八女市	〒834 八女市大字馬場420	09432-4-0029	第1, 2, 4, 5火曜日 第3日曜日

都道府県名	ホー ム 名	所 在 地	電 話 番 号	休 館 日
福 岡	田主丸町 勤労青少年ホーム	〒839-12 浮羽郡田主丸町 大字常盤1111	09437-3-3060	1,2,4,5週の月曜日 第3日曜日
	久山町	〒811-25 粕屋郡久山町大字久原 3505	09297-6-1847	月曜日
	筑紫野市	〒818 筑紫野市大字諸田169	092-925-4801	火曜日
	北九州市立八幡西	〒807 北九州市八幡西区南鷹見町 6-1	093-601-2684	日曜日
	春日市	〒816 春日市大字小倉658-1	092-571-3234	月曜日 第3火曜日
	(星野広域)	—	—	—
佐 賀	鳥栖市 勤労青少年ホーム	〒841 鳥栖市元町1239-1	09428-2-4780	第1,3,5火曜日 第2,4日曜日
	唐津市	〒847 唐津市藤崎通6929	09557-2-3424	火曜日
	武雄市	〒843 武雄市武雄町大字武雄5535	09542-3-5165	火曜日
	有田町	〒844 西松浦郡有田町中部丙1002-2	09554-2-6207	日曜日
	大町町	〒849-21 杵島郡大町町 大字福母158-1	095282-3500	月曜日
	(中原町)	—	—	—
長 崎	大村市 勤労青少年ホーム	〒856 大村市西三城町8	09575-3-1353	日曜日
	佐々町	〒857-03 北松浦郡佐々町本田 原免123	09566-2-3127	日曜日
	長与町	〒859-06 西彼杵郡長与町 嬉里郷431-1	0958-83-6224	火曜日
	松浦市	〒859-45 松浦市志佐町浦免1680	09567-2-3193	第1,3日曜日 第2,4木曜日
	川棚町	〒859-36 東彼杵郡川棚町中組郷 1506	09568-2-2064	火曜日
	(福江市)	—	—	—
熊 本	熊本市 勤労青少年ホーム	〒862 熊本市新屋敷1-18-28	0963-64-0633	日曜日
	八代市	〒866 八代市蛇籠町3-29	09653-3-2383	水曜日
	荒尾市	〒864 荒尾市荒尾4051	09686-3-0622	火曜日
	本渡市	〒863 本渡市船之尾町11-4	09692-3-4049	日曜日
	山鹿市	〒861-05 山鹿市大字山鹿1026-2	09684-3-1131	日曜日
	人吉市	〒868 人吉市西間下町20	09662-4-3871	火曜日
	菊池市	〒861-13 菊池市大字隈府1272-2	09682-4-1044	
	宇土市	〒869-04 宇土市浦町51	09642-2-1111 (内線334)	日曜日
	(水俣市)	—	—	—
	(牛深市)	—	—	—
大 分	中津市 勤労青少年ホーム	〒871 中津市中央町1-3-45	0979-22-7637	日曜日

都道府 県 名	ホ ー ム 名	所 在 地	電 話 番 号	休 館 日
大 分	日田市 勤労青少年ホーム	〒877 日田市中城町 1-66	09732-3-3835	日曜日
	竹田市	〒878 竹田田野岡区大字玉来1-11	09746-3-1047	日曜日
	佐伯市	〒876 佐伯市11766-2	09722-3-1010	日曜日
	宇佐市	〒879-04 宇佐市大字四日市264	09783-2-3316	日曜日
	豊後高田市	〒879-06 豊後高田市大字高田 1008-3	09782-4-2800	日曜日
	別府市	〒874 別府市上野口町19-22	0977-21-5890	日曜日
宮 崎	延岡市 勤労青少年ホーム	〒882 延岡市西階町1-4341-1	0982-32-4071	日曜日
	都城市	〒885 都城市松元町 4-14	0986-23-5160	月曜日
	宮崎市	〒880 宮崎市神宮東 1-2-27	0985-24-9138	日曜日
	日南市	〒887 日南市油津 1-4-21	09872-2-5666	日曜日
	日向市	〒883 日向市本町10-5	09825-2-2115 (内線811)	日曜日
	串間市	〒888 串間市大字西方5655	09877-2-1352	火曜日
	小林市	〒886 小林市細野38-1	09842-3-9653	日曜日
	えびの市	〒889-43 えびの市原田3456	09843-3-1115	日曜日
	西都市	〒881 西都市大字右松2534-1	09834-3-1111 (内線627)	月曜日
鹿 児 島	出水市 勤労青少年ホーム	〒899-02 出水市上知識3878	09966-3-2136	土曜日
	鹿屋市	〒893 鹿屋市向江町29-1	09944-3-4640	水曜日
	国分市	〒899-43 国分市中央 3-2-27	09954-5-5111 (内線 435)	日曜日 祝日の翌日
	鹿児島市	〒890 鹿児島市鴨池 2-32-30	0992-55-5771	土曜日
	枕崎市	〒898 枕崎市西鹿籠 12746-1	09937-2-2277	月曜日
	西之表市	〒891-31 西之表市西之表15-182-1	09972-2-1579	火曜日 第3日曜日
	川内市	〒895 川内市西開聞町 5-1	0996-20-1281	日曜日
	高山町	〒893-12 肝属郡高山町前田 3690	09946-5-0452	火曜日
	串木野市	〒896 串木野市上名 2467-2	09963-2-8770	月曜日
沖 縄	那覇市 勤労青少年ホーム	〒900 那覇市旭町 35	0988-62-6037	日曜日
	宜野湾市	〒901-22 宜野湾市伊佐 289-296	09889-8-4700	月曜日
	平良市	〒906 平良市字下里 416-4	09807-2-0362	月曜日

注 1) () 印のホームは昭和 5 8 年度設置予定のものを示す。

2) ※印は地方公共団体が国の補助を受けなくて設置したもの及びホームの類似施設を示す。

労働省婦人少年局調べ

4 勤労青少年ホーム災害補償保険制度

(1) 制度の趣旨

ホーム利用者及びホーム主催（共催）行事等参加者が被むる不測の事故に対処するため「勤労青少年ホーム災害補償保険制度」を設立・運営し、もってホーム利用者等の事故に際し十分かつ、速やかな補償を行えるようにし、ひいてはホーム活動の円滑な運営に資することを目的とする。

(2) 制度の概要

- 本制度は「傷害保険」と「賠償責任保険」を一体不可分に組み合わせることを原則とし、ホーム利用者等の事故に際してできるだけ漏れのない十分な補償を行えるようにしたものである。但し、個別ケースによっては、どちらか一方の単独加入も認められる。

また、保険契約は社団法人全国勤労青少年ホーム協議会が代表契約者となって行うので個別に加入するより有利な内容となっている。

○ 補償の対象

傷害保険……傷害保険加入者がホーム活動中に被った傷害事故が補償の対象となる。（往復途上中の事故も対象となる。）

賠償責任保険……ホーム側の責任で傷害事故が発生した場合のホーム側が負担する法律上の損害賠償金が補償の対象となる。

- 本制度は「ホーム活動」中の事故が対象となる。「ホーム活動」とはホームの管理下において行われる活動であって以下の各種活動（例：奉仕活動・文化活動・スポーツ活動等）をいう。

ホーム施設内で行われる各種活動

ホーム施設外の各種活動のうちホームが主催若しくは共催する活動
又は事前にホームに書面で届出て行われる団体活動

※届出の内容……責任者、行事種目、日程、参加者氏名

いずれの場合でも、往復途上中の事故も対象となる。

- ホーム活動中に災害が発生した場合に適用される保険は以下のとおり

である。

区 分	災害の発生に対するホーム側の責任	
	な し	あ り
傷害保険加入者	傷 害 保 険	傷害保険＋賠償責任保険
上記以外の者		賠 償 責 任 保 険

○ 傷害保険の保険金の種類及び保険金額

種 類	内 容	保 険 金 額	
		A タイプ	B タイプ
死 亡 保 険 金	事故の日から 180 日以内に死亡	300 万円	150 万円
後遺障害保険金	事故の日から 180 日以内に後遺障害が発生	程度により 9～300 万円	程度により 4.5～150 万円
医 療 保 険 金	入院 180 日、非入院90日を限度として 8 日目より支給	入 院 1 日につき 1,500 円 非入院 1 日につき 1,000 円	

○ 傷害保険加入依頼金（1 名当たり）

A タイプ…… 290 円（年額） B タイプ…… 190 円（年額）

※Aタイプ・Bタイプの選択は加入者ごとに自由にできる。

○ 賠償責任保険補償限度額

人身事故のみを補償する。被害者 1 名につき 3,000 万円を限度（免責金額 3 万円）、同一の原因の事故発生につき 1 億円を限度とする。

○ 賠償責任保険加入依頼金（1 ホーム当たり）

ホーム施設の延床面積

1,000 ㎡未満 …………… 5,900 円（年額）

1,000 ㎡以上～2,000 ㎡未満… 7,600 円（年額）

2,000 ㎡以上 …………… 9,300 円（年額）

(3) 加入手続き等

「勤労青少年ホーム災害補償保険制度加入依頼書」に加入依頼金の「振り込み領収書（写）」を添えて協議会に提出する。加入手続きの概略は次のとおりである。

手続き 1 傷害保険加入者の取りまとめ「傷害保険加入者名簿」の作成

手続き 2 傷害保険加入者の取りまとめ完了後「ホーム災害補償保険制度加入依頼書」の作成

手続き 3 「勤労青少年ホーム災害補償保険制度加入依頼金」の振り込み

手続き 4 「勤労青少年ホーム災害補償保険制度加入依頼書」と加入依頼金合計額の「振り込み（振り替え）領収書（銀行又は郵便局が発行）」（写）の送付

申込期間（ホームが加入必要書類を協議会へ発送する時期）	3月20日までに発送	4月8日までに発送	5月20日までに発送	8月20日までに発送	11月20日までに発送
保険(補償)期間	4月1日午前0時から 翌年3月31日午後12時	4月15日午前0時から 翌年4月14日午後12時	6月1日午前0時から 翌年5月31日午後12時	9月1日午前0時から 翌年8月31日午後12時	12月1日午前0時から 翌年11月30日午後12時

※各ホームでは保険期間を上記のうちから1つ選択する。

手続き 5 傷害保険中途加入者の取扱い

「傷害保険加入者名簿」への追加記載

「傷害保険中途加入者報告書」の作成と送付

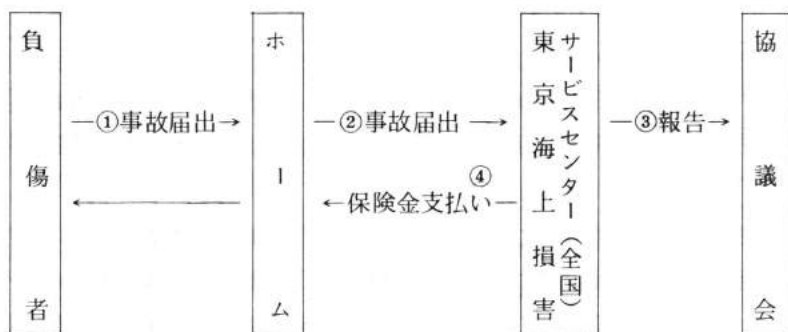
○ 「中途加入依頼金」（傷害保険依頼金のみ）

保険期間開始後6箇月未満までに中途加入の「中途加入依頼金」は年間加入依頼金と同一（Aタイプ 290円，Bタイプ 190円）である。

保険期間開始後6箇月を経て後に中途加入した者の「中途加入依頼金」はAタイプ 150円，Bタイプ 100円となる。

(4) 事故の際の手続き

○ 傷害保険の場合



昭和59年 1 月10日 発行

昭和 58 年版

勤 勞 青 少 年 の 現 状

年少労働資料 38号

発 行 労働省婦人少年局

郵便番号 100

東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2

印 刷 大 蔵 省 印 刷 局

GAa1/1

労働省婦人少年局



女性と仕事の未来館



00742519

(大蔵省印刷局製造)